令和7年度

事　業　年　報

千葉県習志野保健所

（千葉県習志野健康福祉センター）

は　じ　め　に

習志野保健所（健康福祉センター）は、習志野市、八千代市、鎌ケ谷市（3市の人口約49万人、面積は約 93,440 ㎡）を管轄し、地域保健対策の広域的・専門的・技術的拠点として、医師・薬剤師・保健師・管理栄養士等の技術職を配置して、感染症対策、医務・薬務、地域保健・地域福祉、食品・環境衛生、法人等の指導監査に取り組んでいます。

最近では、市、医療機関、保健・福祉関係機関と連携し、結核・エイズなどの感染症対策、生活習慣病予防、母子・成人・高齢者保健を着実に進めるとともに、危機管理体制の強化、災害時の救護体制の整備、地域福祉の推進にも注力しています。

この事業年報は、令和7年度の習志野保健所（健康福祉センター）の事業実績を取りまとめたものです。地域の資料として御活用いただくとともに、引き続き当保健所（健康福祉センター）業務への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。今後とも皆様からの御支援をよろしくお願い申し上げます。

令和8年10月

千葉県習志野保健所（健康福祉センター）長　杉戸一寿

目　　次

Ⅰ　総括…… 1
　1　沿革 …… 1
　2　概要……3
　3　管内の状況……3
　4　健康相談 ……8
　5　各種委員会……9
　6　機構及び事務内容……11
　7　職員数及び配置状況 ……12

Ⅱ　総務課の業務概要……13
　1　歳入･歳出決算……13
　2　協議会･委員会の開催状況 ……15
　3　地域防災対策 ……15
　4　鎌ケ谷連絡所の運営 ……15

Ⅲ　企画課の業務概要…… 16
　1　医務関係……16
　2　薬務関係 ……19
　3 献血推進事業 …… 22
　4　地域保健医療計画の推進……23
　5　厚生統計調査 …… 24
　6　協議会･委員会の開催状況 …… 30
　7　保健所保健･福祉サービス
　　調整推進事業 ……31
　8　地域保健従事者研修･保健所
　　実習 ……31
　9　広報･啓発事業…… 32
　10　地域防災対策…… 32

Ⅳ　地域保健課の業務概要 …… 33
　1　保健師関係指導事業 …… 33
　2　母子保健事業…… 37
　3　成人･老人保健事業 …… 42
　4　一人ひとりに応じた健康支援事業 ‥
　　…… 43
　5　総合的な自殺対策推進事業 …. 44
　6　地域･職域連携推進事業…… 44
　7　栄養改善事業…… 46
　8　歯科保健事業…… 57
　9　精神保健福祉事業 …… 58
　10　肝炎治療特別促進事業…… 64
　11　肝がん･重度肝硬変治療
　　研究促進事業……65
　12　難病対策事業 ……66
　13　受動喫煙対策 ……74
　14　市町村支援 ……75

Ⅴ　地域福祉課の業務概要 ……77
　1　福祉関係事業 ……77

Ⅵ　疾病対策課の業務概要 ……88
　1　結核予防事業 ……88
　2　感染症予防事業 ……98
　3　エイズ対策事業 …… 106
　4　原爆被爆者対策事業…… 109

Ⅶ　生活衛生課の業務概要 …… 111
　1　食品衛生事業 …… 111
　2　狂犬病予防事業及び動物愛護
　　管理事業 ……121
　3　環境衛生事業…… 125

Ⅷ　検査課の業務概要…… 132
　1　臨床及び細菌検査業務…… 133
　2　食品衛生検査業務 …… 134
　3　健康危機管理検査業務…… 135
　4　精度管理事業…… 138

Ⅸ　食品機動監視課の業務概要…… 139
　1　食品衛生監視事業…… 139

Ⅹ　監査指導課の業務概要 …… 148
　1　指導監査等業務の概要…… 148
　2　監査指導課の所管区域 …… 148
　3　指導監査等の実施状況等 …… 148

Ⅺ　資料編……151
　1　市町村保健センター……151
　2　表彰関係一覧表 ……151

凡　　例

1　各表、図は、年とあるものは 1 月～12 月の暦年、年度とあるものは、4 月～翌年 3 月の会計年度である。

2　各表中、年号表示のない資料は、令和7年度分（令和7年 4 月 1 日～令和8年 3 月 31 日）

3　各表欄外の注を参照のこと。

4　各表の数字は、単位未満を四捨五入してある。したがって、合計表と内訳の計が一致しない場合がある。

5　各表の符号は、特にことわりのないほかは、次のとおりである。

「0」掲載単位に満たないもの

「－」該当なし

「…」事実不詳又は資料なし

「△」減少を示す

「r」既発表の数字を修正したもの

Ⅰ　総括

1 沿革

昭和 43 年 4 月 1 日	習志野市・八千代市を管轄区域として、習志野保健所が設置された。 仮事務所は習志野市市民会館に置いた。 （従前は船橋保健所の管轄区域）
昭和 43 年 8 月 8 日	習志野保健所の旧庁舎が完成した。 （鉄筋コンクリート造　2 階建　延面積　841 ㎡）
昭和 43 年 8 月10日	庁舎完成の落成式を行う。仮事務所から旧庁舎に移転した。
平成 4 年 3 月31日	習志野市と現在地（本大久保 5 丁目）の賃貸借契約を締結した。
平成 5 年 11 月 4 日	習志野保健所の現庁舎が完成した。 （鉄筋コンクリート造　4 階建　延面積　2,243.9 ㎡）
平成 6 年 4 月30日	旧保健所庁舎を習志野市へ移管した。
平成 9 年 4 月 1 日	〔地域保健法〕の施行に伴い、業務・組織が変更された。 組織は、これまでの 4 課から 1 課 7 班の体制となる。 （総務課、企画調整班、地域指導班、疾病対策班、精神保健福祉班、 検査班、食品衛生班、環境衛生班）
平成 12 年 4 月 1 日	業務・組織が変更され、6 課 1 班の体制となる。 （総務課、企画調整班、地域指導課、疾病対策課、精神保健福祉課、 検査課、生活衛生課）
平成 15 年 4 月 1 日	鎌ケ谷市が管轄区域に加わる。
平成 16 年 4 月 1 日	習志野健康福祉センター（保健所）と改称し、6 課 1 班体制となる。 （総務企画課、地域保健福祉課、精神保健福祉課、健康生活支援課、 広域検査課、食品広域監視班、監査指導課）
平成 17 年 4 月 1 日	精神保健福祉課が地域保健福祉課に統合され、5 課1班体制となる。 （総務企画課、地域保健福祉課、健康生活支援課、広域検査課、食品 広域監視班、監査指導課）
平成 20 年 4 月 1 日	業務・組織の変更があり、広域検査課が検査課へ、食品広域監視班が 食品機動監視班へと名称が変更された。
平成 24 年 4 月 1 日	業務・組織の変更があり、食品機動監視班が食品機動監視課となり、 6 課体制となる。（総務企画課、地域保健福祉課、健康生活支援課、検査 課、食品機動監視課、監査指導課）
平成 25 年 4 月 1 日	業務・組織の変更があり、地域保健福祉課を地域保健課と地域福祉課 へ、健康生活支援課を疾病対策課と生活衛生課へ再編し、8 課体制とな る。（総務企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、生活衛生課、 検査課、食品機動監視課、監査指導課）
平成 28 年 4 月 1 日	業務・組織の変更があり、総務企画課を総務課と企画課へ再編し、9 課 体制となる。（総務課、企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、 生活衛生課、検査課、食品機動監視課、監査指導課）

表1 歴代所長

代	氏名	在任期間	代	氏名	在任期間
初代	沖山 鐐三郎	昭和 43.4.1～47.3.31	15代	安井 成美	平成 3.4.1 ～5.3.31
2代	相沢 多満	昭和 48.4.1～49.3.31	16代	内田 佐太臣	平成 5.4.1 ～8.3.31
3代	長井 和行(兼)	昭和 49.4.1～49.9.30	17代	溝口 勝	平成 8.4.1 ～12.3.31
4代	内田 早苗(兼)	昭和 49.10.1～50.5.30	18代	大野 由記子	平成 12.4.1 ～15.3.31
5代	楠本 浩	昭和 50.6.1～54.4.19	19代	山崎 彰美	平成 15.4.1 ～17.3.31
6代	服部 隆男	昭和 54.4.20～56.6.15	20代	井上 孝夫	平成 17.4.1 ～19.3.31
7代	楠本 浩(兼)	昭和 56.6.16～58.3.31	21代	髙地 刀志行	平成 19.4.1 ～21.3.31
8代	稲田 正實(兼)	昭和 58.4.1～59.3.31	22代	藤木 哲郎	平成 21.4.1 ～24.3.31
9代	丸山 正雄	昭和 59.4.1～61.3.31	23代	井上 孝夫	平成 24.4.1 ～26.3.31
10代	稲田 正實(兼)	昭和 61.4.1～62.3.31	24代	新 玲子	平成 26.4.1 ～27.3.31
11代	石毛 義治	昭和 62.4.1～63.3.31	25代	江口 弘久	平成 27.4.1 ～29.3.31
12代	安藤 俊朗(兼)	昭和 63.4.1～63.6.30	26代	久保 秀一	平成 29.4.1 ～31.3.31
13代	實川 浩	昭和 63.7.1～平成 2.3.31	27代	杉戸 一寿	平成 31.4.1 ～
14代	安藤 由記男	平成 2.4.1～3.3.31			

2 概要

当保健所の管轄区域は、千葉県の北西部に位置する習志野市、八千代市及び鎌ケ谷市の3市である。

健康福祉センターとしての監査、福祉関係業務には上記3市の他に、千葉市、船橋市、市川市及び浦安市を管轄とするものがある。

習志野市と八千代市を合わせた面積は 72 平方キロメートルで、地勢は臨海部と内陸部に大別され、東京湾を臨む臨海部は、埋立事業(京葉港埋立)により造成された土地とこれに接する旧海岸部分の平坦地とからなる。鎌ケ谷市は面積 21 平方キロメートルで、都心から 25 キロメートル圏内にあり首都近郊の住宅都市として発展してきている。土地利用は大きく分けると、丘陵部北部は山林、田畑の農林地区で、それより臨海部に至る部分は、工業、商業、住宅地区として都市的土地利用となっている。

管内は都心から 25～35 キロメートルの圏内にあり、JR、京成電鉄等の交通機関で都心と結ばれている。その地理的条件から、戦後の我が国経済の高度成長に伴う産業構造の変化と人口の都市集中化の影響を受け、首都東京のベッドタウンとして臨海部、内陸部における大規模な住宅開発や、内陸部における工業団地の造成等により人口が急激に増加した地域である。平成８年４月には東葉高速鉄道(西船橋～勝田台間)が開通し、沿線の住宅造成によりさらに人口が増加し、その後もゆるやかに増加が続いている。

このような状況の中で、住民の保健・医療・福祉に対する要請も多様化・高度化しており、県民のニーズに応える行政を推進するとともに、県民サービスの向上に努めている。

3 管内の状況

(1)管内の人口及び世帯数等の概況

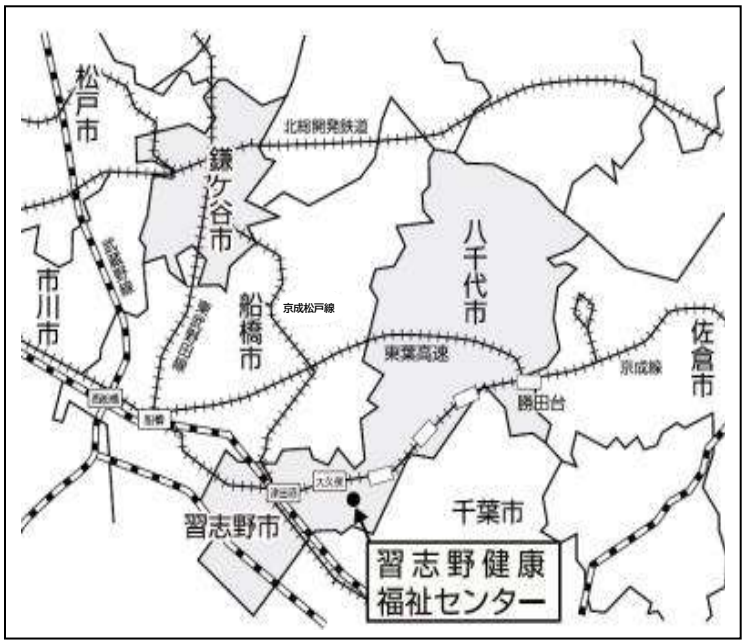
表3－(1)管内人口及び世帯数等の概況

区　　分	世　帯　数 (世帯)	人　　口 (人)	人口密度 (人／k㎡)	面　　積 (k㎡)
管　　内	228,296	492,039	5,265.82	93.44
習志野市	83,772	175,965	8,391.27	20.97
八千代市	93,911	205,995	4,008.46	51.39
鎌ケ谷市	50,613	110,079	5,221.96	21.08
県　総　数	2,954,240	6,277,188	1,217.33	5,156.48

出典:(人口)令和７年 10 月１日現在　千葉県毎月常住人口調査

(面積)国土地理院　令和７年全国都道府県市区町村別面積調

図3－(1)管内図



(2)管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は表3－(2)－ア 年齢構成の推移のとおりで、令和7年４月１日現在の年齢三区分によると、0 歳～14 歳までの年少人口の割合は 11.6%、15 歳～64 歳までの生産年齢人口は 63.2%、65 歳以上の老年人口は 25.1%で年少人口・生産年齢人口の割合は県平均より高く老年人口割合は県平均より下回っている。

管内人口を昨年度数値と比較すると、年少人口は昨年度より 0.2%減少し、老人年齢人口は令和 2 年度以降横ばいに増加している。年少人口の減少が引き続き認められることから、少子高齢化が進んでいると認められる。

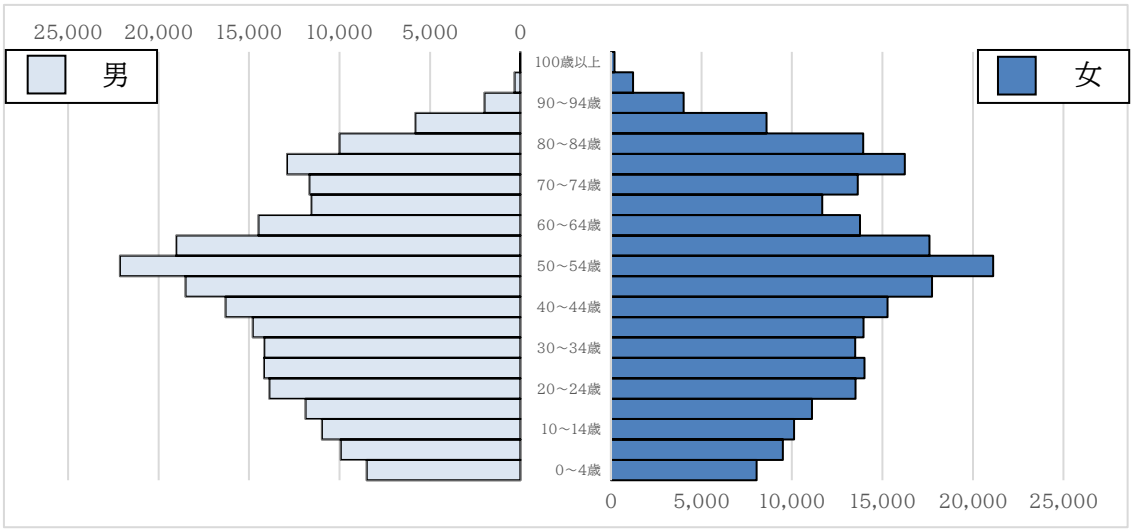
令和７年４月１日現在の管内の年齢5歳階級別人口構成は、図3－(2)及び表3－(2)－イのとおりである。

表3－(2)－ア 年齢構成の推移 （単位:人）

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳～14歳	%	15歳～64歳	%	65歳～	%		%
管内	22	463,733	66,917	(14.4)	305,648	(65.9)	91,168	(19.6)	—	—
	27	470,646	64,404	(13.6)	295,198	(62.7)	111,044	(23.5)	—	—
	R2	484,346	61,515	(12.7)	301,079	(62.1)	121,752	(25.1)	—	—
	R5	489,325	59,310	(12.1)	306,606	(62.6)	123,409	(25.2)	—	—
	R6	490,578	58,142	(11.8)	308,641	(62.9)	123,795	(25.2)	—	—
	R7	491,706	57,052	(11.6)	310,866	(63.2)	123,788	(25.1)	—	—
習志野市	22	162,626	22,954	(14.1)	108,797	(66.9)	30,875	(18.9)	—	—
	27	166,607	22,505	(13.5)	107,028	(64.2)	37,074	(22.2)	—	—
	R2	174,033	22,576	(12.9)	110,977	(63.7)	40,480	(23.2)	—	—
	R5	175,043	21,667	(12.3)	112,135	(64.0)	41,241	(23.5)	—	—
	R6	175,027	21,230	(12.1)	112,291	(64.1)	41,506	(23.7)	—	—
	R7	175,009	20,692	(11.8)	112,806	(64.4)	41,511	(23.7)	—	—
八千代市	22	192,570	29,442	(15.2)	125,476	(65.1)	37,652	(19.5)	—	—
	27	194,438	27,743	(14.2)	120,882	(62.1)	45,813	(23.5)	—	—
	R2	200,275	25,949	(12.9)	124,183	(62.0)	50,143	(25.0)	—	—
	R5	204,818	25,455	(12.4)	128,475	(62.7)	50,888	(24.8)	—	—
	R6	205,965	25,013	(12.1)	129,902	(63.0)	51,050	(24.7)	—	—
	R7	206,895	24,724	(11.9)	131,071	(63.3)	51,100	(24.6)	—	—
鎌ケ谷市	22	108,537	14,521	(13.3)	71,375	(65.7)	22,641	(20.8)	—	—
	27	109,601	14,156	(12.9)	67,288	(61.3)	28,157	(25.6)	—	—
	R2	110,038	12,990	(11.8)	65,919	(59.9)	31,129	(28.2)	—	—
	R5	109,464	12,188	(11.1)	65,996	(60.2)	31,280	(28.5)	—	—
	R6	109,586	11,899	(10.8)	66,448	(60.6)	31,239	(28.5)	—	—
	R7	109,802	11,636	(10.5)	66,989	(61.0)	31,177	(28.3)	—	—
県総数	22	6,266,608	834,139	(13.3)	4,149,895	(66.2)	1,282,574	(20.4)	—	—
	27	6,254,359	795,693	(12.7)	3,911,500	(62.5)	1,547,166	(24.7)	—	—
	R2	6,321,366	756,721	(11.9)	3,855,773	(60.9)	1,708,872	(27.0)	—	—
	R5	6,307,481	724,299	(11.4)	3,845,562	(60.9)	1,737,620	(27.5)	—	—
	R6	6,308,398	709,203	(11.2)	3,857,172	(61.1)	1,742,023	(27.6)	—	—
	R7	6,309,101	694,179	(11.0)	3,873,193	(61.3)	1,741,729	(27.6)	—	—

出典:千葉県年齢別・町丁字別人口（各年４月１日現在）

図3－(2)管内年齢５歳階級別人口構成図(令和７年４月１日現在)



出典:千葉県年齢別・町丁字別人口(令和7年4月1日現在)

表3－(2)－イ 管内及び市町村･性･年齢階級別人口 （単位:人）

年齢区分	総数	年少人口			生産年齢人口										老年人口							
		0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～
管内総数	491,706	16,546	19,422	21,084	22,984	27,385	28,172	27,650	28,744	31,576	36,252	43,252	36,620	28,231	23,226	25,309	29,142	23,938	14,405	6,014	1,541	213
男	242,986	8,492	9,928	10,972	11,874	13,871	14,171	14,152	14,796	16,299	18,517	22,139	19,023	14,470	11,558	11,669	12,899	10,004	5,808	1,997	329	18
女	248,720	8,054	9,494	10,112	11,110	13,514	14,001	13,498	13,948	15,277	17,735	21,113	17,597	13,761	11,668	13,640	16,243	13,934	8,597	4,017	1,212	195
習志野市総数	175,009	5,755	7,167	7,770	8,450	10,447	10,593	9,968	10,390	11,796	13,231	14,912	12,945	10,074	8,262	8,381	9,531	7,681	4,860	2,137	576	83
男	86,940	2,958	3,714	3,985	4,486	5,479	5,443	5,145	5,352	6,061	6,765	7,599	6,730	5,136	4,103	3,884	4,224	3,156	1,905	685	123	7
女	88,069	2,797	3,453	3,785	3,964	4,968	5,150	4,823	5,038	5,735	6,466	7,313	6,215	4,938	4,159	4,497	5,307	4,525	2,955	1,452	453	76
八千代市総数	206,895	7,492	8,427	8,805	9,659	11,298	11,768	11,862	12,355	13,100	15,007	18,504	15,668	11,850	9,494	10,378	11,864	10,053	6,094	2,481	647	89
男	102,040	3,842	4,319	4,631	4,960	5,569	5,877	6,019	6,321	6,774	7,622	9,388	8,080	6,110	4,767	4,818	5,232	4,214	2,483	852	153	9
女	104,855	3,650	4,108	4,174	4,699	5,729	5,891	5,843	6,034	6,326	7,385	9,116	7,588	5,740	4,727	5,560	6,632	5,839	3,611	1,629	494	80
鎌ケ谷市総数	109,802	3,299	3,828	4,509	4,875	5,640	5,811	5,820	5,999	6,680	8,014	9,836	8,007	6,307	5,470	6,550	7,747	6,204	3,451	1,396	318	41
男	54,006	1,692	1,895	2,356	2,428	2,823	2,851	2,988	3,123	3,464	4,130	5,152	4,213	3,224	2,688	2,967	3,443	2,634	1,420	460	53	2
女	55,796	1,607	1,933	2,153	2,447	2,817	2,960	2,832	2,876	3,216	3,884	4,684	3,794	3,083	2,782	3,583	4,304	3,570	2,031	936	265	39
千葉県総数	6,309,101	196,512	238,168	259,499	276,996	336,043	352,376	346,481	362,470	398,253	450,004	525,638	450,175	374,757	338,441	381,855	409,517	313,147	186,665	85,140	23,519	3,445
男	3,139,662	100,662	121,874	133,490	142,688	172,709	182,910	181,116	189,177	207,102	233,414	272,468	233,026	191,564	168,159	181,926	186,834	134,756	73,795	26,581	5,009	402
女	3,169,439	95,850	116,294	126,009	134,308	163,334	169,466	165,365	173,293	191,151	216,590	253,170	217,149	183,193	170,282	199,929	222,683	178,391	112,870	58,559	18,510	3,043

出典:千葉県年齢別･町丁字別人口(令和７年４月１日現在)

4 健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日

（令和 7 年4月1日現在）

区　　分		曜　　日	時　　間	備　　考
精神保健福祉相談		第 1 火曜日	14:00～16:00	予約制 八千代市障害者福祉センター
		第 2 火曜日	14:00～16:00	予約制 習志野健康福祉センター
		第 4 木曜日	13:00～15:00	予約制 鎌ケ谷市総合福祉保健センター
DV相談		電話相談　月～金曜日	9:00～17:00	専用電話 047-475-5966 来所相談予約制
		来所相談　月曜日	※詳細は電話にて	
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談		電話相談　月～金曜日	9:00～17:00	専用電話 047-474-1389
HIV 相談・検査	即日検査	第 1、3 水曜日	9:30～10:00	予約制
	夜間検査	偶数月　第 1 水曜日	17:15～17:45	予約制
肝炎ウイルス検査 （B型・C型）		第 1、3 水曜日 偶数月　第 1 水曜日	9:30～10:00 17:15～17:45	予約制
腸内細菌検査		原則第 1、3 火曜日	9:00～10:30	-
思春期相談		原則第 3 火曜日	9:30～11:30	予約制 習志野健康福祉センター
			9:30～11:30	予約制 鎌ケ谷市総合福祉保健センター
結核管理・接触者健康診断		第 1、3 水曜日	13:15～14:15	個人通知

5 各種委員会

(1)習志野健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条及び千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項の規定により設置している。

地域保健法第 11 条:

第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項:

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表5－(1)運営協議会委員名簿(令和 7 年9月1日現在)

(順不同・敬称略)

現職名	氏名
習志野市長	宮本 泰介
八千代市長	服部 友則
鎌ケ谷市長	芝田 裕美
千葉県議会議員	伊藤 寛
千葉県議会議員	鈴木 均
千葉県議会議員	横山 秀明
千葉県議会議員	茂呂 剛
千葉県議会議員	秋葉 就一
千葉県議会議員	松澤 武人
習志野市医師会長	三束 武司
八千代市医師会長	櫻川 浩
鎌ケ谷市医師会長	原沢 健壽
習志野市歯科医師会理事	間中 昌子

現　　職　　名	氏　　名
八千代市歯科医師会長	中澤　正博
船橋歯科医師会会計理事	北條　宏樹
習志野市薬剤師会長	武田　未佳
八千代市薬剤師会長	松本　孝章
船橋薬剤師会長	杉山　宏之
京葉地域獣医師会長	平野　基輝
千葉県看護協会船橋地区部会幹事	嶋村　有子
習志野市社会福祉協議会事務局長	石毛　啓
八千代市社会福祉協議会長	綱島　照雄
習志野市母子保健推進員の会会長	武田　恵理
習志野保健所管内食品衛生協会副会長	山崎　昇
鎌ケ谷市食生活改善協議会長	横井　隆子
千葉県美容業生活衛生同業組合習志野支部長	鈴木　真由美

（2）習志野保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条の規定により設置している。

法律第 24 条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

（診査する内容）

法律第 18 条第 1 項による通知、第 20 条第 1 項及び第 26 条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する 10 日以内の入院勧告、第 20 条第 4 項及び第 26 条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表5－（2）感染症診査協議会委員名簿（令和7年4月1日現在）

（順不同・敬称略）

現　　職　　名	氏　　名
公益財団法人ちば県民予防財団　名誉総合健診センター長	鈴木　公典
千葉県済生会習志野病院　呼吸器内科部長	黒田　文伸
東京ベイ・浦安市川医療センター小児科顧問	畠井　芳穂
千葉県司法書士会司法書士	佐久間　梓
千葉人権擁護委員協議会習志野支部会委員	伊藤　希実子

6 機構及び事務内容

センター長(技)
副センター長(事)
副センター長(技)
副センター長(技)

総務課 6名
1 庶務に関すること。
2 センター運営協議会に関すること。
3 職員の安全衛生管理に関すること。
4 予算、決算に関すること。
5 庁舎管理に関すること。

企画課 5名
1 医務に関すること。
2 薬務に関すること。
3 免許に関すること。
4 医療施設等の調査に関すること。
5 人口動態統計、保健衛生上の統計及び調査に関すること。
6 情報の収集、整理及び活用に関すること。
7 地域が抱える課題に即した調査・研究に関すること。
8 企画及び調整に関すること。
9 保健所実習・地域保健臨床研修に関すること。

地域保健課 14名
1 保健師関係指導事業に関すること。
2 母子保健に関すること。
3 成人・老人保健に関すること。
4 一人ひとりに応じた健康支援事業に関すること。
5 総合的な自殺対策推進事業に関すること。
6 地域・職域連携推進事業に関すること。
7 栄養改善事業に関すること。
8 歯科保健事業に関すること。
9 精神保健福祉相談事業に関すること。
10 肝炎対策事業に関すること。
11 難病対策事業に関すること。
12 市町村支援に関すること。

地域福祉課 5名
1 母子父子寡婦福祉に関すること。
2 特別児童扶養手当の認定及び支給に関すること。
3 戦傷病者・戦没者遺族等の援護業務に関すること。
4 民生(児童)委員及び主任児童委員に関すること。
5 高齢者・障害者・児童福祉に関すること。
6 配偶者暴力相談支援センターの業務に関すること。
7 中核地域生活支援センター事業に関すること。

疾病対策課 10名
1 健康危機管理(感染症)に関すること。
2 結核予防事業に関すること。
3 感染症対策事業に関すること。
4 予防接種事業に関すること。
5 エイズ予防対策事業に関すること。
6 原爆被爆者対策事業に関すること。
7 臓器移植対策事業に関すること。
8 石綿健康被害対策事業に関すること。

生活衛生課 11名
1 食品衛生法の施行に関すること。
2 製菓衛生士法の施行に関すること。
3 ふぐの取扱い等に関する条例の施行に関すること。
4 食品営業者等の衛生教育に関すること。
5 狂犬病予防法、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関すること。
6 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関すること。
7 旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法の施行に関すること。
8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、化製場等に関する法律、温泉法の施行に関すること。
9 遊泳用プールの衛生、ねずみ等衛生害虫、住宅衛生等の相談、指導に関すること。

検査課 7名
1 感染症・食中毒等に係る検査に関すること。
2 食品衛生検査に関すること。
3 血液・血清等臨床検査に関すること。
4 腸内細菌検査に関すること。

食品機動監視課 5名
1 食品の大規模製造施設等の監視指導に関すること。
2 大規模店舗・大量調理給食施設の監視指導に関すること。
3 食品の収去検査に関すること。

監査指導課 10名
1 社会福祉事業を実施する社会福祉法人の運営管理及び会計管理の指導監査に関すること。
2 保育所、特別養護老人ホーム、指定障害者支援施設等の運営管理及び入所者処遇の指導監査に関すること。
3 指定障害者福祉サービス事業所の実地指導に関すること。
4 認可外保育施設の立入調査に関すること。
5 有料老人ホームの立入検査に関すること。
6 介護老人保険施設の実地指導に関すること。

※令和8年2月1日付け

7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

（令和8年2月1日現在）

	所長（センター長）	次長（副センター長）	総務課【課長】	企画課【課長】	地域保健課【課長】	地域福祉課【課長】	疾病対策課【課長】	生活衛生課【課長】	検査課【課長】	食品機動監視課【課長】	監査指導課【課長】	計
合計	1	3	6 (1)	5	14	7 (2)	10	11	7	5	10	79(3)
医師	1						1					2
事務		1	5 (1)		1	7 (2)					10	24(3)
薬剤師				3				4		2		9
獣医師		1						4		1		6
保健師		1			6		8					15
診療放射線技師							1					1
臨床検査技師				2				1	7			10
管理栄養士					2			2		2		6
精神保健福祉士					5							5
その他の技術職員			1									1
食品衛生監視員（再掲）	1	1				()	1	10		5		18
環境衛生監視員（再掲）	1	1				()	1	11				14

（注）

・技術職員の内訳は、主たる職種。また、兼務職員の内訳は（ ）に、課長の職種は、【 】内に再掲。

・再任用職員・臨時的任用職員・育休任期付職員を含む。

Ⅱ　総務課の業務概要

総務課は、庶務に関する業務のほか、所内各課・関係機関等との連絡調整を行っている。

1　歳入・歳出決算

(1)歳入

令和７年度の歳入総額は1,338,652円で、その内訳は一般会計の第６款分担金及び負担金6,428円、第７款使用料及び手数料847,910円、第13款諸収入151,914円である。特別会計母子父子寡婦福祉資金332,400円である。

前年度と比較して総額257,669円(約16.1%)減となった。

表1－(1)歳入決算書

(単位:円)

科目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
令　和　5　年　度	6,447,371	1,634,371	0	4,813,000
令　和　6　年　度	5,112,321	1,596,321	0	3,516,000
令　和　7　年　度	5,250,652	1,338,652	0	3,912,000
一般会計	1,204,252	1,006,252	0	198,000
6款　分担金及び負担金	6,428	6,428	0	0
1項　負担金	6,428	6,428	0	0
2目　衛生費負担金	6,428	6,428	0	0
5節　精神保健福祉費負担金	6,428	6,428	0	0
7款　使用料及び手数料	847,910	847,910	0	0
1項　使用料	8,800	8,800	0	0
1目　総務使用料	8,800	8,800	0	0
1節　土　地　使　用　料	8,800	8,800	0	0
2項　手数料	839,110	839,110	0	0
3目　衛生手数料	311,710	311,710	0	0
1節　細菌検査手数料	311,710	311,710	0	0
11目　証紙収入	527,400	527,400	0	0
1節　証　紙　収　入	527,400	527,400	0	0
13款　諸収入	349,914	151,914	0	198,000
6項　雑入	349,914	151,914	0	198,000
1目　雑入	349,914	151,914	0	198,000
12節　雑　入　・　その他	349,914	151,914	0	198,000
特別会計　母子父子寡婦福祉資金	4,046,400	332,400	0	3,714,000
2款　諸収入	4,046,400	332,400	0	3,714,000
2項　雑入	4,046,400	332,400	0	3,714,000
1目　雑入	4,046,400	332,400	0	3,714,000
1節　雑　　入	4,046,400	332,400	0	3,714,000

（2）歳出

令和7年度の歳出総額は 113,410,327 円で、その内訳は一般会計の第 3 款民生費 59,414,589 円、第 4 款衛生費 53,933,408 円、特別会計母子父子寡婦福祉資金 62,330 円である。

前年度と比較して総額 13,056,634 円（約 10.3％）減となった。

表1－（2）歳出決算書

（単位：円）

科目	予算令達額	支出額	残額
令　和　5　年　度	118,902,906	118,867,906	35,000
令　和　6　年　度	126,930,760	126,466,961	463,799
令　和　7　年　度	113,616,917	113,410,327	206,590
一般会計	113,554,587	113,347,997	206,590
3 款　民生費	59,557,679	59,414,589	143,090
1 項　社会福祉費	58,963,319	58,871,229	92,090
1目　社会福祉総務費	39,401,321	39,320,231	81,090
2目　障害者福祉費	19,096,198	19,096,198	0
3目　老人福祉費	394,800	394,800	0
4目　遺家族等援護費	66,000	55,000	11,000
7目　女性支援費	5,000	5,000	0
2 項　児童福祉費	395,360	395,360	0
3目　ひとり親福祉費	395,360	395,360	0
3 項　生活保護費	199,000	148,000	51,000
2目　扶助費	199,000	148,000	51,000
4 款　衛生費	53,996,908	53,933,408	63,500
1 項　公衆衛生費	20,763,045	20,699,545	63,500
1目　公衆衛生総務費	673,909	673,909	0
2目　結核対策費	5,169,829	5,169,829	0
3目　予防費	2,121,678	2,121,678	0
4目　精神保健福祉費	2,817,137	2,817,137	0
5目　成人病対策費	9,980,492	9,916,992	63,500
2 項　環境衛生費	5,463,889	5,463,889	0
1目　食品衛生指導費	5,296,006	5,296,006	0
2目　環境衛生指導費	167,883	167,883	0
3 項　保健所費	25,989,785	25,989,785	0
1目　保健所費	25,989,785	25,989,785	0
4 項　医薬費	1,780,189	1,780,189	0
1目　医務費	611,000	611,000	0
2目　栄養指導費	626,926	626,926	0
3目　保健師等指導管理費	54,121	54,121	0
4目　薬務費	488,142	488,142	0
特別会計	62,330	62,330	0
1 款　母子父子寡婦福祉資金貸付費	62,330	62,330	0
1 項　母子父子寡婦福祉資金貸付費	62,330	62,330	0
1目　母子福祉資金貸付費	62,330	62,330	0

2 協議会・委員会の開催状況

健康福祉センター運営協議会

管内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議するため開催している。

本年度は、下表のとおり開催した。

表7－(1)習志野健康福祉センター運営協議会開催状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
令和7年11月6日	27人	習志野健康福祉センターの事業について

3 地域防災対策

(1)習志野保健所災害時実働訓練(超急性期)の実施

発災時の速やかな所内対策本部の確立のため、初動手順及び関連物資の所在等の確認を職員間で実施した。

令和8年2月17日～2月19日　震度6強の地震発生時の初動を想定

(2)情報伝達訓練の実施

令和7年度は、防災危機管理部及び健康福祉部による以下の情報伝達訓練に対して、庁内チャット・携帯電話・職員災害伝言板等を使用して実施した。

第1回　令和7年4月18日　台風による災害対策本部第1配備を想定

第2回　令和7年8月5日　　震度6強の地震による災害対策本部第3配備を想定

4 鎌ケ谷連絡所の運営

平成15年4月、船橋市の中核市移行に伴い、鎌ケ谷市区域が習志野健康福祉センター管轄となった。これに伴い鎌ケ谷市民等の利便性を考慮し、鎌ケ谷市総合保健福祉センター内に「習志野健康福祉センター鎌ケ谷連絡所」を設置している。

鎌ケ谷連絡所における業務は保健所事務に係る用紙の配布、受付及び交付等であり、勤務体制は会計年度任用職員1名体制である。

令和7年度の実績は、電話応対が288件、来所者応対が1，094件である。

なお、取扱業務は多岐にわたっているが、来所用件の主なものは、以下の4業務であり、全体の約95％を占めている。

・指定難病に係るもの　716件(65.4％)

・肝炎、不妊・その他　66件(6.0％)

・小児慢性特定疾病の医療に係るもの　32件(2.9％)

・医務・薬務に係るもの　228件　(20.8％)

Ⅲ 企画課の業務概要

企画課は、医務、薬務、献血、薬物乱用防止対策に関する業務のほか、各種の企画関係や所内各課・関係機関等との連絡調整を行っている。

また、人口動態統計や各種厚生統計調査等の業務、各種情報の収集・整理及び活用の推進、保健・医療・福祉に関する総合的な相談の所内調整を行っている。

1 医務関係

(1)医療関係施設の現況

管内の医療関係機関数は、令和7年度末現在、病院21施設(5,541床)、一般有床診療所8施設(106床)、一般無床診療所327施設、歯科診療所274施設で、合計630施設(5,647床)である。

年度別施設数・病床数の推移は1－表(1)のとおりである。

表1－(1)医療関係施設・病床数(各年度3月31日現在)

(単位:施設数(施設)、病床数(床))

区分・年度		施設数												病床数								
		病院				一般診療所		歯科診療所		助産所		施術所		歯科技工所	病院						診療所	
		計	(再掲)地域医療支援	一般	精神科	有床	無床	有床	無床	有床	無床	あん摩・マッサージ・指圧はりきゅう	柔道整復		計	一般	療養	結核	精神科	感染症	一般	療養
管内	5	21	2	15	6	10	314	280	2	15	308	203	47		5,559	2,750	1,355	-	1,454	-	142	-
	6	21	2	15	6	10	317	277	2	16	309	202	41		5,559	2,690	1,415	-	1,454	-	133	-
	7	21	2	15	6	8	327	274	2	21	306	197	40		5,541	2,672	1,415	-	1,454	-	106	-
習志野市	5	6	1	5	1	2	114	106	-	7	105	61	18		1,439	1,299	3	-	10	-	30	-
	6	6	1	5	1	2	111	104	-	7	105	61	17		1,439	1,299	3	-	10	-	30	-
	7	6	1	5	1	2	113	104	-	7	103	58	17		1,427	1,287	3	-	10	-	30	-
八千代市	5	10	1	6	4	7	128	111	2	5	124	86	16		2,837	89	88	-	1,064	-	94	-
	6	10	1	6	4	7	128	110	2	7	124	85	13		2,837	83	94	-	1,064	-	85	-
	7	10	1	6	4	5	135	108	2	9	123	85	12		2,831	82	94	-	1,064	-	58	-
鎌ケ谷市	5	5	-	4	1	1	72	63	-	2	79	56	13		1,283	56	44	-	28	-	18	-
	6	5	-	4	1	1	78	63	-	3	80	56	11		1,283	56	44	-	28	-	18	-
	7	5	-	4	1	1	79	62	-	5		54	11		1,283	56	44	-	28	-	18	-

※病床数は、使用許可済数を計上している。

※施設数は保健所への開設・廃止等の届出に基づき計上している(休止中の施設を含む)。

（2）主な医療従事者の状況

表 1－（2）管内における医療従事者の状況

（単位：人）

項目 / 年度・区分		従事者数（下段：10 万対）						
		医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
令和2年度	管内	945 (194.6)	409 (84.2)	984 (202.6)	170 (35.0)	128 (26.4)	3,647 (751.0)	647 (133.2)
	千葉県	12,935 (205.8)	5,120 (81.5)	12,154 (193.4)	2,124 (33.8)	1,583 (25.2)	48,391 (770.0)	9,024 (143.6)
	全国	323,700 (256.6)	104,118 (82.5)	250,585 (198.6)	55,595 (44.1)	37,940 (30.1)	1,280,911 (1015.4)	284,589 (225.6)
令和4年度	管内	902 (184.4)	407 (83.2)	1,026 (209.8)	183 (37.5)	117 (24.0)	3,848 (788.3)	597 (122.3)
	千葉県	13,097 (209.0)	4,851 (77.4)	12,254 (195.6)	2,461 (39.3)	1,603 (25.6)	49,888 (796.2)	8,064 (128.7)
	全国	327,444 (262.1)	101,919 (81.6)	253,198 (202.6)	60,299 (48.3)	38,063 (30.5)	1,311,687 (1049.8)	254,329 (203.5)
令和6年度	管内	871 (177.2)	331 (67.3)	1,225 (249.2)	188 (39.6)	121 (25.4)	3,949 (831.7)	553 (116.5)
	千葉県	13,817 (221.0)	4,595 (73.5)	15,218 (243.4)	2,561 (40.0)	1,603 (25.6)	52,318 (837.0)	7,285 (116.5)
	全国	347,772 (280.9)	103,652 (83.7)	329,045 (265.8)	63,536 (51.3)	38,721 (31.3)	1,363,142 (1101.1)	233,022 (188.2)

出典

○医師・歯科医師・薬剤師数（総数を使用）

＜管内＞千葉県衛生統計年報（千葉県）

＜千葉県・全国＞医師・歯科医師・薬剤師統計（厚生労働省）

○保健師・助産師・看護師・准看護師数（実人員を使用）

＜管内＞千葉県看護の現況（千葉県）

使用人口：千葉県毎月常住人口調査各年 10 月 1 日現在（千葉県）

＜千葉県・全国＞衛生行政報告例（厚生労働省）

（３）医療施設立入検査

医療法その他の法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、科学的でかつ適正な医療を行う場にふさわしいものとすることを目的に計画的に実施している。

令和７年度は病院 21 施設、有床診療所１施設の立入検査を実施した。

（４）各種免許の取扱状況

令和7年度医師、歯科医師、薬剤師等の各種免許証の交付申請、書換え申請等の受付件数は、908件であった。

表１－（４）各種免許取扱件数の推移

（単位：件）

免許種類 ＼ 取扱件数		件数		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度
厚生労働大臣	医師	39	27	27
	歯科医師	5	11	13
	薬剤師	101	89	84
	保健師	46	61	72
	助産師	12	12	16
	看護師	312	335	312
	理学療法士	95	80	91
	作業療法士	49	42	42
	臨床検査技師	31	30	18
	診療放射線技師	14	10	43
	衛生検査技師	0	0	0
	視能訓練士	9	4	5
	管理栄養士	46	51	59
知事	准看護師	29	30	18
	栄養士	79	48	52
	登録販売者	61	89	56
総数		928	919	908

2 薬務関係

(1)薬務関係施設の現況

管内の薬局、医薬品販売業、医薬品製造業(薬局)、毒物劇物販売業等の施設総数は、令和7年度末現在 2,056 施設で、業務別、年度別施設数の推移は表 2－(1)のとおりである。

令和7年度に新たに許可等の申請・届出のあった施設は91施設、廃止の届出があった施設は50施設であった。

(2)薬事監視

関係法令に基づき、薬局、医薬品販売業者等に対して薬事監視を実施した。

令和 7 年度の監視状況は表 2－(2)のとおり延べ 591 件の監視を実施し、23 施設の違反が認められた。違反の主な内容は、管理者の義務、開設者の義務、休廃止等の届出等であった。

(3)毒物劇物監視

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業者等に対して実施した。令和7年度は農薬危害防止運動月間を中心に業態ごとに年間の監視計画を立てて、立入調査を行った。令和7年度の監視状況は表 2－(3)のとおり36件の監視を実施し、2 施設の違反が認められた。違反の内容は、貯蔵陳列場所等であった。

表2－(1)薬事関係施設数及び開設許可件数　(単位:件)

年度／業態	管内			習志野市			八千代市			鎌ケ谷市			年度内の許認等事務処理件数※1		
	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	新規	廃止	更新
総数	1,967	2,023	2,056	700	707	710	901	924	934	366	392	412	91	50	63
薬局	180	185	186	65	65	65	83	84	86	32	36	35	14	12	25
医薬品製造業(薬局)	9	8	8	2	2	2	7	6	6	-	-	-	1	1	-
医薬品製造販売業(薬局)	9	8	8	2	2	2	7	6	6	-	-	-	1	1	-
地域連携薬局	9	12	14	3	4	5	4	5	6	2	3	3	4	0	8
専門医療機関連携薬局	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	0	0	1
店舗販売業	82	83	82	31	31	32	34	35	34	17	17	16	5	5	4
卸売販売業	21	19	20	4	3	4	15	14	14	2	2	2	2	1	-
薬種商販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特例販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高度管理医療機器等販売業・貸与業※2	313	327	333	102	102	103	143	146	150	68	79	80	21	16	19
管理医療機器販売業・貸与業※2	1,268	1,296	1,321	457	461	463	570	585	587	241	250	271	38	10	-
再生医療等製品販売業	2	2	2	-	-	-	2	2	2	-	-	-	-	-	-
毒物劇物製造業	9	8	8	4	3	3	5	5	5	-	-	-	-	-	-
毒物劇物輸入業	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毒物劇物販売業	70	68	67	28	28	25	36	35	37	6	5	5	5	4	6
毒物劇物業務上取扱者(法第22条第1項の者)	2	2	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定毒物研究者	3	3	3	2	2	2	1	1	1	-	-	-	-	-	-

※1 事務処理件数のため、必ずしも施設の増減と一致しない。

※2 同じ施設で販売業と貸与業の両方の業種がある施設は、2 施設とする。

表２－(2)薬事監視　(単位:件)

業種	区分		許可・届出施設数	立入検査施行施設数	違反発見施設数	違反発生件数																措置件数						告発件数
						無許可・無届業	無承認・不良・不正表示品	虚偽・誇大広告等	毒劇薬の譲渡等・貯蔵陳列	処方箋医薬品の譲渡記録等	制限品目の販売	構造設備の不備	販売体制等の不備	特定販売に係る違反	薬局等の管理	管理者の義務	開設者の義務	法令遵守体制整備の不備	薬局等における掲示	休廃止等の届出	その他	指導	説諭	説諭・報告書	誓約書	始末書	行政処分	
総数	令和５年度		1,881	337	19	-	-	1	-	-	-	-	4	-	-	7	12	-	-	2	-	19	-	-	-	2	-	-
	令和６年度		1,928	394	20	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	6	10	-	6	5	-	20	-	-	-	-	-	-
	令和７年度		1,957	591	23	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	19	3	-	-	5	-	23	-	-	-	-	-	-
医薬品	薬局		186	51	19	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	16	3	-	-	4	-	19	-	-	-	-	-	-
	製造業(薬局)		8	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造販売業(薬局)		8	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	店舗販売業		82	14	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	卸売販売業		20	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	配置販売業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	配置従事者		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	業務上取扱う施設		-	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医薬部外品	販売業		-	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	業務上取扱う施設		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化粧品	販売業		-	42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	業務上取扱う施設		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療機器	販売業	高度管理	228	47	3	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	1	-	3	-	-	-	-	-	-
		管理	911	76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		一般	-	75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	貸与業	高度管理	105	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		管理	407	76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		一般	-	74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	業務上取扱う施設		-	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
再生医療等製品販売業			2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表２－(3)毒物劇物監視状況　(単位:件)

区分	業態	項目	登録・届出施設数	立入検査施行施設数	違反発見施設数	違反項目										措置件数						告発件数
						無登録	登録基準	取扱責任者	貯蔵陳列場所	貯蔵陳列場所表示	譲渡交付手続	不良品	不正表示品	特定毒物不法所持	その他	指導	説諭	説諭・報告書	誓約書	始末書	行政処分	
総数		令和５年度	85	20	6	－	－	1	3	3	1	－	－	－	－	6	－	－	－	－	－	－
		令和６年度	82	32	2	－	－	－	1	－	－	－	－	－	1	2	－	－	－	－	－	－
		令和７年度	81	36	2	1	－	－	1	－	－	－	－	－	1	2	－	－	－	1	－	－
製造輸入		製造業	8	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		輸入業	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
販売業		薬局	19	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		医薬品販売業	7	3	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－
		農業協同組合	3	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		種苗店	2	2	1	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－
		その他	36	2	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－
使用者等	業務上の取扱者	法第２２条第１項の者 電気めっき	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		法第２２条第１項の者 金属熱処理	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		法第２２条第１項の者 運送	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		法第２２条第１項の者 しろあり防除	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		法第２２条第５項の者	－	21	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	特定毒物研究者		3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(4)麻薬・覚醒剤監視

麻薬・覚醒剤原料等については、薬事監視及び医療機関立入検査の際にその管理の適正化について指導を行った。

(5)不正大麻・けし撲滅運動

大麻草の栽培の規制に関する法律(旧大麻取締法)及びあへん法で一般に栽培が禁止されている「大麻」と「けし」について、5 月 1 日から 6 月 30 日まで撲滅運動を実施し、管内 4 箇所において、けし 46 本を発見し焼却処分を行った。

(6)薬物乱用防止対策

近年は、大麻事犯による検挙人員が増加に転じ、特に若年層の増加が著しく、社会的な問題となっている。

管内29名の薬物乱用防止指導員は、千葉県薬物乱用防止指導員習志野健康福祉センター(保健所)地区協議会を結成し、地域啓発活動を実施している。

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動期間中(6 月 20 日～7 月 19 日)の 6 月 21日(土)イオンモール津田沼等において、指導員や関係団体等の協力を得て、薬物乱用防止啓発活動を実施した。

3 献血推進事業

千葉県赤十字血液センターが実施している献血事業に対し、管内市(町村)献血推進協議会と協力して、工場、事業所、学校、その他住民に献血思想の普及と献血事業の円滑な推進を図っている。

当管内の令和 7 年度の献血目標は全血献血 5,650 人(1 人あたり 200mL 及び 400mL)であり、この目標を達成するため当保健所では、7 月の「愛の血液助け合い運動」、8 月の「千葉県公務員職場献血推進月間」、1、2 月の「「はたちの献血」キャンペーン」及び 3 月の「千葉県献血推進強調月間」において、広報活動を行った。

なお、管内の献血実績は表3のとおりであるが、合計目標達成率は96%であった。

表 3 献血実績状況

区分 / 年度 市町村別	200mL			400mL			合　計		
	目標数(人)	採血数(人)	達成率(%)	目標数(人)	採血数(人)	達成率(%)	目標数(人)	採血数(人)	達成率(%)
令和5年度	169	369	218	5,321	4,556	85	5,490	4,925	89
令和6年度	163	462	283	5,297	4,988	94	5,460	5,450	99
令和7年度	169	575	340	5,481	4,884	89	5,650	5,459	96
習志野市	66	132	200	2,148	1,596	74	2,214	1,728	78
八千代市	70	390	557	2,269	2,771	122	2,339	3,161	135
鎌ケ谷市	33	53	160	1,064	517	48	1,097	570	51

※ 成分献血は献血ルームのみで行っているため実績に算入しない。

※ 小数点以下は切り捨て。

4 地域保健医療計画の推進

「千葉県保健医療計画」は、医療法に基づく法定計画として、昭和 63 年に策定され、本県の保健医療提供体制の確保に関する事項を定めるものであり、定期的な改正を行いながら、県内の保健医療関係機関・団体の協力のもと、各種の保健医療施策を推進してきた。

令和６年４月に改定された計画で設定する二次保健医療圏として、当保健所地域は、市川保健所管内及び船橋市保健所管内の３市とともに、東葛南部保健医療圏となっている。

令和７年度は、保健医療体制について検討するとともに地域医療構想を推進するため、平成 28 年度に設置した東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議を本会議２回、地域の小児医療体制整備に係る小委員会を1回開催した。

5 厚生統計調査

(1)人口動態統計

ア 人口動態総覧

人口動態総覧は我が国の人口を恒常的に調査し、この統計から得られる出生の動向、死亡の現状、婚姻、離婚及び死産の実態を把握することにより、社会・経済等の発展に欠くことのできない情報として活用されている。

令和6年の管内人口動態総覧(確定数)は表5－(1)－ア－(ア)及び表5－(1)－ア－(イ)のとおりである。

出生総数は 2,911人で、前年より 47 人減少し、出生率(人口千対)は前年より 0.1 下回り、6.1であった。(千葉県 5.6、全国 5.7)

死亡総数は 5,323 人で、前年より 109 人増加し、死亡率(人口千対)は前年より 0.2 上回り、11.2 であった。(千葉県 12.4、全国 13.3)

婚姻件数は 1,866 組で、前年より 10 組減少し、婚姻率(人口千対)は前年と同じ 3.9 であった。(千葉県 4.0、全国 4.0)

離婚件数は 672 組で、前年より 53 組減少し、離婚率(人口千対)は前年より 0.1 下回り、1.42 であった。(千葉県 1.50、全国 1.55)

表 5－(1)－ア－(ア)人口動態総覧①　(単位:人)

		人口	出生					死亡				乳児死亡(生後1年未満再掲)		新生児死亡(生後4週未満再掲)	
			総数	男	女	率(人口千対)	2,500g未満(再掲)	総数	男	女	率(人口千対)	実数	率(出生千対)	実数	率(出生千対)
管内	令和4年	475,812	3,186	1,664	1,522	6.7	299	5,096	2,765	2,331	10.7	4	1.3	1	0.3
	令和5年	475,447	2,958	1,467	1,491	6.2	287	5,214	2,871	2,343	11.0	5	1.7	2	0.7
	令和6年	474,834	2,911	1,570	1,341	6.1	272	5,323	2,848	2,475	11.2	3	1.0	1	0.3
習志野市	令和4年	170,169	1,159	607	552	6.8	109	1,686	906	780	9.9	1	0.9	-	-
	令和5年	169,741	1,109	539	570	6.5	106	1,663	887	776	9.8	3	2.7	1	0.9
	令和6年	169,212	999	549	450	5.9	84	1,742	901	841	10.3	-	-	-	-
八千代市	令和4年	198,046	1,402	716	686	7.1	128	2,094	1,142	952	10.6	3	2.1	1	0.7
	令和5年	198,326	1,270	626	644	6.4	117	2,250	1,240	1,010	11.3	1	0.8	-	-
	令和6年	198,393	1,307	699	608	6.6	130	2,274	1,232	1,042	11.5	1	0.8	-	-
鎌ケ谷市	令和4年	107,597	625	341	284	5.8	62	1,316	717	599	12.2	-	-	-	-
	令和5年	107,380	579	302	277	5.4	64	1,301	744	557	12.1	1	1.7	1	1.7
	令和6年	107,229	605	322	283	5.6	58	1,307	715	592	12.2	2	3.3	1	1.7
千葉県		6,084,566	33,763	17,399	16,364	5.6	3,293	75,159	40,465	34,694	12.4	53	1.6	20	0.6
全国		120,295,592	686,173	351,451	334,722	5.7	67,134	1,605,378	819,709	785,669	13.3	1,266	1.8	637	0.9

※ 各年の千葉県衛生統計年報による。(「人口」は日本人人口を使用)

※ 全国に関しては、厚生労働省令和6年人口動態統計(確定数)の概況による。

表５－(1)－アー(イ)人口動態総覧②　(単位:人・胎・組)

		死産				周産期死亡率				婚姻		離婚		合計特殊出生率
		自然死産		人工死産		総数		後期死産(妊娠満22週以降)	早期新生児死亡(生後7日未満)	実数	率(人口千対)	実数	率(人口千対)	
		実数	率(出産千対)	実数	率(出産千対)	実数	率(出産千対)							
管内	令和4年	37	11.3	39	12.0	10	3.1	9	1	1,981	4.2	683	1.44	1.25
	令和5年	29	9.6	27	9.0	7	2.4	6	1	1,876	3.9	725	1.52	1.16
	令和6年	36	12.1	27	9.1	10	3.4	10	-	1,866	3.9	672	1.42	1.14
習志野市	令和4年	14	11.8	16	13.5	5	4.3	5	-	776	4.6	219	1.29	1.23
	令和5年	12	10.6	12	10.6	3	2.7	3	-	691	4.1	219	1.29	1.19
	令和6年	14	13.7	7	6.9	4	4.0	4	-	672	4.0	202	1.19	1.08
八千代市	令和4年	18	12.5	15	10.5	4	2.8	3	1	793	4.0	314	1.59	1.33
	令和5年	9	7.0	9	7.0	-	-	-	-	786	4.0	331	1.67	1.19
	令和6年	14	10.5	12	9.0	5	3.8	5	-	734	3.7	298	1.50	1.22
鎌ケ谷市	令和4年	5	7.8	8	12.5	1	1.6	1	-	412	3.8	150	1.39	1.14
	令和5年	8	13.5	6	10.1	4	6.9	3	1	399	3.7	175	1.63	1.06
	令和6年	8	12.9	8	12.9	1	1.7	1	-	460	4.3	172	1.60	1.10
千葉県		362	10.5	396	11.5	110	3.2	96	14	24,093	4.0	9,110	1.50	1.09
全国		6,849	9.8	8474	12.1	2,285	3.3	1,800	485	485,092	4.0	185,904	1.55	1.15

※　各年の千葉県衛生統計年報による。

※　全国に関しては、厚生労働省令和6年人口動態統計(確定数)の概況による。

イ　死因別死亡状況

表５－(1)－イ　主要死因別死亡状況

順位	令和4年　管内					令和5年　管内					令和6年　管内					令和6年　県				
	死因	総数（人）	男（人）	女（人）	率（人口10万対）	死因	総数（人）	男（人）	女（人）	率（人口10万対）	死因	総数（人）	男（人）	女（人）	率（人口10万対）	死因	総数（人）	男（人）	女（人）	率（人口10万対）
1	悪	1,324	797	527	278.3	悪	1,379	829	550	290.0	悪	1,282	711	571	270.0	悪	18,388	10,937	7,451	302.2
2	心	781	411	370	164.1	心	825	457	368	173.5	心	855	469	386	180.1	心	11,317	6,020	5,297	186.0
3	老	513	170	343	107.8	老	537	164	373	112.9	老	580	187	393	122.1	老	8,970	2,717	6,253	147.4
4	脳	322	160	162	67.7	脳	329	175	154	69.2	肺	364	213	151	76.7	脳	4,839	2,605	2,234	79.5
5	肺	304	187	117	63.9	肺	287	191	96	60.4	脳	313	156	157	65.9	肺	4,240	2,524	1,716	69.7
6	誤	171	117	54	35.9	誤	199	131	68	41.9	誤	211	141	70	44.4	誤	2,776	1,686	1,090	45.6
7	不	102	60	42	21.4	新	123	64	59	25.9	新	115	77	38	24.2	不	1,712	1,026	686	28.1
8	腎	96	49	47	20.2	間	101	75	26	21.2	不	109	71	38	23.0	新	1,582	951	631	26.0
9	高	90	39	51	18.9	腎	93	59	34	19.6	間	90	60	30	19.0	腎	1,315	758	557	21.6
10	血	86	31	55	18.1	高	85	45	40	17.9	腎	82	39	43	17.3	高	1,288	654	634	21.2

※1 令和6年千葉県衛生統計年報による。
※2 全国に関しては、厚生労働省「令和6年人口動態統計（確定数）の概況」による。
※3 市町村及び管内の死亡率等算出に使用した人口は、「令和7年１月１日住民基本台帳人口（日本人人口）」（総務省）である。
※4 死因の区分は「死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目」（厚生労働省）による。

悪 ･･･ 悪性新生物
心 ･･･ 心疾患（高血圧性を除く）
脳 ･･･ 脳血管疾患
新 ･･･ 新型コロナウイルス感染症
不 ･･･ 不慮の事故
自 ･･･ 自殺
腎 ･･･ 腎不全
老 ･･･ 老衰
高 ･･･ 高血圧性疾患
血 ･･･ 血管性及び詳細不明の認知症
肺 ･･･ 肺炎
誤 ･･･ 誤嚥性肺炎
間 ･･･ 間質性肺炎

順位	令和6年　習志野市					令和6年　八千代市					令和6年　鎌ケ谷市					全国		
	死因	総数（人）	男（人）	女（人）	率（人口10万対）	死因	総数（人）	男（人）	女（人）	率（人口10万対）	死因	総数（人）	男（人）	女（人）	率（人口10万対）	死因	総数（人）	率（人口10万対）
1	悪	435	242	193	257.1	悪	497	275	222	250.5	悪	350	194	156	326.4	悪	384,111	319,3
2	心	258	129	129	152.5	心	393	236	157	198.1	心	204	104	100	190.2	心	226,388	188.2
3	老	201	60	141	118.8	老	243	81	162	122.5	老	136	46	90	126.8	老	206,887	172.0
4	脳	101	46	55	59.7	肺	185	100	85	93.2	肺	79	58	21	73.7	脳	102,821	85.5
5	肺	100	55	45	59.1	脳	152	71	81	76.6	脳	60	39	21	56.0	肺	80,176	66.6
6	誤	80	49	31	47.3	誤	77	57	20	38.8	誤	54	35	19	50.4	誤	63,667	52.9
7	不	43	27	16	25.4	新	51	34	17	25.7	腎	33	14	19	30.8	不	45,743	38.0
8	高	39	19	20	23.0	不	45	31	14	22.7	新	27	19	8	25.2	新	35,865	29.8
9	新	37	24	13	21.9	間	36	20	16	18.1	不	21	13	8	19.6	腎	29,665	24.7
10	間	36	28	8	21.3	自	34	25	9	17.1	間	18	12	6	16.8	ア	25,595	21.3

※1 令和6年千葉県衛生統計年報による。
※2 全国に関しては、厚生労働省「令和6年人口動態統計（確定数）の概況」による。
※3 市町村及び管内の死亡率等算出に使用した人口は、「令和7年１月１日住民基本台帳人口（日本人人口）」（総務省）である。
※4 死因の区分は「死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目」による。

悪 ・・・ 悪性新生物
心 ・・・ 心疾患（高血圧性を除く）
脳 ・・・ 脳血管疾患
新 ・・・ 新型コロナウイルス感染症
不 ・・・ 不慮の事故
自 ・・・ 自殺
腎 ・・・ 腎不全
肝 ・・・ 肝疾患
老 ・・・ 老衰
高 ・・・ 高血圧性疾患
肺 ・・・ 肺炎
誤 ・・・ 誤嚥性肺炎
間 ・・・ 間質性肺炎
ア ・・・ アルツハイマー病

ウ 部位別悪性新生物死亡状況

表５－(1)－ウ 部位別悪性新生物死亡状況

（単位:人）

死因分類	管内			習志野市			八千代市			鎌ケ谷市		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総　　数	1,282	711	571	435	242	193	497	275	222	350	194	156
口唇口腔及び咽頭	24	14	10	11	7	4	8	4	4	5	3	2
食道	41	31	10	10	7	3	25	19	6	6	5	1
胃	119	69	50	39	23	16	43	23	20	37	23	14
結腸	122	72	50	44	26	18	52	28	24	26	18	8
直腸S状結腸移行部及び直腸	44	26	18	19	12	7	13	8	5	12	6	6
肝及び肝内胆管	66	40	26	24	15	9	20	14	6	22	11	11
胆のう及びその他の胆道	48	30	18	20	12	8	16	10	6	12	8	4
膵	142	68	74	40	16	24	54	29	25	48	23	25
喉頭	7	5	2	0	0	0	0	0	0	7	5	2
気管、気管支及び肺	241	155	86	86	56	30	88	60	28	67	39	28
皮膚	3	2	1	2	1	1	0	0	0	1	1	0
乳房	61	1	60	22	1	21	23	0	23	16	0	16
子宮	28	0	28	8	0	8	13	0	13	7	0	7
卵巣	23	0	23	9	0	9	11	0	11	3	0	3
前立腺	45	45	0	15	15	0	18	18	0	12	12	0
膀胱	43	29	14	17	9	8	15	12	3	11	8	3
中枢神経系	15	8	7	10	5	5	4	2	2	1	1	0
悪性リンパ腫	39	20	19	12	6	6	16	8	8	11	6	5
白血病	30	19	11	10	6	4	13	9	4	7	4	3
その他のリンパ組織造血組織及び関連組織	15	7	8	5	2	3	8	3	5	2	2	0
その他の悪性新生物	126	70	56	32	23	9	57	28	29	37	19	18

※　令和6年千葉県衛生統計年報による。

（2）厚生統計調査

表 5－（2）厚生統計調査状況

調査名（担当課）	目的	方法	対象地区
国民生活基礎調査 （企画課）	保家・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的事項を調査する。	対象世帯員→調査員→保健所→県→厚生労働省	習志野市 八千代市 鎌ケ谷市
人口動態調査 （企画課）	出生・死亡・死産・婚姻・離婚の人口動態事象を把握し、厚生行政施策の基礎資料を得る。	管内市→保健所→県→厚生労働省	習志野市 八千代市 鎌ケ谷市
医療施設動態調査 （企画課）	病院、診療所の分布及び整備の実態を明らかにするとともに施設の機能を把握する。	医療施設管理者→保健所→県→厚生労働省	習志野市 八千代市 鎌ケ谷市
医療施設静態調査・患者調査・受療行動調査 （企画課）	医療施設の診療機能、患者の入院・来院時の状況及び傷病名等、医療に対する認識や行動を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	医療施設・患者→保健所→県→厚生労働省	習志野市 八千代市 鎌ケ谷市
衛生行政報告例 （企画課、地域保健課、検査課）	衛生関係諸法規の施行に伴う県の行政の実態を数量的に把握する。（年度報）	保健所各課の報告による	保健所
地域保健・健康増進事業報告 （総務課、企画課、地域保健課、疾病対策課、生活衛生課、食品機動監視課、検査課）	保健所・市町村が実施している保健事業を明らかにする。（年度報）	管内市→保健所→県→厚生労働省	保健所 習志野市 八千代市 鎌ケ谷市
医師・歯科医師・薬剤師調査 （企画課）	医師・歯科医師・薬剤師について、業務の種別・従事場所・登録年・性・年齢等による分布を明らかにする。（2年に1度）	届出義務者→保健所→県→厚生労働省	習志野市 八千代市 鎌ケ谷市
看護職員業務従事者届 （企画課）	保健師・助産師・看護師・准看護師の就業実態を把握し、今後の看護職員確保対策の推進の基礎資料を得る。	看護職員→医療施設→保健所→県→厚生労働省	習志野市 八千代市 鎌ケ谷市

6 協議会･委員会の開催状況

(1)地域保健医療連携･地域医療構想調整会議の開催

表 6－(1)地域保健医療連携･地域医療構想調整会議開催状況

開催年月日	開催方法	出席 委員数	主な協議内容
令和7年 8 月8日	オンライン	28 人	議事 ・ 医療機関毎の具体的対応方針について ・ 病床配分の方向性について ・ 地域医療支援病院の名称の承認について ・ 地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業について 報告事項 ・ 令和 6 年度病床機能報告の結果について ・ 地域医療介護総合確保基金による各種事業の実施状況について ・ 病床数適正化支援事業について ・ かかりつけ医機能報告制度について ・ 地域医療連携推進法人について ・ 小児医療体制について ・ 次回調整会議の予定について
令和8年1月19日 （小委員会）	オンライン	―	議事 ・ 小児医療体制について ・ 小児医療の充足感･現場が抱える課題について ・ 今後の小委員会について
令和8年 3 月12日	オンライン	27 人	議事 ・ 紹介受診重点医療機関の選定について ・ 医療機関毎の具体的対応方針について ・ 非稼働病棟について ・ 病床配分を受けた病院の整備状況等について ・ 地域医療支援病院の名称の承認について ・ 地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業について 報告事項 ・ 小委員会の開催結果について ・ 新たな地域医療構想について ・ 次年度調整会議の予定について

7 保健所保健･福祉サービス調整推進事業

表 7 千葉県保健所保健･福祉サービス推進事業開催状況

目　　的	開催年月日	主な内容	構成員･人員
―	―	―	―

8 地域保健従事者研修･保健所実習

(1)学生等の保健所実習

表8－(2)保健所実習実施状況

学　　校　　名	学生数	実習期間(日数)
千葉大学医学部医学科	4人	2/12(1日)
秀明大学看護学部	6人	4/15、5/7－5/8(3 日)
SBC 東京医療大学　看護学科	3人	4/15、6/10－6/11(3 日)
国際医療福祉大学　看護学科	6 人	4/15、7/1－7/2(3 日)
順天堂大学　看護学科	7 人 6 人	9/16、10/20－10/21(3 日) 9/16、11/5－11/6(3 日)
東邦大学　看護学科	5 人	4/15、12/15－16(3 日)
淑徳大学　看護学科	3 人	9/16、1/21－22(3 日)
東都大学　看護学科	3 人	9/16、2/5－6(3 日)
県立保健医療大学　栄養学科	2 人	9/16、9/18、9/24(3 日)
聖徳大学　人間栄養学科	1 人	9/16、9/18、9/24(3 日)
淑徳大学　栄養学科	2 人	9/19、9/18、9/24(3 日)

(2)地域保健臨床研修

表 8－(3)医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する医師に対する研修

病　　院　　名	医師数	研　修　期　間
―	―	―

9 広報・啓発事業

(1)ホームページの運営

平成11年に開設した、ホームページ「習志野保健所(習志野健康福祉センター)」について、随時内容の更新を行った。内容は、1.トピックス 2.保健所の仕事 3.地域の健康・医療・福祉に関することなどである。

ホームページは、次のとおり。

○ https://www.pref.chiba.lg.jp/kf-narashino/

10 地域防災対策

(1)医療救護活動のための医薬品・医療資機材の備蓄

災害発生時に医療救護活動を支援するために次の医薬品等を備蓄し、これらの適正保管に努めている。

・備蓄医薬品及び備蓄衛生材料 3 セット (1,500 名分)
・医療救護資機材(救急医療セット) 13 セット
・トリアージタッグ 2,000 部

(2)管内市町村への防災訓練への協力

令和 7 年度については、鎌ケ谷市災害医療対策会議に出席し、災害発生時の災害医療提供体制・救護活動等の連携を確認、及び保健所で備蓄している災害用備蓄医薬品についての情報共有を行った。

また、習志野市災害医療本部及び応急救護所訓練に参加し、EMIS入力訓練や保健所備蓄医薬品等の要請に係る訓練を実施し、各機関の役割や課題の共有を図った。

市主催の会議に参画する等情報共有に努めている。

Ⅳ 地域保健課の業務概要

地域保健課は、生涯にわたる健康づくりを推進するため、管内市及び関係機関と連携し、保健師関係指導事業、母子保健事業、一人ひとりに応じた健康支援事業、地域･職域連携推進事業、栄養改善事業、精神保健福祉事業、肝炎治療特別促進事業、難病対策事業等を主業務として広域的専門的業務に取り組んでいる。

1 保健師関係指導事業

保健師は地域保健課･疾病対策課･企画課に配属され、公衆衛生対策の窓口として保健活動を行っている。

本事業においては、管内市及び保健所の保健師活動状況の把握と資質向上のために管内保健師業務連絡研究会等を開催した。

⑴管内概況

令和 7 年 4 月 1 日現在の管内保健師就業状況は、保健所 15 人、習志野市 49 人、八千代市 43 人、鎌ケ谷市 37 人の計 144 人である。保健所保健師は、長期療養児の保健指導、結核･感染症対策、難病対策、エイズ対策等専門的な保健サービスを提供するとともに、市の求めに応じて専門的な相談や助言に努めている。

表1－⑴管内保健師就業状況(令和７年４月１日現在)

(単位：人)

区分 / 年度	総数	保健所	市 町 村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
令和 5 年度	130	14	79	18	6	13
令和 6 年度	138	14	87	20	3	14
令和 7 年度	144	15	88	23	7	11
習志野市	49	-	37	4	4	4
八千代市	43	-	30	11	0	2
鎌ケ谷市	37	-	21	8	3	5

(2)保健所保健師活動

保健・医療・福祉等の関係者で連携しながら協議を行い、患者家族がよりよい療養生活を送れるようにするため、個別指導を行った。

表1－(2)家庭訪問等個別指導状況(令和８年3月31日現在)

(単位:件)

区分 / 種別		家庭訪問		訪問以外の保健指導				個別の連携・連絡調整
				面接		電話	メール	
		実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数(再掲:会議)
総数		154	365	90	153	1,921	217	1,198(1)
感染症(結核除く)		46	64	58	67	716	44	232(0)
結核		49	219	19	71	628	106	645(0)
精神保健福祉		1	1	2	2	147	1	4(0)
難病		43	64	5	7	239	57	257(1)
長期療養児		15	17	3	3	135	9	56(0)
生活習慣病		0	0	0	0	1	0	0(0)
母子保健	妊産婦	0	0	0	0	1	0	0(0)
	乳幼児	0	0	0	0	0	0	0(0)
	その他	0	0	0	0	7	0	1(0)
その他の疾病		0	0	2	2	25	0	0(0)
その他		0	0	1	1	22	0	3(0)
訪問延世帯数		153	364					

(3)保健師関係研修(研究)会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1－(3)－ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テーマ	主な内容	参加人員
令和７年５月30日	家庭訪問	第１回ミニ勉強会 講義「家庭訪問・記録について」 講師 習志野保健所保健師	24
令和７年６月30日	研究・データ処理	第２回ミニ勉強会 講義「研究・データ処理について」 講師 習志野保健所保健師	29
令和７年７月31日	地域保健活動(地区カルテ)	第1回習志野保健所管内保健師業務連絡研究会 1.講演「保健師による地域保健活動について考える～地区カルテをいかに活用するか～」 講師 聖路加国際大学大学院 看護学研究科 公衆衛生看護学 教授 大森 純子 氏 2.グループワーク 「地区カルテをいかに活用するか」	43
令和７年８月28日	事業計画	第３回ミニ勉強会 講義「事業計画について」 講師 習志野保健所保健師	26
令和７年９月16日	新任期保健師座談会	入職 1～3 年目の保健師が集まりグループに分かれ各自の経験や課題、悩みについて話し合う。	13
令和７年11月27日	地域診断	第４回ミニ勉強会 「地域診断発表会」 発表者 習志野保健所保健師	23

イ 所内保健師研究会

表1－(3)－イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和７年５月30日	1.令和７年度現任教育及び管内研・所内研について 2.保健活動業務研究収録について	11
〃	現任教育について(新任期保健師の目標共有)	7

令和７年８月28日	1.地域診断手順の説明 2.地域診断グループワーク	13
令和７年９月25日 令和７年10月27日	地域診断グループワーク	13
令和７年11月12日	現任教育について(新任期保健師の中間評価)	7
令和８年２月13日	事例・事業報告	12
〃	現任教育について(新任期保健師の最終評価)	7
令和８年２月20日	保健活動業務研究発表リハーサル	12

ウ 保健所保健師ブロック研修会

表1－(3)－ウ 保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和８年1月20日	1.講演「ウェルビーイングを保健師活動に活かす方法 ～職員が輝くセルフマネジメント～」 講師 武蔵野大学 ウェルビーイング学部 ウェルビーイング学科 教授 秋山 美紀 氏 2.グループワーク (当番保健所:市川保健所)	4

(4)管内看護管理者研修会

表1－(4)看護管理者研修状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和７年10月２日	1.講演「その人らしい生き方を最期まで地域で支える－私の生き方連絡ノートを活用して－」 講師 自分らしい「生き」「死に」を考える会 代表 渡辺 敏恵 氏 2.グループワーク 「その人らしい生き方を支えるための連携のあり方」	42

2 母子保健事業

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、管内市および関係機関と連携し切れ目ない支援の推進を行う。

(1)母子保健推進協議会

母子の健康保持増進のための切れ目ない支援を推進するため、母子保健、医療、福祉に関する各機関及び団体並びに関係行政機関の職員、住民の代表等で、管内の課題、母子保健事業の方向性について情報共有や確認事項の整理を行うことで、母子保健業務の円滑な推進と充実を図る。

表2－(1)母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
令和8年2月9日	13名(第2部のみ)	第1部 講演(第2回母子保健従事者研修会と同時開催) 「地域における妊産婦のメンタルヘルス支援～地域でできる妊娠期からの予防的関わり～」 講師:医療法人学而会 木村病院 臨床心理士・公認心理師 後藤 美智子 氏 第2部 協議 (1)報告 ①管内の母子保健統計・母子保健実績 ②各市のメンタルヘルスに関する予防的関わりについて (2)意見交換 妊娠期からの予防的関わりについての各機関の現状の取組と課題の共有、地域で取り組み可能な予防的関わりの検討

(2)母子保健に関する連絡調整会議

母子の健康保持増進のための切れ目ない支援を推進するため、管内各市の母子保健担当者が集まり、管内の課題、母子保健事業の方向性について情報共有や確認事項の整理を行うことで、母子保健業務の円滑な推進と充実を図る。

表2－(2)母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数・職種	主な協議内容
令和7年 5月12日	16名 保健師	(1)麻疹に関する情報提供(疾病対策課) (2)令和6年度母子保健事業実績報告及び令和7年度母子保健事業計画について (3)管内の母子保健事業に係る体制整備について (4)母子保健従事者研修会について

（3）母子保健従事者研修会

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実現にむけ、管内の母子保健の課題に合わせ、母子保健従事者が必要な知識を身につけるための研修を実施し、資質向上を図る。

表2－(3)母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数･職種	内　　容
母子保健従事者研修会(第１回)	令和７年 10月1日	44名 保健師、看護師、保育士、母子保健推進員、障害児通所施設職員	(1)講演「父親支援を考えよう！～みんなを支える支援者になるために～」 講師:大阪教育大学教育学部学校教育教員養成課程　家政教育部門(保育学)　教授　小﨑恭弘　氏 (2)座談会(会場参加者のみ)
母子保健従事者研修会(第２回)	①令和８年 ２月９日(zoom) ②令和８年 ２月24日～ ３月22日(オンデマンド配信)	①8名 ②16名 保健師、看護師、助産師	母子保健推進協議会と同時開催のため、上記項目を参照。

（4）人工妊娠中絶届出

千葉県産婦人科医学会より、管内市の千葉県産婦人科医学会に属する医療機関で行った不妊手術・人工妊娠中絶に関する届け出が提出される。総数は減少傾向である。

表2－(4)人工妊娠中絶届出状況

(単位:人)

区分／妊娠週数	令和5年度	令和6年度	令和7年度 総数	20歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50歳以上	不詳
総　　数	245	221	215	18	40	39	49	44	24	1	0	0
満7週以前	118	106	95	8	18	16	18	24	11	0	0	0
満8週～満11週	109	99	102	7	21	18	27	17	12	0	0	0
満12週～満15週	3	7	8	2	1	1	0	3	1	0	0	0
満16週～満19週	10	5	7	1	0	2	3	0	0	1	0	0
満20週～満21週	5	4	3	0	0	2	1	0	0	0	0	0
不　　詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（5）小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援にかかる医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童等家庭の医療費の負担軽減を図った。

対象者は18歳未満の児童（継続認定者は、20歳の誕生日の前日まで）で、対象疾患は令和7年4月1日より16疾患群 801 疾病である。

表2－(5)小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況(各年度３月 31 日現在)

(単位:件)

疾患名	令和５年度	令和６年度	令和７年度	習志野市	八千代市	鎌ケ谷市
総数	379	381	378	142	142	94
1 悪性新生物	50	50	54	15	26	13
2 慢性腎疾患	20	18	14	8	2	4
3 慢性呼吸器疾患	19	21	20	7	5	8
4 慢性心疾患	51	48	49	22	13	14
5 内分泌疾患	62	60	53	21	20	12
6 膠原病	13	16	14	5	5	4
7 糖尿病	38	31	29	5	16	8
8 先天性代謝異常	6	6	7	4	1	2
9 血液疾患	16	18	17	10	5	2
10 免疫疾患	0	0	0	0	0	0
11 神経･筋疾患	56	54	58	26	23	9
12 慢性消化器疾患	28	36	36	10	16	10
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	12	16	20	7	6	7
14 皮膚疾患	1	1	1	0	1	0
15 骨系統疾患	6	6	6	2	3	1
16 脈管系統疾患	1	0	0	0	0	0

(6)小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

児童福祉法第19条の22に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

ア 研修会、講演会、交流会等

表2－(6)－ア 研修会、講演会、交流会等の実施内容

名　称	実施年月日	参加人数・内訳	内　容
相互交流支援事業	令和８年１月19日	８名	ほっとひといき、おしゃべり交流会 講話「自分らしく生きる子どもを支える」 講師:東京女子医科大学附属八千代医療センター 小児プライマリ認定看護師 佐々木 綾子 氏
その他自立支援事業	令和7年11月9日	―	秀明大学学園祭、チームやちよキッズぷらすとの共催イベントにて講演
相談支援事業	令和7年7月22日	３名	同疾患を持つ保護者交流会

イ 療育相談指導事業(療育指導連絡票に基づくもの)

表2－(6)－イ 療育相談指導内容 (単位:人)

内　容	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談者数(延)	34	31	38
家庭看護指導	20	21	32
食事・栄養指導	15	16	21
歯科保健指導	7	6	6
福祉制度の紹介	21	18	27
精神的支援	25	22	32
学校との連絡	10	11	12
家族会等の紹介	15	10	13
その他	0	0	5

ウ 訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表2－(6)－ウ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位:件)

疾患名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総数	77	15	17
慢性呼吸器疾患	2	6	1112
神経・筋疾患	1	2	1
染色体または遺伝に変化を伴う症候群	1	6	1
骨系統疾患	0	0	1
内分泌疾患	0	0	0
先天性代謝異常	0	0	1
その他	3	1	1

エ 窓口相談事業

表2－(6)－エ 相談内容 (単位:人)

内容	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談者数（延）	18	32	3
申請等	11	22	0
医療	1	0	0
家庭看護	2	6	2
福祉制度	0	1	0
就労	0	0	0
就学	1	1	0
食事・栄養	1	0	0
歯科	0	0	0
その他	2	2	1

オ 訪問相談員派遣事業

表2－(6)－オ 訪問相談員派遣事業実施状況

区分／年度	人数	回数	実人員	延人員
令和５年度	0	0	0	0
令和６年度	2	1	1	2
令和７年度	0	0	0	0

(7)療育の給付制度

児童福祉法第21条の９の規定に基づき、結核に罹患し入院加療が必要な18歳未満の児童に対し医療、学習及び療養生活に必要な物品を給付するものである。令和 5 年度から令和 7 年度まで申請はなかった。

(8)思春期保健相談事業

思春期の課題を抱えるこどもと、育てにくさに悩む保護者及び支援者のための相談として、子ども・保護者の負担軽減、虐待の早期発見・予防を目的とし、毎月 1 回個別相談を行う。

表2－(8)－ウ 思春期保健事業個別相談

名　称	開催回数	相談件数	対象者	内　容
思春期相談	5	6	思春期の課題を抱えるこどもと育てにくさに悩む保護者及び支援者	臨床心理士による個別相談

3 成人・老人保健事業

がん検診の受診率向上のため、がん及びがん検診に関する知識の習得を目的に、市川保健所と隔年でがん検診推進員育成講習会を開催している。令和７年度は習志野保健所が担当年であった。

(1)がん検診推進員育成講習会

各市町村の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等(以下「推進員等」という。)に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図る。

表3－(1)がん検診推進員育成講習会

開催年月日	参加者数	内　容
令和８年２月18日	35名	講話:知っておきたい大腸がんのこと 講師:国立がん研究センター東病院 大腸外科医長 塚田 祐一郎 氏

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じ的確な自己管理ができるよう、健康づくりの支援体制を充実することを目的に健康相談を行った。

(1)健康相談事業

身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象とし、保健師等が電話相談に応じている。

表4 健康相談実施状況(電話)

(単位:件)

区分 / 年度	男	女	総　数
令和5年度	17	34	51
令和6年度	25	44	69
令和7年度	101	79	180

5 総合的な自殺対策推進事業

平成 28 年 4 月自殺対策基本法が改正となり、都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定している。管内市での自殺対策事業が円滑に行われるよう、各種相談窓口の周知・案内に努め、関連パンフレットの配架等を行っている。精神保健福祉相談や各関係機関との連携の中で心の健康づくりの推進や普及啓発を行っている。

6 地域・職域連携推進事業

広域的な地域保健と職域保健の連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築するため習志野・船橋地域・職域連携推進協議会を平成19年に設定している。平成28年度からは船橋圏域に協議会が設置されたため、習志野地域・職域連携推進協議会と名称を変更している。令和元年度からは、働く人々の高年齢化により転倒災害が多いということから「フレイル予防を意識した生活習慣病予防対策」をテーマに協議している。令和7年度からは、フレイル予防を「運動」に加え、」「口腔」「栄養」「社会参加」の4本の柱として普及啓発の輪を広げている。

表6－(1)習志野地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和８年２月５日	23 名	(1)報告 ①令和７年度協議会の取り組み ②令和７年度フレイル予防に関する取り組み (2)議題 ①令和７年度協議会の取り組みの評価 ②「ならしの健康通信　令和7年度版」の最終案検討 ③令和８年度の計画検討

表6－(2)習志野地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和７年８月７日	23 名	(1)報告 ①令和6年度進協議会の取り組み ②令和7年度フレイル予防に関する取り組み (2)議題 ①令和７年度フレイル予防の共同取り組みの検討 ②「ならしの健康通信 令和7年度版」内容の検討

表6－(3)共同事業開催状況

開 催 年 月 日	主　な 内　容
(1)令和７年９月 22 日 (2) ①令和7年10月18日 ②令和７年11月8日～11月9日 ③令和7年11月30日 ④令和7年12月 (3) 令和７年度	(1)講話 内容:働き盛りからのフレイル予防について 対象:全国衛生週間　準備説明会の参加者 参加者:34 名 (2)「ならしの健康通信」配置配布 ①やちよ健康フェスタ　100部 ②八千代どんーと祭り　400部 ③やちけあフェス　100部 ④日本生命　各営業所にて配置配布しているため部数不明 (3)「ならしの健康通信」「ならしの健康通信　令和 7 年度版」ホームページへの掲載 習志野市歯科医師会、八千代市歯科医師会、八千代市薬剤師会、船橋薬剤師会

7 栄養改善事業

管内では壮年期の肥満の割合が高く、心疾患、脳血管疾患などの循環器系疾患が医療費や死因の上位であることから、食に起因する健康課題を改善することを目的に各種事業を実施し、望ましい食生活の普及定着に取り組んでいる。

また、健康増進法に基づく給食施設への指導、食品に関する表示の指導及び普及啓発を行うなど食環境整備に努めている。

(1)健康増進(栄養・運動等)事業

住民の生活習慣病予防及び健康づくりのために、来所・電話による個別指導の実施及び研修会・広報活動により正しい知識の普及・啓発に努めた。

表7－(1)健康増進(栄養・運動等)指導状況

(単位:人)

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	(再掲)訪問による栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	妊産婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳幼児	0	0	0					0	0	0					0
	20歳未満(妊産婦乳幼児を除く)	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20歳以上(妊産婦を除く)	22	1	0	0	0	0	0	0	743	45	0	0	0	0	0
(再掲)医療機関等へ委託	妊産婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳幼児	0	0	0					0	0	0					0
	20歳未満(妊産婦乳幼児を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20歳以上(妊産婦を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

参照(地域保健・健康増進事業報告作成要領)

ア 病態別個別指導

表7－(1)－ア 病態別個別指導状況 （単位:人）

区分 / 種別	計	生活習慣病	難 病	アレルギー疾 患	摂食障害	その他
病態別栄養指導	1	1	0	0	0	0
病態別運動指導	0	0	0	0	0	0

※生活習慣病は、がん・高血圧・心臓病・脂質異常症・糖尿病・肥満・貧血に関する指導をした場合に計上する。

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表7－(1)－イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名 称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
病態栄養教室 (動画配信)	令和７年 11月10日 ～ 令和8年 2月27日	食物アレルギー児の家族及び管内児童福祉施設の従事者等	申込者数45人 (動画再生188回)	YouTubeによる動画配信 講演1「小児の食物アレルギー～診断と治療、食事のポイント～」 講師 医療法人社団明芳会 イムス記念病院 小児科医長 森田慶紀 氏 講演2「食物アレルギーにおける緊急時対応とエピペンについて」 講師 千葉大学医学部附属病院アレルギーセンター 特任助教 薬剤師 石黒奈緒 氏
食物アレルギーを有する子どもの災害対策に関する啓発 (チラシ配布)	令和７年 11月10日	食物アレルギーを有する児の保護者	(630人)	NPO法人千葉ｱﾚﾙｷﾞｰﾈｯﾄﾜｰｸ・各市危機管理担当課の協力を得て災害対策に関する啓発チラシを作成し、給食施設を通じて対象者に配布

ウ 地域における健康づくり推進事業

表7－(1)－ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名 称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
管内行政栄養士業務連絡会	令和7年 8月22日	管内市行政栄養士等	11人	(1)講演「健康ちば21(第3次)における課題と市町村における食環境整備について」 講師 淑徳大学 看護栄養学部 栄養学科 講師 坂口景子氏 (2)意見交換 助言者 淑徳大学 看護栄養学部 栄養学科 講師 坂口景子氏
管内行政栄養士業務連絡会	令和8年 2月13日	管内市行政栄養士	10人	(1)事例発表「やちよ元気 UP 応援店について」 発表者 八千代市 健康づくり課 (2)事例検討:食環境整備事業に係る取組と評価 助言者 淑徳大学 看護栄養学部 栄養学科 講師 坂口景子 氏
「適塩」に関する普及啓発	令和8年 1月27日～ 2月27日	管内給食施設	申込57名 (視聴回数132回)	YouTube による動画配信及びリーフレット配布 講話「適塩生活のススメ」 講師 昭和学院短期大学 ヘルスケア栄養学科 准教授 飛松聡 氏

エ 国民(県民)健康・栄養調査

表7－(1)－エ 国民(県民)健康・栄養調査状況

調査名	調査地区(対象)	調査年月日・調査内容等
国民健康・栄養調査	八千代市萱田町地区 (1地区22世帯)	令和7年11月11日及び12日 ・身体状況調査 ・栄養摂取状況調査 ・生活習慣調査

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表7－(1)－オ－(ア)食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談(個別)		普及啓発(集団)		
		実相談食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容（講習会等）
特別用途食品及び特定保健用食品について		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	－
食品表示基準について（保健事項）	栄養成分	12	12	0	0	－
	特定保健用食品	0	0	0	0	－
	栄養機能食品	0	0	0	0	－
	機能性表示食品	0	0	0	0	－
	その他※	0	0	0	0	－
健康増進法第65条第1項（虚偽誇大広告）		0	0	0	0	－
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む）		1	4	0	0	－

		県民への相談対応・普及啓発			
		相談(個別)	普及啓発(集団)		
		延相談件数	回数	延対象者数	内容（講習会等）
特別用途食品及び特定保健用食品について		0(0)	0(0)	0(0)	－
食品表示基準について（保健事項）	栄養成分	0	0	0	－
	特定保健用食品	0	0	0	－
	栄養機能食品	0	0	0	－
	機能性表示食品	0	0	0	－
	その他※	0	0	0	－
健康増進法第65条第1項（虚偽誇大広告）		0	0	0	－
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む）		0	0	0	－

（ ）内は、特定保健用食品再掲

※ 栄養成分以外の内容だった場合（特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く）

表7－(1)－オ－(イ)食品表示等に関する指導状況(表示違反への対応)

		指導状況(個別)	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について(保健事項)	栄養成分※	0 (0)	0(0)
	機能性表示食品	0	0
	その他	0	0
健康増進法第65条第1項(虚偽誇大広告)		0	0
その他一般食品について(いわゆる健康食品を含む)		0	0

※ 栄養機能食品、特定保健用食品を含む　　()内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表7－(1)－オ－(ウ)特別用途食品に対する検査・指導件数　(単位:件)

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
0(0)	0(0)	0(0)

()内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表7－(1)－カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個　別		集団指導		
内 容	延人員	内 容	延回数	延参加者数
食生活に関する指導	24人	－	－	－

(2)給食施設指導

管内給食施設に対し、栄養管理の質の向上を図るために個別巡回指導を行ったほか、給食施設管理者及び従事者を対象に衛生管理、栄養管理に関する情報提供を行い、適切な給食運営を支援した。

給食施設状況

表7－(2)給食施設状況　(単位:件)

施設総数	管理栄養士のみいる施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみいる施設		管理栄養士栄養士どちらもいない施設	管理栄養士必置指定施設		調理師のいる施設		調理師のいない施設	栄養成分表示施設	栄養教育実施施設
	施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数		施設数	管理栄養士数	施設数	調理師数			
196	73	106	43	116	74	44	50	36	9	58	157	366	39	190	128

ア 給食施設指導状況

表7－(2)－ア 給食施設指導状況　(単位:件)

区分			計	特定給食施設		その他の給食施設
				1回300食以上又は1日750食以上	1回100食以上又は1日250食以上	
個別指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	81	17	45	19
		その他指導施設数	155	33	98	24
	喫食者への栄養・運動指導延人員		－	－	－	－
集団指導	給食管理指導	回数	3	3	3	3
		延施設数	164	29	111	24
	喫食者への栄養運動指導	回数	―	－	―	－
		延人員	―	－	―	－

イ 給食施設個別巡回指導

表7－(2)－イ 給食施設個別巡回指導状況

		総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
				管理栄養士のみいる施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設		栄養士のみいる施設		どちらもいない施設	
				施設数	指導施設数(再掲)	施設数	指導施設数(再掲)	施設数	指導施設数(再掲)	施設数	指導施設数(再掲)
合 計		196	81	73	33	43	24	44	13	36	11
指定施設①	計	9	9	2	2	7	7				
	学校										
	病院	9	9	2	2	7	7				
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設										
	社会福祉施設										
	事業所										
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他										
300食/回,750食/日以上(指定施設を除く)②	計	36	8	13	1	10	4	8	2	5	1
	学校	28	5	12	1	5	2	7	1	4	1
	病院	2	2			2	2				
	介護老人保健施設	1				1					
	介護医療院	1				1					
	老人福祉施設	1				1					
	児童福祉施設	2		1						1	
	社会福祉施設										
	事業所	1	1					1	1		
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他										

		総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
				管理栄養士のみいる施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設		栄養士のみいる施設		どちらもいない施設	
				施設数	指導施設数(再掲)	施設数	指導施設数(再掲)	施設数	指導施設数(再掲)	施設数	指導施設数(再掲)
100食/回,250食/日以上(①,②除く)	計	111	45	49	25	24	12	21	6	17	2
	学校	6	1	1	1	1		1		3	
	病院	10	10	7	7	3	3				
	介護老人保健施設	5	3	2	2	3	1				
	介護医療院										
	老人福祉施設	22	8	14	4	7	3	1	1		
	児童福祉施設	57	21	21	10	9	5	18	5	9	1
	社会福祉施設	2	1	1	1					1	
	事業所	5		2		1				2	
	寄宿舎	1						1			
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他	3	1	1						2	1
その他の給食施設	計	40	19	9	5	2	1	15	5	14	8
	学校	1						1			
	病院										
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設	8	3	2	1	2	1	2		2	1
	児童福祉施設	12	6	6	4			3	1	3	1
	社会福祉施設	6	3					5	2	1	1
	事業所	2	1							2	1
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他	11	6	1				4	2	6	4
	※管理栄養士・栄養士配置施設の記入については,「衛生行政報告例記入要領」を参照すること。										

ウ 給食施設開始届･廃止(休止)届･変更届指導

表7－(2)－ウ 給食施設開始届･廃止(休止)届･変更届指導 (単位:件)

	給食施設開始届	給食施設廃止(休止)届	給食施設変更届
届 出 数	11	11	121
指 導 数	7	4	31

エ 給食施設集団指導

表7－(2)－エ 給食施設集団指導状況

名　　称	開催年月日	対象者	参加者数	内　　容
第1回給食施設研修会（動画配信）	令和7年７月14日～8月29日 ＊動画視聴会 令和７年８月5日	給食施設管理者･従事者	申込者数 110人 (動画再生341回) ＊視聴会 5人	説明① 「給食施設における衛生管理」 （上映時間30分） 習志野健康福祉センター 食品機動監視課 食品衛生監視員 説明② 「管内給食施設の食塩相当量について」(上映時間20分) 習志野健康福祉センター 地域保健課 栄養指導員
第２回給食施設研修会	令和7年9月18日	児童福祉給食施設の管理栄養士･栄養士等	30人	(1)講演「子どもの発育･発達を支える食事の提供と食育の実践について」 講師 相模女子大学栄養科学部 健康栄養学科 特任教授 堤ちはる 氏 (2)意見交換(グループワーク) 「日頃の困りごとを話そう」 助言者 相模女子大学栄養科学部 健康栄養学科 特任教授 堤ちはる 氏
第3回給食施設研修会（動画配信）	令和8年１月27日～2月27日	給食施設の管理栄養士･栄養士等方	申込者数 98人 (動画再生140回)	講演「日本人の食事摂取基準2025年版の概要と給食施設における活用の留意点等について」(60分) 講師 女子栄養大学 栄養学部 教授 石田裕美 氏

(3)健康ちば協力店推進事業

表7－(3)－ア 健康ちば協力店登録状況

令和７年度登録件数			総登録件数
新規登録件数	変更件数	取消件数	
2	0	0	13

表7－(3)－イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区 分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回 数	延人員	回 数	延店舗数	延人員	回 数	延人員
個別指導		2		0	0		0
集団指導	8	650	0	0	0	0	0
合 計		652		0	0		0

(4)栄養関係団体等への育成･支援

表7－(4)栄養関係団体等への育成･支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名 称	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
習志野保健所管内調理師会	193人	調理師の資質向上、調理技術の研究開発、公衆衛生の向上等	千葉県調理師講習会の周知支援	－
習志野保健所管内集団給食協議会	69施設	集団給食業務の向上、喫食者の健康増進等	総会･理事会の出席、研修会の企画及び運営支援	65人

(5)調理師試験及び免許関係

表7－(5)調理師試験及び免許取扱状況 （単位:名）

	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
年 度	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
令和５年度	42	26	61.9	81	22	12
令和６年度	51	34	66.7	88	17	14
令和７年度	57	38	66.7	104	16	21

(6)その他(各保健所の独自事業)

名　　称	日数	参加実人員	主な内容
管理栄養士養成施設学生実習	2	3校5人	保健所における栄養改善業務について 他

8 歯科保健事業

難病患者の歯・口腔の健康の維持増進を図るため、難病及び障害者等歯科保健サービス事業を実施した。

(1)難病及び障害者等歯科保健サービス事業

表8－(1)難病及び障害者等歯科保健サービス事業実施状況

名　称	対象者	開催月日	内容	参加人員
障害者のための歯とお口の健康教室	障害者支援施設通所者	令和8年 1月29日	(1) 講話「お口の健康と生活習慣病」 講師　千葉県歯科衛生士会 歯科衛生士　平山幸子　氏 (2)口腔ケアの実践 指導者　千葉県歯科衛生士会 歯科衛生士　榎本亜弥子　氏 歯科衛生士　平山幸子　氏	参加者数 11人

(2)その他(各保健所の独自事業)

表8－(2)その他(各保健所の独自事業)

名　称	対象者	開催月日	内容	参加人員
実施なし				

9 精神保健福祉事業

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下、精神保健福祉法)」に基づく相談業務、法施行業務を行っている。市町村・医療機関・地域の支援機関等と連携し、専門性や広域での調整を要する支援、措置入院者等の退院後支援等を行い、また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業や心神喪失者等医療観察法に関する会議等に参画し、地域精神保健福祉活動等を行っている。

(1)精神保健福祉相談関連

精神保健福祉相談員等が、措置入院に係る対応や、地域支援機関等と連携しながら、相談・訪問・電話等により、精神保健福祉に関する相談に随時応じているほか、精神科医師による定例相談も実施している。相談　内容は、診療に関すること、生活支援、社会復帰、依存症、認知症等と広範にわたる。

表9－(1)－ア　精神保健福祉に関する相談対応の総数(対象者の性・年齢別)　　(単位:人)

	実人員	性			年齢					延人数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
令和５年度	164	77	86	1	7	42	79	36	0	341
令和６年度	160	87	73	0	11	38	79	30	2	3068
令和７年度	183	81	102	0	5	51	104	21	2	500
習志野市	72	27	45	0	2	22	33	13	2	167
八千代市	36	16	20	0	1	9	25	1	0	100
鎌ケ谷市	23	12	11	0	2	8	11	2	0	57
管外・不明	52	26	26	0	0	12	35	5	0	176
相　談	65(24)	25(8)	40(16)	0(0)	2(0)	18(11)	37(11)	6(2)	2(0)	119(27)
訪　問	118(2)	56(1)	62(1)	0(0)	3(0)	33(0)	67(1)	15(1)	0(0)	405(2)
電　話										4,992
その他										39

※1　相談、訪問の実人員は重複あり。

※2　精神科医師による定例相談については(　)に再掲。

※3　年齢は、当該年度の初回対応時を基準とする。

※4　令和7年度分より計上方法を変更。(通報件数含む)

表9－(1)－イ　精神科医師による定例相談

実　施　日	時　　間	場　　所
毎月　第1　火曜日	14:00～16:00	八千代市障害者福祉センター
毎月　第2　火曜日	14:00～16:00	保健所(健康福祉センター)
毎月　第4　木曜日	13:00～15:00	鎌ケ谷市総合福祉保健センター

※件数は、表9－(1)－ア「相談・訪問の(　)内」及び表9－(1)－エ「医学的指導」で計上。

表9－(1)－ウ　精神保健福祉に関する相談対応の総数(相談の種別、延数別)

(単位:人)

		令和５年度	令和６年度	令和７年度	相談	訪問	電話	その他
延人数		5,897	5,821	5,555	119	405	4,992	39
精神保健福祉相談	診療に関すること	3,261	3,454	4,138	65	318	3,737	18
	社会復帰	141	307	148	4	18	126	0
	生活支援	1,236	1,095	799	36	47	698	18
	その他の相談	929	523	153	2	5	144	2
嗜癖関連問題に関する	アルコール	103	32	90	1	6	83	0
	覚醒剤	11	21	0	0	0	0	0
	その他の薬物	2	0	6	1	0	5	0
	ギャンブル	5	4	3	0	0	3	0
	ゲーム	1	0	0	0	0	0	0
摂食障害の相談		0	2	2	0	0	2	0
心の健康相談		67	130	59	7	2	49	1
思春期の相談		26	91	72	1	4	67	0
老年期の相談		101	106	69	2	5	62	0
てんかん		0	0	0	0	0	0	0
うつ・うつ状態		2	3	4	0	0	4	0
その他の相談		12	53	12	0	0		0

※　令和７年度分より計上方法を変更。(電話相談及びその他の対応件数、相談種別にゲーム、うつ・ うつ状態の項目を追加)

表9－(1)－エ　精神保健福祉に関する相談対応の総数(援助の内容、延件数)

(単位:件)

	延件数	医学的指導	受療援助	生活支援 生活指導	社会復帰援助	紹介・連絡	関係機関調整 方針協議	その他
令和５年度	9,525	37	1,320	1,158	97	3,479	3,329	105
令和６年度	9,937	28	2,143	1,099	208	2,900	3,471	88
令和７年度	6,918	27	1,419	793	74	－	4,572	33

※1　援助内容は重複あり。

※2 令和７年度分より計上方法を変更。(表頭の「紹介・連絡」項目を削除)

(2)措置入院関係

精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出を受理し、措置診察の必要性を判断するための事前調査を行う。措置診察が必要と判断された者には、精神保健指定医による診察を実施し、措置入院もしくは緊急措置入院の要否を判断する。措置入院が必要と判断された者に対しては、入院先医療機関までの移送を実施する。

表9－(2)－ア 申請・通報・届出等に係る対応状況(条文別)

(単位:件)

	申請・通報・届出等件数	措置診察の必要がないと認めた者	措置診察実施(法第27条)		緊急措置診察実施(法第29条の2)		措置業務に係る移送業務(法第29条の2の2)		
			措置入院	措置不要	緊急措置入院	緊急措置不要	1次移送	2次移送	3次移送
令和５年度	97	43	48	4	16	2	0	0	16
令和６年度	103	44	49	5	9	4	0	0	14
令和７年度	148	70	66	8	13	4	0	0	25
法第22条 一般人の申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第23条 警察官の通報	87	33	44	6	13	4	0	0	25
法第24条 検察官の通報	28	4	22	2	0	0	0	0	0
法第25条 保護観察所の長の通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条 矯正施設の長の通報	33	33	0	0	0	0	0	0	0
法第26条の2 精神科病院管理者の届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条の3 医療観察法に基づく指定通院医療機関の管理者及び保護観察所長の通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第27条第2項 通報等に基づかない診察	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1「申請・通報・届出等件数」は受理日で集計。

※2 精神保健指定医２名以上による診察を「措置診察」、緊急性が高く精神保健指定医１名による診察を「緊急措置診察」とする。

※3 緊急措置入院後は、原則として措置診察を実施することとなるが、緊急措置入院中に措置症状消退となることもある。

※4 措置不要には、措置入院以外の入院や入院にならなかった者を含む。

※5 1次・2次移送は、措置診察実施場所までの移送、3次移送は措置入院先医療機関までの移送。

表9－(2)－イ 申請・通報・届出に係る対応状況(性別・年齢別) 【再掲】

(単位:人)

	人員	性			年齢					延人数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	66	30	36	0	0	17	42	7	0	154
電話										513
その他										0

※年齢は、当該年度の初回対応時を基準とする。

(3)精神障害者の退院後支援

措置入院者等に対しては、平成30年に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から発出された「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を元に、千葉県で作成した「精神障害者の退院後支援マニュアル」に基づき、帰住予定地を管轄する保健所が退院に関する支援を行う。同マニュアルに基づく支援の対象外とした者については、通常対応として支援を行う。

表9－(3)－ア 精神障害者の退院後支援に係る対応状況

(単位:人・件)

	支援対象者	支援計画作成あり	会議開催数
合計	66	0	0

※1 支援対象者とは措置入院をした者。(帰住予定先を管轄する保健所が実施する。)

※2 支援計画作成ありとは支援対象者のうち、本人の同意が得られ計画を作成した者。

(4)管内精神科医療機関からの届出等

精神保健福祉法に基づき、管内医療機関から各種届出等が提出される。

表9－(4) 管内精神科医療機関からの届出等件数

（単位:件）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
措置入院者の定期病状報告書	3	1	1
措置入院者の症状消退届	21	13	16
医療保護入院者の入院届	622	704	745
医療保護入院者の入院期間更新届	－	664	1,258
医療保護入院者の退院届	509	670	748
医療保護入院者の定期病状報告書	509	－	－
応急入院届	－	－	－
措置入院者転院申請書	2	1	1
仮退院許可申請書	0	0	0
再入院届	0	0	0

※1 「医療保護入院者の入院期間更新届」は、令和６年度より新設。

※2 「医療保護入院者の定期病状報告書」は、令和６年度より廃止。

(5)医療保護入院等のための移送(法第34条)

精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって、任意入院が行われる状態にない場合、家族等の同意があるときはその者を応急入院指定病院に移送し、精神障害者の医療及び保護を図ることとしている。

表9－(5)医療保護入院等のための移送対応状況

（単位:件）

	受付件数	診察件数	移送件数
令和5年度	0	0	0
令和6年度	0	0	0
令和7年度	0	0	0

(6)心神喪失者等医療観察法関係

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の対象者に対し、保護観察所・医療機関主催の処遇検討会議に参加し、地域において訪問等の支援を実施している。平成17年から同法が施行されたことに伴い、保健所においても各種会議への参加等が求められている。

表9－(6)医療観察法に係る会議への参加

(単位:件)

会議種別	CPA 会議	ケア会議	その他
参加回数	9	7	0

※「その他」は、CPA 会議(Care Programme Approach の略)とケア会議以外の会議に参加した件数を 計上している。

(7)その他精神保健福祉関係

地域の実情に応じて、会議や研修会、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業における協議の場等を通じて、各関係機関との連携を深めている。

表9－(7)－ア 会議・講演会等開催

名称	開催日	参加人数(人)	対象者等
管内精神保健福祉担当者連絡会議	3月4日	8	管内市精神保健福祉担当職員、県障害者福祉推進課職員

表9－(7)－イ 講師派遣

名称	日時	内容
	－	－

表9－(7)－ウ その他

名称	日時	内容
－	－	－

表9－(7)－エ 組織育成・運営支援

(単位:件)

	当事者支援	家族会支援	支援者支援	その他
支援延件数	－	3	－	－

10 肝炎治療特別促進事業

B 型ウイルス性肝炎及び C 型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成 20 年度からインターフェロン治療、平成 22 年度から核酸アナログ製剤治療の医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。平成 26 年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充されたことに伴い、対象者が増加している状況である。なお、平成 23 年度から開始されたインターフェロン 3 剤併用療法については、プロテアーゼ阻害剤販売中止により令和 3 年 10 月に廃止された。

表10－(1)肝炎治療特別促進事業受給者状況　（単位：人）

治療 / 年度・市町村	核酸アナログ製剤	インターフェロン	インターフェロンフリー
令和5年度	245	0	24
令和6年度	246	0	25
令和7年度	249	0	33
習志野市	86	0	13
八千代市	112	0	15
鎌ケ谷市	51	0	5

11 肝がん･重度肝硬変治療研究促進事業

B 型･C 型ウイルスに起因する肝がん･重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成30 年 12 月から助成が開始され、窓口相談･申請手続業務を行っている。

また、令和 3 年 4 月から、分子標的薬を用いた化学療法または肝動注化学療法による通院治療の対象化、対象月数は、3 月目以降に変更されている。

さらに、令和 6 年 4 月から助成の対象となる医療費についての月数要件が緩和され、 自己負担額が高額療養費の基準を超えた月が過去 24 か月で 1 月以上ある場合、2 月目　以降は自己負担額が月 1 万円となった。

表11－(1)肝がん･重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況　（単位:人）

治療 / 年度･市町村	肝がん	重度肝硬変	総数
令和 5 年度	1	0	1
令和 6 年度	2	0	2
令和 7 年度	2	0	2
習志野市	0	0	0
八千代市	1	0	1
鎌ケ谷市	1	0	1

12　難病対策事業

原因不明であって、治療方法が確立されていないため、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費の負担が必要となる難病に対し、医療費の自己負担分を助成している。対象は、難病法施行前の 56 疾患（特定疾患）から徐々に拡大し、348 疾病（指定難病）となっている。

なお、指定難病に移行していない４疾患については、特定疾患治療研究事業実施要綱に基づき、引き続き治療が必要な方の更新申請のみ受け付けている。

表12－(1)特定疾患治療研究費受給者状況　（単位：件）

年度・市町村別 / 疾患名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	習志野市	八千代市	鎌ケ谷市
総　数	1	1	0	0	0	0
スモン	1	1	0	0	0	0

表１２－（２）指定難病医療費助成制度受給者状況　（単位：件）

疾患名 ＼ 年度・市町村別		令和5年度	令和6年度	令和7年度	習志野市	八千代市	鎌ケ谷市
総　数		3,612	3,745	3,836	1,431	1,502	903
1	球脊髄性筋萎縮症	6	5	5	2	3	0
2	筋萎縮性側索硬化症	26	29	28	4	14	10
3	脊髄性筋萎縮症	7	7	7	3	2	2
5	進行性核上性麻痺	50	53	49	13	19	17
6	パーキンソン病	500	500	505	189	191	125
7	大脳皮質基底核変性症	15	17	17	4	9	4
8	ハンチントン病	4	3	5	1	3	1
10	シャルコー・マリー・トゥース病	1	2	2	0	1	1
11	重症筋無力症	83	84	89	38	31	20
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	88	92	101	38	43	20
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	20	21	21	7	9	5
15	封入体筋炎	3	3	4	1	2	1
17	多系統萎縮症	35	32	34	10	15	9
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	78	80	87	28	38	21
19	ライソゾーム病	7	8	8	5	3	0
20	副腎白質ジストロフィー	3	3	3	1	2	0
21	ミトコンドリア病	2	2	3	0	2	1
22	もやもや病	48	50	40	17	19	4
23	プリオン病	1	0	0	0	0	0
25	進行性多巣性白質脳症	1	1	1	0	0	1
26	HTLV-1関連脊髄症	1	1	1	1	0	0
27	特発性基底核石灰化症	0	1	1	0	1	0
28	全身性アミロイドーシス	12	14	14	3	6	5
30	遠位型ミオパチー	1	1	1	1	0	0
34	神経線維腫症	16	13	13	3	7	3
35	天疱瘡	8	6	7	3	3	1
36	表皮水疱症	2	2	2	2	0	0
37	膿疱性乾癬(汎発型)	6	6	7	2	2	3
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	0	3	0	0	0	0
40	高安動脈炎	19	17	21	8	3	10
41	巨細胞性動脈炎	22	24	25	11	10	4
42	結節性多発動脈炎	9	10	9	2	6	1
43	顕微鏡的多発血管炎	49	51	51	17	14	20
44	多発血管炎性肉芽腫症	9	10	11	7	1	3
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	32	32	36	14	12	10
46	悪性関節リウマチ	5	6	6	3	1	2
47	バージャー病	5	4	4	0	3	1

48	原発性抗リン脂質抗体症候群	5	6	6	1	4	1
49	全身性エリテマトーデス	245	243	253	98	103	52
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	86	85	94	29	41	24
51	全身性強皮症	106	108	111	30	43	38
52	混合性結合組織病	35	36	35	11	20	4
53	シェーグレン症候群	45	50	50	17	17	16
54	成人発症スチル病	18	19	16	7	6	3
55	再発性多発軟骨炎	6	6	6	0	5	1
56	ベーチェット病	48	54	53	21	23	9
57	特発性拡張型心筋症	51	53	52	15	26	11
58	肥大型心筋症	17	19	18	6	9	3
60	再生不良性貧血	27	27	25	9	8	8
61	自己免疫性溶血性貧血	3	5	5	1	2	2
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	2	3	4	2	0	2
63	免疫性血小板減少症	63	55	52	21	15	16
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1	1	1	0	1	0
65	原発性免疫不全症候群	11	12	11	5	5	1
66	IgA腎症	42	44	55	20	16	19
67	多発性嚢胞腎	44	46	48	23	13	12
68	黄色靱帯骨化症	22	26	23	9	11	3
69	後縦靱帯骨化症	90	109	98	43	38	17
70	広範脊柱管狭窄症	11	9	12	3	5	4
71	特発性大腿骨頭壊死症	51	60	60	25	20	15
72	下垂体性ADH分泌異常症	12	12	13	6	5	2
73	下垂体性TSH分泌亢進症	0	1	1	1	0	0
74	下垂体性PRL分泌亢進症	9	10	8	4	3	1
75	クッシング病	4	5	5	1	2	2
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	15	15	17	7	8	2
78	下垂体前葉機能低下症	61	66	67	25	31	11
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	5	5	6	2	2	2
82	先天性副腎低形成症	1	1	1	0	0	1
83	アジソン病	3	4	5	2	0	3
84	サルコイドーシス	56	54	50	15	25	10
85	特発性間質性肺炎	80	84	101	41	45	15
86	肺動脈性肺高血圧症	17	19	24	9	9	6
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	17	15	19	8	6	5
89	リンパ脈管筋腫症	7	8	8	6	2	0
90	網膜色素変性症	79	79	72	27	19	26
91	バッド・キアリ症候群	1	1	1	0	0	1
92	特発性門脈圧亢進症	2	1	1	0	0	1
93	原発性胆汁性胆管炎	50	48	45	11	22	12
94	原発性硬化性胆管炎	2	3	2	1	0	1
95	自己免疫性肝炎	18	16	14	6	5	3
96	クローン病	182	179	184	76	71	37
97	潰瘍性大腸炎	464	477	502	210	193	99
98	好酸球性消化管疾患	3	4	4	2	2	0
107	若年性特発性関節炎	1	1	1	1	0	0
111	先天性ミオパチー	2	1	2	1	0	1
113	筋ジストロフィー	12	11	12	5	3	4
117	脊髄空洞症	1	2	1	0	1	0

118	脊髄髄膜瘤	2	2	2	0	1	1
119	アイザックス症候群	1	0	0	0	0	0
122	脳表ヘモジデリン沈着症	0	1	1	0	0	1
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	1	1	1	1	0	0
127	前頭側頭葉変性症	9	11	12	3	4	5
137	限局性皮質異形成	1	1	1	1	0	0
138	神経細胞移動異常症	1	1	1	0	1	0
144	レノックス・ガストー症候群	2	2	2	2	0	0
145	ウエスト症候群	3	3	3	0	3	0
147	早期ミオクロニー脳症	1	1	1	0	1	0
156	レット症候群	1	1	1	0	0	1
157	スタージ・ウェーバー症候群	0	1	0	0	0	0
158	結節性硬化症	5	5	6	2	3	1
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	14	12	12	4	5	3
163	特発性後天性全身性無汗症	1	2	0	0	0	0
166	弾性線維性仮性黄色腫	1	1	1	0	1	0
167	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	3	4	2	1	1	0
168	エーラス・ダンロス症候群	0	1	1	0	0	1
171	ウィルソン病	5	5	5	1	3	1
182	アペール症候群	0	0	1	1	0	0
189	無脾症候群	1	0	0	0	0	0
191	ウェルナー症候群	1	1	1	0	1	0
193	プラダー・ウィリ症候群	1	1	1	0	1	0
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	1	1	1	1	0	0
203	22q11.2欠失症候群	1	1	1	0	0	1
208	修正大血管転位症	1	1	1	0	0	1
209	完全大血管転位症	1	2	2	2	0	0
210	単心室症	3	4	4	2	1	1
211	左心低形成症候群	1	1	1	0	1	0
212	三尖弁閉鎖症	2	3	3	1	2	0
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	0	1	1	0	1	0
215	ファロー四徴症	5	5	5	2	1	2
216	両大血管右室起始症	0	0	1	1	0	0
218	アルポート症候群	0	1	1	0	1	0
220	急速進行性糸球体腎炎	5	5	5	2	1	2
221	抗糸球体基底膜腎炎	2	1	1	0	1	0
222	一次性ネフローゼ症候群	44	53	56	19	18	19
224	紫斑病性腎炎	2	2	4	1	2	1
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	3	5	4	2	1	1
227	オスラー病	5	3	5	2	2	1
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	2	1	2	1	0	1
235	副甲状腺機能低下症	1	1	1	0	0	1
236	偽性副甲状腺機能低下症	1	1	1	1	0	0
238	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	1	1	2	2	0	0
244	メープルシロップ尿症	0	0	1	0	0	1
254	ポルフィリン症	0	0	1	0	0	1
257	肝型糖原病	1	1	2	0	2	0
260	シトステロール血症	1	1	1	1	0	0
262	原発性高カイロミクロン血症	1	1	1	0	1	0
263	脳腱黄色腫症	1	1	1	1	0	0

266	家族性地中海熱	1	1	1	0	1	0
270	慢性再発性多発性骨髄炎	1	2	2	2	0	0
271	強直性脊椎炎	15	17	19	7	8	4
276	軟骨無形成症	1	0	0	0	0	0
280	巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変)	1	2	3	0	2	1
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	0	2	2	1	0	1
283	後天性赤芽球癆	4	7	7	2	2	3
285	ファンコニ貧血	0	1	0	0	0	0
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	2	1	1	0	0	1
289	クロンカイト・カナダ症候群	2	2	0	0	0	0
296	胆道閉鎖症	2	2	3	1	1	1
300	IgG4関連疾患	16	18	18	9	4	5
301	黄斑ジストロフィー	4	4	2	0	2	0
306	好酸球性副鼻腔炎	104	126	128	48	54	26
310	先天異常症候群	1	1	1	0	1	0
318	シトリン欠損症	2	2	2	1	1	0
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	0	1	0	0	0	0
331	特発性多中心性キャッスルマン病	10	10	10	2	5	3
337	ホモシスチン尿症	0	1	1	0	1	0

（３）先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表12－(3)先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況　（単位:人）

年度	総数	習志野市	八千代市	鎌ケ谷市
令和５年度	19	8	9	2
令和６年度	19	9	7	3
令和７年度	21	8	9	4

（４）難病相談事業

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

表12－(4)－ア 在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況　（単位:人）

区分／年度	支援計画策定実施件数	支援計画評価実施件数	構成員					
			専門医	家庭医	看護師	理学療法士	保健師	その他
令和５年度	5	5	2	0	10	2	9	18
令和６年度	11	11	0	1	24	1	14	46
令和７年度	3	2	0	10	1	1	10	301

イ 訪問相談事業

(ア)訪問相談員派遣事業

表12－(4)－イ－(ア)訪問相談員派遣事業実施状況

区分 / 年度	訪問相談員 人数	回数	相談者	
			実人数	延人数
令和5年度	1	0	0	0
令和6年度	1	1(電話)	4(電話)	4(電話)
令和7年度	1	2	2	2

(イ)訪問相談員育成事業

表12－(4)－イ－(イ)訪問相談員育成事業実施状況

区分 / 年度	実施日	主な内容	職種	人数
令和5年度	令和6年 1月23日	「介護にも役立つ！防災テクニックを知ろう！」 一般社団法人育母塾 代表理事 (国際レスキューナース) 辻直美 氏	医師、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士	35人
令和6年度	令和6年 12月23日 ～令和7年 1月31日	「在宅難病患者の日常生活の中のリハビリテーション」 順天堂大学医学部附属浦安病院 佐藤 和命 氏	看護師、保健師、理学療法士等	29人
令和7年度	令和7年 8月30日	「QOLを高めるリハビリテーション、福祉用具を活用しよう！進行性神経難病の病気ごとのかかわりについてALS支援から学んだこと～移動用リフト・上肢装具・コミュニケーションエイド等～」 (株)いろどり本間工房 本間 武蔵 氏	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護支援専門員、 介護福祉士等	28人

ウ 医療相談事業

表12－(4)－ウ 医療相談事業実施状況

実施日	参加人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者人数
令和7年11月19日	32人	東京湾岸リハビリテーション病院	神経・筋疾患	1 講演：「QOL を高めるリハビリテーション、福祉用具を活用しよう！～移動用リフト・上肢用福祉装具・コミュニケーションエイド～」 2 交流会 3 福祉用具見学会	21人
令和7年10月1日～	11人	オンライン配信	全疾患	1 難病相談支援センターをご活用ください！ 2 市における福祉サービスについて 3 保健所における事業 4 ハローワークにおける難病患者の就労支援 5 患者会ってなんだ？	10人

エ 訪問指導事業

表12－(4)－エ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位:件)

疾患名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総数	29	42	64
筋萎縮性側索硬化症	18	28	35
多系統萎縮症	1	2	9
パーキンソン病	1	0	3
進行性核上性麻痺	0	0	3
脊髄小脳変性症	－	－	3
重症筋無力症	－	－	4
その他	9	12	7

オ 訪問診療等事業

表12－(4)－オ 訪問診療等事業実施状況 （単位:人）

区分／年度	指導人数		実施方法	従事者人数					
	実人員	延人員		専門医	主治医	看護師	理学療法士等	保健師	その他
令和５年度	0	0	－	－	－	－	－	－	－
令和６年度	0	0	－	－	－	－	－	－	－
令和７年度	8	9	訪問リハビリ	－	－	－	6	6	1

(注)訪問リハビリテーションも含む。

カ 窓口相談事業

表12－(4)－カ 相談内容 （単位:人）

内容	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談者数（延）	25	19	95
申請等	11	4	10
医療	3	4	1
家庭看護	6	5	43
福祉制度	0	4	21
就労	4	0	0
就学	0	1	0
食事・栄養	0	0	1
歯科	0	0	0
その他	1	1	01

キ 難病対策地域協議会

表12－(4)－キ 難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	構成員(職種)	延人数	内容
		実施なし		

13 受動喫煙対策

健康増進法の改正により、令和元年 7 月 1 日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和 2 年 4 月 1 日から多くの人が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施した。

表13－(1)－ア 問合せ･苦情届出状況

区分／年度	件数	内訳				
		第一種施設	第二種施設	喫煙目的施設	旅客運送事業	規制対象外
令和5年度	18	0	12	2	0	4
令和6年度	9	0	8	0	0	1
令和7年度	5	0	3	0	0	2

表13－(1)－イ 立入検査状況

区分／年度	件数	内訳				
		第一種施設	第二種施設	喫煙目的施設	旅客運送事業	規制対象外
令和5年度	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0
令和7年度	0	0	0	0	0	0

14 市町村支援

市町村支援として、各種会議に出席し必要な助言等を行った。

(1)市町村への支援状況

表14－(1)市町村への支援状況

項目／市町村	会議・連絡				技術的支援		
	会議名	回数	職種	主なテーマ	事業名	回数	職種
習志野市	習志野市学校給食運営委員会	1	医	・令和6年度学校給食関係費決算について ・令和7年度学校給食の取組について等	—	—	—
	ならしのこどもを守るネットワーク代表者会議	1	次	・令和 6 年度相談実施状況について ・令和 7 年度の取組について等			
八千代市	八千代市学校給食センター運営委員会	2	次	・令和6年度事業報告について ・令和7年度事業状況について	—	—	—
	八千代市要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	課	・令和 6 年度活動報告 ・令和 7 年度年間計画 ・講演			
	八千代市要保護児童対策地域協議会実務者会議	3	保	活動報告、事例検討等			
	八千代市要保護児童対策地域協議会進行管理連絡部会	12	保	要保護児童対策地域協議会における虐待家庭への支援検討			
	八千代市健康まちづくりプラン推進・評価委員会	2	課	健康まちづくりプランの推進・評価			

	八千代市自殺対策協議会	2	精	自殺対策計画の推進・評価	－	－	－
鎌ケ谷市	鎌ケ谷市学校給食センター運営委員会	2	栄	・学校給食センターの運営について ・学校給食センターPFI事業モニタリングについて等	－	－	－
	鎌ケ谷市児童虐待対策地域協議会実務者会議	6	保	要保護児童対策等地域協議会における虐待家庭への支援検討			
	鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会 地域連携部会 「テーマ別チーム会議」	3	精	地域の障害者等への支援体制等整備に関する協議			
	●医療的ケア児支援チーム	5	保	医療的ケア児を支援するための連携体制の検討 地域で暮らしていくために必要な仕組みの検討			
	●精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討チーム	3	精	鎌ケ谷市における精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの検討			
	鎌ケ谷市自殺対策連絡会議	1	精	自殺対策計画の推進・評価			

＊職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）

Ⅴ 地域福祉課の事業概要

地域福祉課は、児童福祉、母子父子寡婦福祉、高齢者福祉、障害者福祉、配偶者暴力相談支援事業、戦傷病者の援護、児童手当事務指導監査、中核地域生活支援センター連絡調整会議等の社会福祉事業を担当し、住民に対し、より効果的な福祉サービスを推進するため、所内の各課と協力し管内の市及び関係機関と連携を図りながら事業を推進している。

1 福祉関係事業

(1)民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づき、地域社会の福祉増進を図るため、市の区域に配置されている委員の委嘱・解嘱事務及び活動費、交付金事務に関する業務を行っている。

表1－(1)民生委員・児童委員配置状況(令和8年 3 月 31 日現在)

(単位:人)

市町村	定 数	現員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和 5 年度	592	505	56	561	155	406
令和 6 年度	592	512	57	569	151	418
令和 7 年度	594	490	51	541	144	397
習志野市	206	174	23	197	52	145
八千代市	231	179	17	196	56	140
鎌ケ谷市	157	137	11	148	36	112

(2)児童福祉

心身に重・中度の障害を有するため、日常生活において介護を必要とする 20 歳未満の児童を監護している父、母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表1－(2) 特別児童扶養手当受給状況 (単位:人)

区分 市町村	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
令和5年度	1,390	197	100	538	583	32	0	767	683
令和6年度	1,425	181	97	554	631	34	0	769	728
令和7年度	1,479	177	91	613	671	18	0	808	762
船橋市	811	92	52	356	338	17	0	465	390
習志野市	232	27	13	88	119	0	0	115	132
八千代市	289	42	14	101	158	1	0	144	172
鎌ケ谷市	147	16	12	68	56	0	0	84	68

(注)1 人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

（3）母子・父子・寡婦福祉資金

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、母子・父子・寡婦福祉資金の審査・貸付に関する事務及び母子・父子自立支援員による母子家庭・父子家庭・寡婦の生活一般の相談指導等を行っている。

ア　母子・父子福祉資金貸付状況

表1－（3）－ア　母子・父子福祉資金貸付状況

（単位：千円）

区分／市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和5年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和６年度	－	－	946	－	－	－	－	－	－	－	145	－
令和7年度	－	－	2,160	－	－	－	－	－	－	－	555	－
習志野市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
八千代市	－	－	2,160	－	－	－	－	－	－	－	555	－
鎌ケ谷市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表1－(3)－イ 寡婦福祉資金貸付状況

（単位：千円）

区分／市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和５年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和6年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和7年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
習志野市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
八千代市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鎌ケ谷市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（4）高齢者福祉

満百歳者に対する祝品等の贈答事業や、公的年金等を受給していない老人福祉施設入居者に対し法外援護給付金の支給を行っている。

ア　百歳者に対する祝品等贈呈事業

満百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表1－（4）－ア　百歳者

（単位：人）

区分 / 市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
令和５年度	104	11	93
令和６年度	100	12	88
令和７年度	114	17	97
習志野市	46	8	38
八千代市	49	6	43
鎌ケ谷市	19	3	16

イ　老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で、公的年金などを受給していない人に対し法外援護給付金を支給している。

表1－（4）－イ　老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

区分 / 年度	支給実人員（人）	支給総額（円）
令和５年度	9	418,300
令和６年度	10	437,100
令和７年度	7	394,800

(5)障害者福祉

在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者に、市が行う福祉手当の給付に対する補助金の交付や、在宅の重度障害児・者の日常生活用具の取付費の補助を行っている。

また、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する誤解や偏見を解消し、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために、障害のある人への差別に関する相談等を行っている。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表1－(5)－ア

在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当支給状況

区分 / 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
令和５年度	373	18,461,650	0	0
令和６年度	375	18,673,575	0	0
令和７年度	381	18,846,250	0	0
習志野市	136	6,792,475	0	0
八千代市	151	7,257,350	0	0
鎌ケ谷市	94	4,796,425	0	0

イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度障害児・者の日常生活用具の取り付けに必要な経費を助成する。

表1－(5)－イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数(件)	内　　容	補助金(円)
令和５年度	6	入浴担架他5	94,350
令和６年度	1	昇降機１	30,000
令和７年度	3	－	54,332
習志野市	0	－	0
八千代市	0	－	0
鎌ケ谷市	3	移動・移乗支援用具他２	54,332

ウ 障害者差別相談事業

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害のある人への差別に関する相談業務及び県民に対する条例周知や啓発活動を行っている。

表1－(5)－ウ 障害者差別相談状況 （単位：件）

区　分	差別等相談		差別等相談活動件数内訳						再掲		その他の相談件数	条例周知活動
	実件数	活動件数	電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	虐待の相談 実件数	虐待の相談 活動件数		
令和５年度	6	85	42	1	5	23	5	9	0	0	28	187
令和６年度	6	42	11	1	1	27	1	1	3	19	24	145
令和７年度	6	42	8	0	6	26	0	2	0	0	19	58

エ 地域相談員の委嘱

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、地域の身近な窓口として、相談や関係者への説明・助言・調整、関係行政機関の紹介等を行う地域相談員を委嘱している。

表1－(5)－エ 地域相談員委嘱状況 （単位：人）

区分／市町村	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和５年度	11	6	9	26	10	16
令和６年度	11	6	9	26	10	16
令和７年度	11	6	11	28	12	16
習志野市	5	3	3	11	5	6
八千代市	1	2	5	8	3	5
鎌ケ谷市	5	1	3	9	4	5

オ　地域相談員等研修会

地域相談員の障害に関する知識・理解を深めるとともに、地域相談員間や関係機関との情報交換を通じて、連携した相談活動を展開するネットワークづくりを進めることを目的として、毎年１回研修会を実施している。

表1－(5)－オ　地域相談員等研修会

開催年月日	参　加　者	内　　容
令和７年 11月25日	地域相談員 管轄市職員	1講演「地域で、働く・暮らすために」 (1)社会福祉法人あひるの会　あかね園について (説明・見学) (2)障害者就業・生活支援センターの役割について 2 令和６年度活動報告

（6）配偶者暴力相談支援事業

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づいて、DV被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

表1－（6）配偶者暴力相談支援状況

（単位：件）

区分／年度	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
令和5年度	216	146	0	134	27	27	0	27	188	119	0	107	0	0	0	0
令和6年度	199	151	0	134	27	25	0	24	172	126	0	110	0	0	0	0
令和7年度	218	166	0	166	36	33	0	33	182	133	0	133	0	0	0	0

区分／年度	書面提出件数	通報件数	来所相談証明書発行件数	交際相手からの暴力相談件数	
				総数	通報
令和5年度	1	1	26	2	1
令和6年度	1	8	17	1	1
令和7年度	0	1	16	1	1

(7)戦傷病者の援護

戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、戦傷病者特別援護法第 9 条に規定された援護に係る事務を行っている。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、補装具の支給と修理に関する事務や戦傷病者乗車券引換証(変更)の交付事務を行っている。

表1－(7)－ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位:件)

区分 / 市町村	戦傷病者手帳所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証(変更)の交付
令和 5 年度	13	0	0	0
令和 6 年度	9	0	0	0
令和 7 年度	5	0	0	0
千葉市	3	－	－	－
船橋市	0	－	－	－
習志野市	0	－	－	－
八千代市	2	－	－	－
鎌ケ谷市	0	－	－	－

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦没者遺族の福祉の増進を図るため、援護の相談に応じ必要な指導、助言を行う戦没者遺族相談員を嘱託している。

表1－(7)－イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位:人)

市町村	千葉市	習志野市 八千代市	船橋市 鎌ケ谷市	合計
戦没者遺族相談員	1	1	1	3
戦傷病者相談員	0	0	0	0

（8）児童手当事務指導監査

「児童手当法」に基づき、児童手当の認定・支払事務の適切な運営を図るため管内市区の指導監査を行っている。

表1－（8）児童手当事務指導監査状況

市町村	令和５年度	令和６年度	令和７年度
千葉市（本庁及び６区）	令和6年2月16日、21日、22日、26日、27日、28日、29日	－	令和8年1月27日、28日、29日、2月5日
船橋市	－	令和7年2月18日	－
習志野市	－	令和7年2月10日	－
八千代市	－	令和7年2月21日	－
鎌ケ谷市	－	令和7年2月13日	－

（9）中核地域生活支援センター連絡調整会議（部会）

児童・障害者・高齢者の区別をせず、全ての県民を対象に福祉の総合相談や生活支援の活動を 24 時間 365 日体制で行う中核地域生活支援センターの運営に関し、運営要綱に基づき管内の関係機関と保健福祉活動の充実のための連絡調整会議を開催している。

表1－（9） 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開　催　日	令和7年11月11日（火）
場　　所	実籾コミュニティホール
内　　容	（1）事業報告 ① 中核地域生活支援センター まるっと ② 習志野圏域グループホーム等支援ワーカー ③ 習志野健康福祉センター 広域専門指導員 （2）講演「「住まい支援システム」の構築と地域づくり」
構成員・参加者人数	構成員：管内市の福祉関係各課、地域包括支援センター 参加人数：53名

Ⅵ 疾病対策課の業務概要

疾病対策課は、結核予防事業、感染症予防事業、エイズ対策事業、原爆被爆者対策事業等を主業務としている。また、感染症健康危機管理事業として、訓練や会議をとおして地域の健康危機管理体制の整備、連携強化を図っている。

1 結核予防事業

(1)管内結核患者登録者数の動向

表1－(1)登録者数の年次推移　(単位:人)

区分＼年		平成23年	平成28年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
管内人口		463,862	474,015	487,834	488,114	488,798	490,201	492,039
新登録患者数		81	82	40	31	42	35	41
うち外国出生者数(再掲)※		-	7	7	2	8	3	11
年末時登録者数		216	165	99	91	98	86	84
結核死亡者数	管内	1	4	5	-	2	5	5
	千葉県	67	71	71	75	47	65	県集計中
結核死亡率(人口10万対)	管内	0.2	0.8	1.0	-	0.4	1.0	1.0
	千葉県	1.3	1.3	1.3	1.2	0.9	1.1	県集計中
罹患率(人口10万対)	管内	17.5	17.3	8.2	6.4	8.6	7.1	8.3
	千葉県	16.3	14.2	8.8	7.9	7.6	7.9	県集計中
有病率(人口10万対)	管内	17.2	10.1	4.5	4.7	6.3	4.3	4.9
	千葉県	11.4	9.1	5.3	5.1	4.9	4.7	県集計中

(注)①人口は各年10月1日千葉県常住人口による。

②千葉県のデータには千葉市を除く。

③新登録患者及び登録者数は，無症状病原体保有者・疑似症患者を除く。

④罹患率:新登録活動性結核患者数×10万/人口

有病率:年末時活動性結核患者数×10万/人口

⑤※掲載するデータは平成24年以降のもの

(2)新登録患者数

表1－(2)新登録患者数(活動性分類別)　(単位:人)

区分 / 年 / 市町村	総数	活動性結核					罹患率(人口10万対)	肺結核のうち塗抹陽性の占める割合(%)	無症状病原体保有者(潜在性結核感染症)	疑似症患者	結核死亡者の死体	結核死亡疑い者の死体
		活動性肺結核				活動性肺外結核			(別掲)			
		計	喀痰塗抹陽性	その他の結核菌陽性	菌陰性その他							
令和５年	42	34	10	17	7	8	8.6	29.4	23	－	－	－
令和６年	35	28	11	13	4	7	7.1	39.3	13	－	－	－
令和７年	41	35	11	21	3	6	8.3	31.4	8	－	－	－
習志野市	18	15	4	11	－	3	10.2	26.7	1	－	－	－
八千代市	14	12	5	4	3	2	6.8	41.7	3	－	－	－
鎌ケ谷市	9	8	2	6	－	1	8.2	25.0	4	－	－	－

(3)年末時登録者数(活動性分類別)

表1－(3)年末時登録者数(活動性分類別)　(単位:人)

区分 / 年 / 市町村	総数	活動性結核						不活動性結核	不明	有病率(人口10万対)	無症状病原体保有者(潜在性結核感染症)(別掲)	
		計	活動性肺結核				活動性肺外結核				治療中	観察中
			計	登録時喀痰塗抹陽性	登録時その他の結核菌陽性	登録時菌陰性その他						
令和５年	98	31	25	8	12	5	6	41	26	6.3	17	18
令和６年	86	21	16	8	7	1	5	33	32	4.3	6	34
令和７年	84	24	18	8	10	－	6	41	19	4.9	2	31
習志野市	36	9	7	3	4	－	2	20	7	5.1	－	6
八千代市	25	7	4	3	1	－	3	10	8	3.4	－	12
鎌ケ谷市	23	8	7	2	5	－	1	11	4	7.3	2	13

(4)新登録患者数(年齢階級別)

表1－(4)新登録患者数(年齢階級別)　(単位:人)

区分 / 年 / 市町村	総数	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上
令和５年	42	－	－	5	4	4	7	3	2	12	5
令和６年	35	－	－	1	2	5	5	3	6	10	3
令和７年	41	－	－	7	4	2	7	2	10	6	3
習志野市	18	－	－	4	3	1	3	1	4	1	1
八千代市	14	－	－	2	－	－	3	1	4	2	2
鎌ケ谷市	9	－	－	1	1	1	1	－	2	3	－

(5)年末時登録者数(年齢階級別)

表1－(5)年末時登録者数(年齢階級別)　(単位:人)

区分 / 年 / 市町村	総数	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上
令和５年	98	－	－	11	11	12	10	10	13	24	7
令和６年	86	－	－	2	11	11	14	11	11	19	7
令和７年	84	－	－	12	6	6	16	8	14	17	5
習志野市	36	－	－	5	3	2	6	4	7	6	3
八千代市	25	－	－	4	－	3	7	2	3	4	2
鎌ケ谷市	23	－	－	3	3	1	3	2	4	7	－

(6)患者面接実施状況

表1－(6)患者面接実施状況

年	区分	人数(人)	DOTS 内容(延件数)															
			登録時喀痰塗抹陽性								喀痰塗抹陰性				潜在性結核			
			入院時				退院後											
			訪問回数	左の内訳 初回	左の内訳 期間内	左の内訳 退院前	訪問面接	所内面接	電話・その他	薬局	訪問面接	所内面接	電話・その他	薬局	訪問面接	所内面接	電話・その他	薬局
令和5年	保健師	3	27	11	14	2	11	20	64	-	70	65	171	-	9	19	96	-
	DOTS支援員	1	-	-	-	-	-	-	29	-	-	1	56	-	-	-	51	-
	薬　局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和6年	保健師	4	48	16	24	8	23	8	20	-	103	42	158	-	45	6	64	4
	DOTS支援員	1	-	-	-	-	-	-	15	-	-	-	40	-	-	-	30	-
	薬　局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和7年	保健師	4	48	13	32	3	52	3	78	2	144	12	240	2	15	1	70	1
	DOTS支援員	1	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	25	-	-	-	11	-
	薬　局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和7年	患者数(人)		9								32				8			

(7)DOTS 実施状況

表1－(7)DOTS 実施状況　(単位:人)

年	区分	全結核患者	肺結核患者(再掲)	肺結核喀痰塗抹陽性患者(再掲)	潜在性結核感染症
令和5年	実施者数	40	35	13	23
	患者数※	40	35	13	23
令和6年	実施者数	32	28	13	17
	患者数※	32	28	13	17
令和7年	実施者数	41	31	9	8
	患者数※	41	31	9	8

※前年の新登録患者数(転入者を含み、治療開始1カ月未満に死亡した者及び転出者を除く)。

※平成 27 年 1 月 7 日付け健感発 0107 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「「結核に関する特定感染症予防指針」に掲げる具体的な目標の計算方法について（情報提供）」を参照

(8)結核接触者健康診断実施状況

ア 家族健診実施状況

表1－(8)－ア 家族健診実施状況

区分＼年	対象者数（実人数）①	実施者数（実人数）②	実施率 ②/①（%）	実施件数（延件数）	実施項目(延件数)					結果(実人数)				
					IGRA※	ツ反	エックス線	喀痰検査		異常なし	発病のおそれ	潜在性結核感染症	要医療③	要医療率 ③/②（%）
								塗抹	培養					
令和 5 年	14	14	100	28	13	－	15	－	－	11	－	2	1	7.1
令和 6 年	20	16	80.0	31	16	－	15	－	－	15	－	1	－	－
令和 7 年	40	38	95.0	73	37	－	36	－	－	35	1	2	－	－
保健所				38	20	－	18	－	－					
委託分				34	17	－	17	－	－					
その他				1	－	－	1	－	－					

※保健所採血等による実施は保健所に，受診券による実施は委託分に計上

イ 接触者健診実施状況

表1－(8)－イ 接触者健診実施状況

区分＼年	対象者数（実人数）①	実施者数（実人数）②	実施率 ②/①（%）	実施件数（延件数）	実施項目(延件数)					結果(実人数)				
					IGRA※	ツ反	エックス線	喀痰検査		異常なし	発病のおそれ	潜在性結核感染症	要医療③	要医療率 ③/②（%）
								塗抹	培養					
令和 5 年	234	221	94.4	353	175	1	177	－	－	207	7	7	－	－
令和 6 年	178	167	93.8	273	142	－	131	－	－	155	6	5	1	0.6
令和 7 年	192	173	90.1	344	152	－	190	1	1	166	3	2	2	1.2
保健所				134	61	－	71	1	1					
委託分				202	91	－	111	－	－					
その他				8	－	－	8	－	－					

※保健所採血等による実施は保健所に、受診券による実施は委託分に計上

(9)管理検診実施状況

表1－(9)管理検診実施状況

区分／年	対象者数(実人数)①	実施者数(実人数)②	実施率②/①(%)	実施件数(延件数)	エックス線撮影	喀痰検査		結果(実人数)			
						塗抹	培養	観察不要	経過観察	要医療③	要医療率③/②(%)
令和 5 年	87	82	94.3	138	112	13	13	37	45	－	－
令和 6 年	91	87	95.6	146	130	8	8	17	74	－	－
令和 7 年	100	95	95.0	169	152	9	8	34	61	－	－
保健所				21	21	－	－				
委託分				134	117	9	8				
その他				14	14	－	－				

(10)結核医療費公費負担診査状況

表1－(10)－ア 通院患者に対する結核医療費公費負担診査状況(37 条の 2) (単位:件)

区分／年	総数			被用者保険						国民健康保険			後期高齢者			生活保護法			その他		
				本人			家族														
	諮問	合格	不合格	諮問	合格	不合格	諮問	合格	不合格	諮問	合格	不合格	諮問	合格	不合格	諮問	合格	不合格	諮問	合格	不合格
令和 5 年	113	113	－	33	33	－	6	6	－	31	31	－	38	38	－	5	5	－	－	－	－
令和 6 年	78	75	3	26	26	－	2	2	－	11	10	1	23	21	2	15	15	－	1	1	－
令和 7 年	69	69	－	24	24	－	9	9	－	8	8	－	21	21	－	7	7	－	－	－	－

表1－(10)－イ 入院患者に対する結核医療費公費負担状況(37 条) (単位:件)

区分／年	総数	被用者保険		国民健康保険	後期高齢者	生活保護法	その他
		本人	家族				
令和 5 年	17	7	－	－	9	1	－
令和 6 年	15	1	－	1	9	4	－
令和 7 年	17	3	1	2	9	2	－

※本表は実人数で計上

(11)就業制限通知及び入院勧告並びに入院措置数

表1－(11)－ア 就業制限通知数 （単位:件）

年	総数
令 和 5 年	20
令 和 6 年	23
令 和 7 年	24

表1－(11)－イ 入院勧告数 （単位:件）

区分 / 年	応急入院勧告数 (19 条第 1 項)	入院勧告数 (20 条第 1 項)	入院延長勧告通知数 (20 条第 4 項)
令 和 5 年	14	14	25
令 和 6 年	14	13	29
令 和 7 年	14	13	32

表1－(11)－ウ 入院措置数 （単位:件）

年	入院措置数
令 和 5 年	-
令 和 6 年	-
令 和 7 年	-

(12)ツベルクリン反応検査・IGRA 検査実施状況

表1－(12)－ア ツベルクリン反応検査実施状況 （単位:件）

区分／年	ツ反検査数(延件数)		発赤径			被検者の年齢		
	保健所	委託分	陰性	30mm未満	30mm以上	未就学児	小学生	その他
令和 5 年	－	1	1	－	－	1	－	－
令和 6 年	－	－	－	－	－	－	－	－
令和 7 年	－	－	－	－	－	－	－	－

表1－(12)－イ IGRA 検査実施状況 （単位:件）

区分／年	IGRA 検査数(延件数)		結果			
	保健所	委託分	陰性	判定保留	陽性	判定不可
令和 5 年	91	96	169	2	16	－
令和 6 年	74	84	144	－	14	－
令和 7 年	81	108	180	－	8	1

(13)エックス線検査実施状況

表1－(13)エックス線検査実施状況 （単位:件）

区分／年	総数		接触者		管理	
	保健所	委託分	保健所	委託分	保健所	委託分
令和 5 年	87	212	77	113	10	99
令和 6 年	82	193	70	76	12	117
令和 7 年	110	245	89	128	21	117

(14)定期結核健康診断実施報告状況

表1－(14)定期結核健康診断実施報告状況　(単位:人)

項目 / 年 区分			対象者数①	健診者数②	健診率 ②/① (%)	間接撮影件数	直接撮影件数	喀痰検査件数	発病のおそれがある者の数	患者発見数③	患者発見率 ③/② (%)
令和 5 年			154,875	50,529	32.6	10,071	40,458	264	30	2	0.0040
令和 6 年			161,662	57,022	35.3	8,501	48,521	326	22	2	0.0035
令和 7 年			165,589	61,556	37.2	8,537	53,019	321	2	1	0.0016
内訳	学校長 (高校以上の生徒・学生)		18,610	16,487	88.6	1,340	15,147	-	-	-	-
	施設長	福祉施設入所者 (65 歳以上)	2,596	2,446	94.2	888	1,558	1	-	1	0.041
		その他施設入所者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業者		20,519	20,213	98.5	2,486	17,727	38	2	-	-
	市町村長		123,864	22,410	18.1	3,823	18,587	282	-	-	-

(15)結核予防啓発活動実施状況

表1－(15)結核予防啓発活動実施状況

実施日	場所	形態	テーマ	実施対象	参加人数（人）
令和７年４月７日	管内漫画喫茶	衛生教育	結核施設調査	本部担当者、店長	２名
令和７年８月５日	習志野保健所	衛生教育	感染症法に基づく対応について	管内病院	21 病院
令和７年８月 22 日	管内団地	衛生教育	結核施設調査及び結核知識啓発	UR賃貸住宅の管理副長 担当者清掃担当者5人	7名
令和７年９月９日	無料低額宿泊所	衛生教育	無料低額宿泊施設との情報交換会	特定非営利活動法人の管内施設長2名習志野市生活保護担当者2名	４名
令和７年９月 16 日	管内漫画喫茶	衛生教育	結核施設調査	本部担当者	１名
令和７年９月 22 日	プラッツ習志野	リーフレット配布	労働安全衛生週間事前説明会	船橋労働基準協会会員	25 名
令和７年９月 24 日	習志野保健所	メール周知	複十字シール運動募金および結核・呼吸器感染症予防週間の周知	習志野保健所職員	86 名
令和７年10 月１日	管内教育員会、医師会、高校以上の学校、高齢者施設、病院、助産所、診療所、歯科診療所	リーフレット配布	パンプレット「結核と呼吸器感染症」の配布	管内教育員会、医師会、高校以上の学校、高齢者施設、病院、助産所、診療所、歯科診療所	679 施設
令和７年10 月８日	習志野保健所	リーフレット配布	パンプレット「結核と呼吸器感染症」の配布	国立保健医療科学院の研修生	９名
令和７年10 月 29 日	習志野保健所	衛生教育	高齢者施設向け感染症対策研修会	高齢者施設向け施設職員	38 名
令和７年11 月 11 日	習志野保健所	リーフレット配布	パンプレット「結核と呼吸器感染症」の配布	漫画喫茶店本社職員	３名

年度毎に実施の無い場合は削除

2 感染症予防事業

(1)1類感染症発生状況

表2－(1)1類感染症発生状況(発生届受理数) (単位:人)

年	疾 患 名	人 数	市 町 村
令和7年	－	－	－

(2)2類感染症発生状況(結核は除く)

表2－(2)2類感染症発生状況(発生届受理数) (単位:人)

年	疾 患 名	人 数	市 町 村
令和7年	－	－	－

(3)3類感染症発生状況

表2－(3)3類感染症発生状況(発生届受理数) (単位:人)

病類 / 年・市町村	総数	コレラ	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症	腸チフス	パラチフス
令和5年	10	0	1	9	0	0
令和6年	23	0	0	23	0	0
令和7年	32	0	0	32	0	0
習志野市	14	0	0	14	0	0
八千代市	12	0	0	12	0	0
鎌ケ谷市	1	0	0	1	0	0
そ の 他 (管 外)	5	0	0	5	0	0

(4)4類感染症発生状況

表2－(4)4類感染症病発生状況(発生届受理数)　(単位:人)

疾　患　名		令和5年	令和6年	令和7年
1	E 型肝炎	2	1	0
2	ウエストナイル熱	0	0	0
3	A 型肝炎	0	1	0
4	エキノコックス症	0	0	0
5	エムポックス	0	0	0
6	黄熱	0	0	0
7	オウム病	0	0	0
8	オムスク出血熱	0	0	0
9	回帰熱	0	0	0
10	キャサヌル森林病	0	0	0
11	Q 熱	0	0	0
12	狂犬病	0	0	0
13	コクシジオイデス症	0	0	0
14	ジカウイルス感染症	0	0	0
15	重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る。)	0	0	0
16	腎症候性出血熱	0	0	0
17	西部ウマ脳炎	0	0	0
18	ダニ媒介脳炎	0	0	0
19	炭疽	0	0	0
20	チクングニア熱	0	0	1
21	つつが虫病	1	0	0
22	デング熱	2	0	0
23	東部ウマ脳炎	0	0	0
24	鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1 及び H7N9)を除く)	0	0	0
25	ニパウイルス感染症	0	0	0
26	日本紅斑熱	0	0	0
27	日本脳炎	0	0	0
28	ハンタウイルス肺症候群	0	0	0
29	B ウイルス病	0	0	0
30	鼻疽	0	0	0
31	ブルセラ症	0	1	0
32	ベネズエラウマ脳炎	0	0	0
33	ヘンドラウイルス感染症	0	0	0
34	発しんチフス	0	0	0
35	ボツリヌス症	0	0	0
36	マラリア	1	0	0
37	野兎病	0	0	0
38	ライム病	0	0	0
39	リッサウイルス感染症	0	0	0
40	リフトバレー熱	0	0	0
41	類鼻疽	0	0	0
42	レジオネラ症	10	9	10
43	レプトスピラ症	0	0	0
44	ロッキー山紅斑熱	0	0	0

※14 の疾患は平成 28 年 2 月から届出の対象となった。

(5)5類感染症発生状況

ア 感染症発生動向調査事業に基づく全数把握対象感染症

表2－(5)－ア 5類感染症発生状況(発生届受理数) (単位:人)

疾患名		令和5年	令和6年	令和7年
1	アメーバ赤痢	1	1	0
2	ウイルス性肝炎(E 型肝炎及び A 型肝炎を除く)	1	0	0
3	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	1	6	7
4	急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)	0	0	0
5	急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)	25	11	8
6	クリプトスポリジウム症	0	0	0
7	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	1	0
8	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2	4	6
9	後天性免疫不全症候群	0	1	2
10	ジアルジア症	0	0	0
11	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	1	0
12	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	1	0
13	侵襲性肺炎球菌感染症	0	5	8
14	水痘(入院例に限る。)	1	0	4
15	先天性風しん症候群	0	0	0
16	梅毒	29	36	36
17	播種性クリプトコックス症	0	0	0
18	破傷風	0	0	0
19	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	0	0	0
20	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	1	0
21	百日咳	0	1	269
22	風しん	0	0	0
23	麻しん	0	0	0
24	薬剤耐性アシネトバクター感染症	0	0	0

※ 4の疾患は平成30年5月から届出の対象となった。

※ 21の疾患は平成30年1月から届出の対象となった。

イ 感染症発生動向調査事業に基づく定点報告状況

(ア)患者定点

a 患者定点医療機関

表2－(5)－イ－(ア)－a 患者定点医療機関数 (単位:箇所)

急性呼吸器感染症(ARI)	小 児 科	眼 科	性感染症	基 幹	疑 似 症
13	9	3	3	1	0

b 定点把握対象疾患

表2－(5)－イ－(ア)－b 定点把握対象疾患状況 (単位:人)

疾 患 名		令和5年	令和6年	令和7年
1	急性呼吸器感染症(ARI)	－	－	32,046
2	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	10,018	8,916	7,076
3	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	4,911	5,399	2,304
4	RS ウイルス感染症	272	171	189
5	咽頭結膜熱	523	210	158
6	A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎	841	4,092	2,532
7	感染性胃腸炎	2,281	1,578	2,198
8	水痘	54	272	200
9	手足口病	370	2,705	98
10	伝染性紅斑	4	130	431
11	突発性発しん	115	109	131
12	ヘルパンギーナ	1,173	393	118
13	流行性耳下腺炎	45	36	53
14	急性出血性結膜炎	2	2	0
15	流行性角結膜炎	100	143	138
16	性器クラミジア感染症	126	97	143
17	性器ヘルペスウイルス感染症	60	43	38
18	尖圭コンジローマ	17	20	19
19	淋菌感染症	22	30	29
20	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る。)	0	0	0
21	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0	0	0
22	細菌性髄膜炎(髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く。)	0	0	0
23	マイコプラズマ肺炎	0	8	1
24	無菌性髄膜炎	0	0	1
25	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	9	7	1
26	メチシリン耐性黄色ブドウ菌感染症	57	22	30
27	薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0

（イ）病原体定点

表2－(5)－イ－(イ)病原体定点医療機関及び検体提供数

区　　分	急性呼吸器感染症（ARI）	小　児　科	眼　　科	基　　幹
医療機関数（箇所）	2	2	1	1
検体提供数(件)	160	38	0	0

（6）新型インフルエンザ等感染症発生状況

表2－(6)新型インフルエンザ等感染症発生状況(発生届受理数)　(単位:人)

年	疾　患　名	人　数	市　町　村
令和７年	－	－	－

（7）その他

表2－(7)インフルエンザ様疾患届出状況　(単位:件)

区分／年度区分	届出施設数	届出患者数	措置			
			学級閉鎖数	学年閉鎖数	休校数	その他
令和5年度	82	6,921	353	41	4	0
令和6年度	70	1,521	353	41	4	0
令和7年度	329	6,747	289	33	7	0
幼　稚　園	19	200	13	5	1	0
小　学　校	208	4,115	186	18	4	0
中　学　校	82	1,978	73	8	1	0
高等学校	13	381	12	1	0	0
そ の 他	7	73	5	1	1	0

（8）感染症発生に伴う健康調査及び検査実施状況

ア　1類感染症

表2－(8)－ア　1類感染症発生に伴う健康調査及び検査実施状況

年　　度	疾　患　名	調査（人）	検査（件）
令和7年度	－	－	－

イ　2類感染症

表2－(8)－イ　2類感染症発生に伴う健康調査及び検査実施状況(結核は除く)

年　　度	疾　患　名	調査（人）	検査（件）
令和7年度	－	－	－

ウ 3類感染症

表2－(8)－ウ 3類感染症発生に伴う患者健康調査及び検便実施状況

（単位：調査（人）、検便（件））

病類／年度	総数		コレラ		細菌性赤痢		腸管出血性大腸菌感染症		腸チフス		パラチフス	
	調査	検便	調査	検便	調査	検便	調査	検便	調査	検便	調査	検便
令和5年度	11	25	0	0	1	2	10	23	0	0	0	0
令和6年度	26	71	0	0	1	1	25	70	0	0	0	0
令和7年度	26	62	0	0	0	0	26	62	0	0	0	0

エ 4類感染症

表2－(8)－エ 4類感染症発生に伴う健康調査状況

年　度	疾　患　名	調査（人）
令和７年度	E 型肝炎	2
	デング熱	1
	レジオネラ症	11

オ 5類感染症

表2－(8)－オ 5類感染症発生に伴う健康調査状況

年　度	疾　患　名	調査（人）
令和７年度	麻しん	1

カ 新型インフルエンザ等感染症

表2－(8)－カ 新型インフルエンザ等感染症発生に伴う健康調査状況

区　分	疾　患　名	調査（人）
令和７年度	－	－

キ 集団発生事例

表2－(8)－キ 令和7年度感染症集団発生(クラスター)調査状況 （単位：件）

疾患名	保育所・幼稚園	学校	児童福祉施設	高齢者施設	障害者施設	医療機関
インフルエンザ	0	0	0	2	0	0
新型コロナウイルス感染症	0	0	0	19	0	13
感染性胃腸炎	2	2	0	2	0	0

（9）管外での感染症発生（疑いを含む）に伴う調査状況及び検便実施状況

表2－(9)管外での感染症発生(疑いを含む)に伴う調査数及び検便実施数

区分 / 年度	総数	管外での感染症発生に伴う接触者及び同行者調査数（人）（検疫通報を除く）	検疫通報に伴う接触者及び同行者調査数（人）	検便実施者数（件）	検出菌（件）			
					コレラ	赤痢	腸管出血性大腸菌	その他
令和５年度	6	6	0	1	0	0	0	0
令和６年度	201	201	0	5	0	1	0	0
令和７年度	108	108	0	3	0	0	1	0

※令和8年7月6日付け健福第807号による様式修正により、令和5、6年度の数に変更あり。

（10）衛生研究所・検査課への検査依頼数

表2－(10)衛生研究所・検査課への検査依頼数（単位:件）

年度	疾患名	結果		計
		陽性	陰性	
令和７年度	腸管出血性大腸菌感染症	8	60	68
	E型肝炎	1	0	1
	蚊媒介感染症	0	2	2
	ダニ媒介感染症	0	1	1
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	8	0	8
	急性脳炎	8	1	9
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	6	0	6
	風しん	0	2	2
	麻しん	2	24	26
	感染性胃腸炎	13	29	42

（11）就業制限・入院勧告通知数（結核を除く）

表2－(11)－ア 就業制限通知数 （単位:件）

区分 / 年度	疾患名		計
	腸管出血性大腸菌感染症	細菌性赤痢	
令和５年度	10	1	11
令和６年度	24	1	25
令和７年度	26	0	26

表2－(11)－イ 入院勧告通知数 (単位:件)

区分 / 年度	疾患名	計
	新型コロナウイルス感染症	
令和５年度	24	24
令和６年度	-	-
令和７年度	-	-

(12)感染症予防啓発活動実施状況

ア 感染症予防対策研修会

表2－(12)感染症予防啓発活動実施状況

実施日	場 所	テーマ	実施対象	参加人数（人）
令和７年 ５月12日	習志野保健所 ３階大会議室	麻しん（はしか）について	習志野市・八千代市・鎌ケ谷市内の母子保健に従事する職員	16
令和７年 10月29日	習志野保健所 ３階大会議室	高齢者施設における感染症対策の基本と実践 ～備えあれば憂いなし～	習志野市・八千代市・鎌ケ谷市内の高齢者入所施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム等）に勤務する職員	38
令和７年 11月17日	ZOOM ウェビナー	「小児科医が教える！乳幼児施設の感染症対策とワクチン接種	習志野市・八千代市・鎌ケ谷市内の乳幼児施設に勤務する職員	78

イ 市・医療機関、社会福祉施設、学校等への支援状況

施設への手洗いチェッカーの貸出しを21施設に行った。

ウ 感染症情報ネットワーク事業

週ごとに管内の感染症発生状況をとりまとめ、管内の医療機関、社会福祉施設、市及び消防本部等の関係機関に対し毎週情報提供を行った。

また、感染症流行期に合わせ「習志野保健所感染症だより」を年4回発行した。

（13）感染症健康危機管理事業

表2－(13)－ア 地域健康危機管理推進会議開催状況

開催日	参加人数（人）	主な内容
令和８年２月12日	77	テーマ:「今こそ振り返ろう！新型コロナウイルス感染症流行時の習志野保健所管内の自宅療養者の在宅診療・訪問看護の連携体制について」 演題1「行政・保健所の立場から 新型コロナウイルス流行時の在宅診療・訪問看護と保健所の連携」 習志野保健所 主任医師 山本 真澄氏 演題2「訪問看護の立場から 連携と情報共有が繋いだ命」 大和田訪問看護ステーション 所長 山藤 響子氏 演題3「医師会・診療所の立場から コロナ禍における習志野市医師会」 習志野市医師会理事 津田沼医院 院長 梶本 俊一氏

表2－(13)－イ 新型インフルエンザ等訓練、その他の会議

開催日	参加人数（人）	主な内容
令和７年５月１日	3	包装責任者養成研修
令和７年５月26日、27日	43	手指衛生研修及び防護服着脱訓練
令和７年６月20日、23日	22	第１回感染症患者搬送訓練
令和７年12月２日	19	第２回感染症患者搬送訓練
令和７年12月８日	22	第2種感染症指定医療機関との感染症患者移送訓練
令和８年２月16日	12	３市消防本部・習志野保健所連絡会

３ エイズ対策事業

（1）エイズ予防啓発活動実施状況

ア 講演会・講習会等開催状況

表3－(1)－ア 講演会・講習会等実施状況

実施日	場　所	活動内容	テーマ	対　象	参加人数（人）
令和7年 12月17日	秀明大学	講演会 情報提供	「カラダとココロが求める健康～知っておきたい生と性～」	秀明大学学生 秀明大学職員	75

イ HIV 検査普及週間・世界エイズデー等のイベント実施状況

表3－(1)－イ HIV 検査普及週間・世界エイズデー等のイベント実施状況

実施日	主　な 内　容
① 令和7年12月17日 ② 通年 （HIV検査普及週間・世界エイズデー前後2週間は体制強化）	①「性感染症予防」をテーマに、秀明大学にて学生を対象に講義 講師：鶴岡　利江子氏 ②平時より所内に啓発資材の配布箱を設置。所内での性感染症検査時等に啓発資材を配架・配布。 【年間の啓発資材配布数】 ・リーフレット：195 部 ・クリアファイル：364 部 ・ポケットティッシュ：455 個 ・コンドーム：100 個

（2）エイズ相談受付状況

表3－(2)エイズ相談受付状況　（単位:件）

年度	相談方法	件数	合計
令和5年度	電話相談	37	78
	来所相談	41	
	その他	0	
令和6年度	電話相談	27	85
	来所相談	57	
	その他	1	
令和7年度	電話相談	7	36
	来所相談	29	
	その他	0	

（3）HIV・性感染症・肝炎検査受付状況

表3−(3) HIV・性感染症・肝炎検査受付状況　（単位：件）

検査／年度	HIV検査	クラミジア検査	梅毒検査	淋菌感染症検査	B型肝炎検査	C型肝炎検査
令和5年度	154	145	153	145	152	152
令和6年度	256	241	252	241	256	256
令和7年度	262	249	257	249	263	262

※肝炎検査は肝炎対策事業として実施

4 原爆被爆者対策事業

被爆者の健康増進を図るため、被爆者健康診断及び健康相談を年 2 回実施し、健康の保持増進を図った。

(1)被爆者手帳交付状況

表4－(1)被爆者手帳交付状況　(単位:件)

区分 年度 市町村	前年度末手帳交付数	新規	転入	転出	死亡	当該年度末手帳交付数
令和５年度	152(5)	-	1	1	9	143(5)
令和６年度	143(5)	-	2	3	8	134(5)
令和7年度	134(5)	1	4	8	8	123(6)
習志野市	48(1)	-	2	2	3	45(2)
八千代市	55(2)	1	2	4	4	50(2)
鎌ケ谷市	31(2)	-	-	2	1	28(2)

(注)(　)は被爆者健康診断受診証交付数で総数に含まず。

(2)被爆者健康診断実施状況

表4－(2)被爆者健康診断実施状況　(単位:人)

年　度	施　設		対象者数	受診者数	受診率(%)	要精検者数
令和5年度	保健所	前期	152	10	6.6	3
		後期	152	11	7.2	7
	委託医療機関			-	21	-
令和6年度	保健所	前期	143	9	6.3	7
		後期	143	7	4.9	5
	委託医療機関		143	17	11.9	10
令和7年度	保健所	前期	134	-	-	-
		後期	134	-	-	-
	委託医療機関		134	20	14.9	11

（3）原爆援護法に基づく各種手当の支給状況

表4－(3)原爆援護法に基づく各種手当の支給状況　(単位:件)

区分＼年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総数	126	124	110
医療特別手当	5	6	5
特別手当	2	2	2
原子爆弾小頭症手当	-	-	-
健康管理手当	112	102	92
保健手当	2	2	2
介護手当	1	1	1
葬祭料	4	9	8
健康手当	122	113	102

（注）健康手当は、県単独事業であり総数に含まず。

Ⅶ 生活衛生課の業務概要

1 食品衛生事業

食品衛生法に基づく 32 業種の食品営業施設の営業許可業務を行った。当管内は東京のベッドタウンとして大規模団地や住宅地が数多く存在し、食品関係施設としてはスーパーや飲食店が多いという特徴がある。令和７年度営業許可施設総数は3,742施設であり、新規営業許可申請数は607件であった。

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食品機動監視課と連携して千葉県食品衛生監視指導計画により、年間を通じて飲食店等食品関係施設への立入検査を行った。

併せて、平成 30 年 6 月に公布され、令和 3 年 6 月に完全施行された食品衛生法の改正により、HACCPに沿った衛生管理が原則として全ての食品等事業者を対象に制度化されたことから、立入検査や講習会において、HACCPによる自主衛生管理の導入支援を積極的に行った。

また、消費者からの食品衛生に関する相談や苦情に応じ、食品関係施設の衛生管理に係る事案及び食中毒が疑われる患者の発生時には、調査を行い原因究明と健康被害の拡大防止を図った。

2 狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業

（1）犬による侵害防止対策

動物による危害発生の防止を図るため、管理者のいない犬及び係留されていない飼い犬について、動物愛護センターと連携して捕獲している。

こう傷事故は、例年 10 から 20 件程度発生し、令和7年度は飼い主不明犬によるこう傷事故は無かったものの、飼い犬による事故が14件発生した。事故発生時の状況として被害者が犬に手を出す又は犬の近くを通行する際に事故が発生していることが多く、発生場所は公共の場所が多かった。こう傷事故のうち、犬の登録・狂犬病予防注射義務違反及び係留義務違反のあった13件について始末書処分を行った。

（2）動物愛護管理事業

保健所では飼い犬、飼い猫等愛玩動物に係る苦情及び相談を受け付け、通報のあった状況を確認するとともに、必要に応じて飼い主等の指導を行っている。

令和7年度は苦情件数が 155件、飼い主に対する指導及び相談者に対する助言が合わせて214 件あった。相談は犬猫ともに飼い方が多く、苦情は、犬は鳴き声、猫は放し飼い等による糞尿や住居等被害が多かった。

犬猫の引取り相談の際に譲渡先探しの助言を行ったことから、令和7年度の引取りはなかった。

第一種動物取扱業については登録事務と立入検査を、第二種動物取扱業については届出事務及び立入検査を行い、動物の適正な取り扱い等について指導した。第一種動物取扱業の事業所数は 170 件前後で横ばいの傾向で、第二種動物取扱業も横ばいの傾向であった。

管内の特定動物の飼養及び保管の許可数は、令和 3 年度からゼロとなっている。

多頭飼養の届出について、届出事務及び立入調査を行い動物の適正な飼養等について指導・助言を行った。

動物愛護教育の一環として実施していた犬のしつけ方教室は、令和 2 年度以降未開催となっ

ている。

飼い主の登録と狂犬病予防注射について、管内の 3 市及び京葉地区獣医師会と連携して、実施率の向上に努め、狂犬病予防対策の強化を図った。

3 環境衛生事業

理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法及び公衆浴場法に基づく確認、許可及び監視指導業務を行うとともに、営業者自らによる自主管理体制の強化を図り衛生管理の向上に努めた。

また、特定建築物、建築物登録事業、動物の飼養又は収容施設、遊泳用プールの衛生管理について法律、条例、要綱等に基づき監視、指導を行った。

公衆浴場及び旅館・ホテル等入浴施設の適正管理推進のため「浴槽水等のレジオネラ属菌検査実施要領」に基づき対象施設の管理状況調査及び浴槽水レジオネラ属菌検査を実施した。

住居衛生については、衛生害虫の防除等の相談に応じた。

(1)監視指導実施状況　　表1－(1)－ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品営業施設の状況　　(単位:件)

区分 / 年度・業種	施設数	許可件数		不許可件数	廃業件数	監視件数	無許可件数	指導票交付	処分件数						口頭説諭
		継続	新規						許可取消	営業禁止	営業停止	改善	物品廃棄	その他	
令和5年度	2,935	0	0	－	786	723	－	2	－	－	1	－	－	－	－
令和6年度	1,422	0	0	－	613	521	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和7年度	832	0	0	－	590	439	－	－	－	－	－	－	－	－	2
飲食店営業 一般食堂・レストラン等	281	－	－	－	129	137	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲食店営業 仕出し屋・弁当屋	59	－	－	－	36	30	－	－	－	－	－	－	－	－	1
飲食店営業 旅館	5	－	－	－	3	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲食店営業 その他	272	－	－	－	221	131	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲食店営業 小計	617	－	－	－	389	302	－	－	－	－	－	－	－	－	1
菓子(パンを含む)製造業	100	－	－	－	55	45	－	－	－	－	－	－	－	－	1
乳処理業	1	－	－	－	0	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－
特別牛乳搾取処理業	0	－	－	－	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
乳製品製造業	2	－	－	－	1	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－
集乳業	0	－	－	－	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
魚介類販売業	29	－	－	－	28	15	－	－	－	－	－	－	－	－	－
魚介類競り売営業	0	－	－	－	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
魚肉練り製品製造業	0	－	－	－	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
食品の冷凍又は冷蔵業	4	－	－	－	4	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－
缶詰又は瓶詰食品製造業	1	－	－	－	0	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－
喫茶店営業	8	－	－	－	50	17	－	－	－	－	－	－	－	－	－
あん類製造業	0	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
アイスクリーム類製造業	3	－	－	－	7	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－
乳類販売業	0	－	－	－	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
食肉処理業	3	－	－	－	2	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
食肉販売業	35	－	－	－	34	16	－	－	－	－	－	－	－	－	－
食肉製品製造業	2	－	－	－	0	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－
乳酸菌飲料製造業	0	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
食用油脂製造業	0	－	－	－	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
マーガリン又はショートニング製造業	0	－	－	－	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
みそ製造業	0	－	－	－	4	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
しょうゆ製造業	1	－	－	－	1	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ソース類製造業	2	－	－	－	3	5	－	－	－	－	－	－	－	－	－
酒類製造業	0	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
豆腐製造業	5	－	－	－	2	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－
納豆製造業	0	－	－	－	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
麺類製造業	2	－	－	－	3	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
そうざい製造業	14	－	－	－	4	5	－	－	－	－	－	－	－	－	－
添加物製造業	2	－	－	－	0	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
食品の放射線照射業	0	－	－	－	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
清涼飲料水製造業	1	－	－	－	0	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－
氷雪製造業	0	－	－	－	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
氷雪販売業	0	－	－	－	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－

表1－(1)－イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する食品営業施設の状況　　（単位:件）

区分 / 年度・業種	施設数	許可件数		不許可件数	廃業件数	監視件数	無許可件数	指導票交付	処分件数						口頭説諭
		継続	新規						許可取消	営業禁止	営業停止	改善	物品廃棄	その他	
令和5年度	1,872	0	649	-	68	871	-	-	-	-	-	-	-	-	9
令和6年度	2,407	0	607	-	72	1,035	3	-	-	-	-	-	-	3	6
令和7年度	2,910	0	607	-	104	959	1	3	-	-	-	-	-	-	4
飲食店営業	2,467	-	537	-	80	770	1	3	-	-	-	-	-	-	1
調理の機能を有する自動販売機	22	-	3	-	2	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉販売業	48	-	10	-	2	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類販売業	37	-	11	-	2	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類競り売り営業	0	-	0	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集乳業	0	-	0	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳処理業	2	-	0	-	0	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	0	-	0	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉処理業	9	-	1	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業	0	-	0	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓子製造業	196	-	33	-	9	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業	4	-	2	-	1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳製品製造業	2	-	0	-	0	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	2	-	0	-	0	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉製品製造業	4	-	0	-	0	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水産製品製造業	3	-	0	-	0	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷雪製造業	2	-	0	-	0	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
液卵製造業	1	-	0	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	0	-	0	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	5	-	1	-	0	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
酒類製造業	2	-	1	-	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豆腐製造業	8	-	2	-	0	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
納豆製造業	0	-	0	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麺類製造業	6	-	2	-	0	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そうざい製造業	46	-	1	-	6	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-
複合型そうざい製造業	9	-	0	-	0	18	-	-	-	-	-	-	-	-	3
冷凍食品製造業	1	-	0	-	0	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
複合型冷凍食品製造業	0	-	0	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漬物製造業	15	-	1	-	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
密封包装食品製造業	4	-	0	-	0	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の小分け業	8	-	1	-	1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
添加物製造業	7	-	1	-	0	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1－(1)－ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する食品関係営業施設の状況

（単位：件）

区分 / 年度・業種		施設数	監視件数	指導票交付	処分件数				口頭説諭
					営業禁止	営業停止	物品廃棄	その他	
令和5年度		1,796	213	－	－	－	－	－	2
令和6年度		2,105	176	－	－	－	－	－	－
令和7年度		2,002	138	－	－	－	－	－	－
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	42	2	－	－	－	－	－	－
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	54	2	－	－	－	－	－	－
	乳類販売業	268	30	－	－	－	－	－	－
	氷雪販売業	9	0	－	－	－	－	－	－
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	307	33	－	－	－	－	－	－
販売業	弁当販売業	20	1	－	－	－	－	－	－
	野菜果物販売業	66	1	－	－	－	－	－	－
	米穀類販売業	28	1	－	－	－	－	－	－
	通信販売・訪問販売による販売業	12	0	－	－	－	－	－	－
	コンビニエンスストア	227	1	－	－	－	－	－	－
	百貨店、総合スーパー	149	26	－	－	－	－	－	－
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）	191	4	－	－	－	－	－	－
	その他の食料・飲料販売業	362	5	－	－	－	－	－	－
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	0	0	－	－	－	－	－	－
	いわゆる健康食品の製造・加工業	1	1	－	－	－	－	－	－
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	44	0	－	－	－	－	－	－
	農産保存食料品製造・加工業	8	0	－	－	－	－	－	－
	調味料製造・加工業	8	1	－	－	－	－	－	－
	糖類製造・加工業	0	0	－	－	－	－	－	－
	製穀・製粉業	1	1	－	－	－	－	－	－
	製茶業	3	0	－	－	－	－	－	－
	海藻製造・加工業	1	0	－	－	－	－	－	－
	卵選別包装業	2	0	－	－	－	－	－	－
	その他の食料品製造・加工業	22	2	－	－	－	－	－	－
上記以外のもの	行商	3	0	－	－	－	－	－	－
	集団給食施設	135	26	－	－	－	－	－	－
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	15	0	－	－	－	－	－	－
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	3	0	－	－	－	－	－	－
	その他	21	1	－	－	－	－	－	－

表1－(1)－エ ふぐ営業施設の状況　（単位：件）

区分 ＼ 年度・業種	施設数	認証件数	不認証件数	廃止件数	監視件数	指導票交付	処分件数					口頭説諭
							認証取消	営業禁止	営業停止	措置	その他	
令和５年度	25	－	－	1	9(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)
令和６年度	23	－	－	2	6(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)
令和７年度	22	－	－	1	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)
飲食店営業	22	－	－	－	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)
魚介類販売業	－	－	－	－	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)
水産製品製造業	－	－	－	－	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)
複合型そうざい製造業	－	－	－	－	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)
複合型冷凍食品製造業	－	－	－	－	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)
その他	－	－	－	－	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)

(注)：(　)内は食品機動監視課の再掲

(2)収去試験結果の状況

表1－(2)－ア 食品等の収去試験状況 (単位:件)

区分 / 年度・収去品目		収去検体数	不適検体数	不適理由					
				細菌数	大腸菌群	異物	添加物使用基準	法定添加物外	その他
令和5年度		0	－	－	－	－	－	－	－
令和6年度		0	－	－	－	－	－	－	－
令和7年度		0	－	－	－	－	－	－	－
魚介類		－	－	－	－	－	－	－	－
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	－	－	－	－	－	－	－	－
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	－	－	－	－	－	－	－	－
	凍結直前に未加熱の加熱後摂取冷凍食品	－	－	－	－	－	－	－	－
	生食用冷凍鮮魚介類	－	－	－	－	－	－	－	－
	小計	－	－	－	－	－	－	－	－
魚介類加工品(缶詰・瓶詰を除く)		－	－	－	－	－	－	－	－
肉・卵類及びその加工品(缶詰・瓶詰を除く)		－	－	－	－	－	－	－	－
乳製品		－	－	－	－	－	－	－	－
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)		－	－	－	－	－	－	－	－
アイスクリーム類・氷菓		－	－	－	－	－	－	－	－
穀類及びその加工品(缶詰・瓶詰を除く)		－	－	－	－	－	－	－	－
野菜類果物及びその加工品(缶詰・瓶詰を除く)		－	－	－	－	－	－	－	－
菓子類		－	－	－	－	－	－	－	－
清涼飲料水		－	－	－	－	－	－	－	－
酒精飲料		－	－	－	－	－	－	－	－
氷雪		－	－	－	－	－	－	－	－
水		－	－	－	－	－	－	－	－
缶詰瓶詰食品		－	－	－	－	－	－	－	－
その他の食品		－	－	－	－	－	－	－	－
添加物	化学的合成品及びその製剤	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他の添加物	－	－	－	－	－	－	－	－
器具及び容器包装		－	－	－	－	－	－	－	－
おもちゃ		－	－	－	－	－	－	－	－
その他		－	－	－	－	－	－	－	－

表1－(2)－イ 乳類の収去試験の状況　(単位:件)

区分 / 年度・収去品目	収去検体数	不適検体数	不適理由							備考
			無脂乳固形分	乳脂肪分	比重	酸度	細菌数	大腸菌群	その他	
令和5年度	5(5)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	
令和6年度	5(5)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	
令和7年度	3(3)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	
生乳	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	
牛乳	3(3)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	
部分脱脂乳	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	
加工乳 乳脂肪分3%以上	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	
加工乳 乳脂肪分 3%未満	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	
その他	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	

(注):(　)内は食品機動監視課の再掲

(3)違反食品等発見状況

表1－(3)違反食品等発見状況　(単位:件)

区分 / 年度・条項	県内産	県外産	計	処置				
				廃棄	再生転用	適正改善	返品回収	在庫なし
令和5年度	0	0	0	－	－	－	－	－
令和6年度	0	1	1	－	－	1	1	－
令和7年度	0	3	3	－	－	3	－	－
6条1号（腐敗・変敗）	0	0	0	－	－	－	－	－
2号（有毒・有害）	0	0	0	－	－	－	－	－
3号（病原微生物）	0	0	0	－	－	－	－	－
4号（不潔・異物）	0	0	0	－	－	－	－	－
小計	0	0	0	－	－	－	－	－
12条（販売等）	0	0	0	－	－	－	－	－
13条2項（基準・規格）	0	0	0	－	－	－	－	－
13条3項（農薬等）	0	0	0	－	－	－	－	－
19条（表示）	0	0	0	－	－	－	－	－
食品表示法第5条	0	3	3	－	－	3	－	－

(4)食中毒発生状況

表1－(4)食中毒発生状況　(単位:件)

区分 / 年度	発生数	患者数	死亡数	原因食品			病因物質				備考
				給食	不明	その他	カンピロバクター	ノロウイルス	腸管出血性大腸菌O157	その他	
令和5年度	1	17	－	－	－	1	－	1	－	－	
令和6年度	1	4	－	－	1	－	1	－	－	－	
令和7年度	1	1	－	－	－	1	－	－	－	1	
(原因施設)	不明										

(5)食品関係苦情処理状況

表1－(5)食品関係苦情処理状況　(単位:件)

区分 / 年度・分類	総数	原因							
		異物混入	腐敗変敗	異味異臭	カビ発生	食品の取扱	施設の衛生	表示	その他
令和5年度	84(2)	14(1)	3(-)	3(-)	3(-)	7(1)	13(-)	5(-)	36(-)
令和6年度	88(2)	9(-)	3(-)	3(-)	2(-)	9(1)	20(1)	3(-)	39(-)
令和7年度	89(4)	11(2)	1(-)	11(1)	3(-)	13(-)	19(1)	8(-)	23(-)
魚介類及びその加工品	7(-)	1(-)	-(-)	2(-)	-(-)	1(-)	-(-)	-(-)	3(-)
肉卵類及びその加工品	13(-)	-(-)	1(-)	2(-)	-(-)	3(-)	-(-)	-(-)	7(-)
乳類及びその加工品	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
穀類及びその加工品	10(-)	2(-)	-(-)	1(-)	2(-)	1(-)	1(-)	1(-)	2(-)
野菜・果物類及びその加工品	7(1)	1(-)	-(-)	2(1)	1(-)	1(-)	-(-)	1(-)	1(-)
菓子類	7(1)	3(1)	-(-)	2(-)	-(-)	-(-)	-(-)	2(-)	-(-)
清涼飲料水	4(-)	-(-)	-(-)	1(-)	-(-)	-(-)	-(-)	2(-)	1(-)
その他の食品	21(1)	4(1)	-(-)	1(-)	-(-)	6(-)	-(-)	2(-)	8(-)
施設	20(1)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	1(-)	18(1)	-(-)	1(-)

(注):(　)内は食品機動監視課の再掲

(6)免許資格等の交付届出状況

表1－(6)製菓衛生師及びふぐ処理師免許交付状況　(単位:件)

区分 / 免許	名簿登録数	交付	転入	返納	転出	再交付	書換交付
製菓衛生師	363	10	-	-	-	2	1
ふぐ処理師	152	4	-	-	-	-	-

(7)衛生教育実施状況

表1－(7)衛生教育実施状況　(単位:件・人)

対象者	回数	受講者数
消費者	1	25
食品等事業者	10	779

2 狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業

(1)犬による侵害防止対策

表2－(1)－ア 捕獲･返還及びこう傷事故件数 （単位:件）

区分／年度	捕獲頭数	返還頭数	こう傷事故件数				
			総数	飼い犬			飼い主不明犬
				計	登録犬	未登録犬	
令和５年度	－	－	25	25	22	3	0
令和６年度	－	－	9	9	8	1	0
令和７年度	－	－	14	14	13	1	0

表2－(1)－イ こう傷事故発生時の状況 （単位:件）

区分／年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
（発生時の状況－被害者数）	犬に手を出した	7	3	4
	係留しようとした	2	0	0
	配達訪問等の際	4	0	2
	通行中	10	2	4
	遊戯中	1	2	2
	その他	1	2	2
（発生場所－件数）	犬舎等の周辺	6	2	3
	公共の場所	18	6	9
	その他	1	1	2

表2－(1)－ウ 行政措置状況 （単位:件）

区分／年度	行政措置		
	告発	措置命令	始末書
令和５年度	0	0	16
令和６年度	0	0	9
令和７年度	0	0	13

(2)動物愛護管理事業

表2－(2)－ア 動物の飼養に関する指導･助言状況 (単位:件)

区分 / 年度･動物種	件数	内訳(重複あり)								
		譲渡	不妊去勢	疾病	飼い方	引取り	逸走	死亡	注射登録	その他
令和5年度	403	3	3	0	98	37	12	3	2	13
令和6年度	339	15	18	2	104	33	73	9	12	10
令和7年度	214	6	10	2	94	18	33	17	13	68
犬	106	4	0	1	62	7	7	2	13	34
猫	78	1	10	1	26	11	14	8	0	17
その他	30	1	0	0	6	0	12	7	0	17

表2－(2)－イ 動物による苦情届出状況 (単位:件)

区分 / 年度･動物種	件数	内訳(重複あり)					
		農作物･家畜	住居･庭園	捕獲依頼	鳴き声	汚物悪臭	その他
令和5年度	231	1	55	10	46	48	107
令和6年度	219	1	34	39	35	38	85
令和7年度	155	1	18	8	29	43	76
犬	83	0	1	6	23	9	50
猫	56	1	15	2	3	30	17
その他	16	0	2	0	3	4	9

表2－(2)－ウ 犬･猫の引取り(保健所受理分)･負傷動物の収容状況 (単位:頭)

区分 / 年度	犬･猫の引取り数			負傷動物収容数			
	計	犬	猫	計	犬	猫	その他
令和5年度	2	0	2	－	－	－	－
令和6年度	0	0	0	－	－	－	－
令和7年度	0	0	0	－	－	－	－

表2－(2)－エ 第一種動物取扱業登録及び立入検査状況 （単位:件）

業種／年度	事業所数	業種別登録数							立入検査件数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあっせん	譲受飼養	
令和5年度	174	63	120	5	26	7	0	0	90
令和6年度	177	66	119	5	28	7	0	0	65
令和7年度	176	66	118	6	26	10	0	0	65

表2－(2)－オ 第二種動物取扱業届出及び立入検査状況 （単位:件）

業種／年度	事業所数	業種別届出数						立入検査件数
		譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	その他	
令和5年度	9	8	0	0	0	1	0	4
令和6年度	9	7	0	0	0	1	0	4
令和7年度	10	8	1	0	0	2	0	4

表2－(2)－カ 特定動物の飼養及び保管の許可数及び立入検査状況 （単位:件）

科目／年度	総数	動物種別内訳			立入検査件数
		哺乳綱	鳥綱	爬虫綱	
令和5年度	0	-	-	-	-
令和6年度	0	-	-	-	-
令和7年度	0	-	-	-	-

表2－(2)－キ 多頭飼養の届出状況 （単位:件）

年度	届出施設数	飼養頭数別内訳				調査件数合計	現地調査件数	立入検査数
		10～	31～	61～	91～			
令和5年度	26	25	1	0	0	26	1	25
令和6年度	29	28	1	0	0	6	2	4
令和7年度	29	28	1	0	0	0	0	0

(注)届出施設数は、犬又は猫を合わせて 10 頭以上飼養する届出済施設の総数を指す。

表2－(2)－ク 動物愛護教育実施状況

事業名	実施主体	実施回数	内容	受講者数
-	-	0	-	-

(参考)犬の登録･狂犬病予防注射等の実施状況 (単位:件)

区分 / 年度･市町村	原簿保有数	登録申請数	注射済票交付数		
			計	集合	個別
令和5年度	23,032	2,015	15,978	2,213	13,765
令和6年度	23,648	2,024	16,321	2,432	13,889
令和7年度	24,195	1,945	16,442	2,469	13,973
習志野市	6,966	672	5,240	499	4,741
八千代市	11,992	903	7,075	1,305	5,770
鎌ケ谷市	5,237	370	4,127	665	3,462

(注):犬の登録･狂犬病予防注射に係る事務は、平成12年度から市町村に権限移譲。

3 環境衛生事業

(1)生活衛生関係営業施設監視指導事業

表3－(1)－ア 施設数及び立入検査件数等の状況 （単位:件）

区分 / 年度・業種		施設数	許認可件数	廃止件数	対前年度増減	立入検査件数
令和5年度		1,255	51	48	3	240
令和6年度		1,235	40	60	△20	259
令和7年度		1,223	46	58	△12	224
理容所		280	5	12	△7	44
美容所		727(1)	36	30	6	110
クリーニング所	小計	152(7)	2	16	△14	31
	洗場・仕上場	58	-	3	△3	11
	取次所	94(7)	2	13	△11	20
旅館	小計	27	3	-	3	14
	旅館・ホテル	17	-	-	-	8
	簡易宿所	10	3	-	3	6
	下宿	-	-	-	-	-
公衆浴場	小計	31	-	-	-	24
	一般公衆浴場	1	-	-	-	-
	その他の公衆浴場	30	-	-	-	24
興行場		6	-	-	-	1

(注)1 理容所・美容所の()は移動理容所、移動美容所の再掲

2 取次所の()は無店舗取次店の再掲

表3－(1)－イ 市町村別の施設数 （単位:件）

区分／市町村	理容所	美容所	クリーニング所			旅館				公衆浴場			興行場	施設数	対前年度増減
			小計	洗場・仕上場	取次所	小計	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿	小計	一般公衆浴場	その他公衆浴場			
総数	280	727 (1)	152 (7)	58	94 (7)	27	17	10	－	31	1	30	6	1,223	△12
習志野市	86	220	44	13	31	8	4	4	－	9	－	9	－	367	△14
八千代市	131	347	78 (7)	27	51 (7)	16	11	5	－	12	－	12	4	588	11
鎌ケ谷市	63	160 (1)	30	18	12	3	2	1	－	10	1	9	2	268	△9

(注)()は前表の(注)1、2と同じ

表3－(1)－ウ 衛生講習会実施状況

業種／年度	理容		美容		クリーニング		旅館		公衆浴場	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
令和５年度	2	60	－	－	－	－	－	－	－	－
令和６年度	2	62	－	－	－	－	－	－	－	－
令和７年度	2	53	－	－	－	－	－	－	－	－

表3－(1)－エ 旅館業無許可営業立入検査の状況

年度	立入検査件数
令和５年度	－
令和６年度	－
令和７年度	－

(2)住宅宿泊事業監視指導事業

表3－(2)施設数及び立入検査件数の状況

年　　度	施設数	立入検査件数
令 和 5 年 度	64	-
令 和 6 年 度	74	-
令 和 7 年 度	71	-

(3)化製場等施設監視指導事業

表3－(3)施設数及び立入検査件数等の状況　(単位:件)

区　　分	施設数	許可件数	廃止件数	対前年度増減	立入検査件数
令 和 5 年 度	32	2	1	1	19
令 和 6 年 度	33	2	1	1	11
令 和 7 年 度	33	-	-	-	12
化　　製　　場	-	-	-	-	-
魚介類・鳥類等製造貯蔵施設	-	-	-	-	-
死亡獣畜取扱場	-	-	-	-	-
畜舎・家きん舎	33	-	-	-	12
死亡獣畜取扱場以外処理	-	-	-	-	-

（4）建築物の衛生的環境の確保に関する事業

表3－（4）－ア 特定建築物数及び立入検査件数等の状況 （単位：件）

年 度	施設数	届出件数	非該当届出件数	対前年度増減	立入検査件数
令和５年度	87(19)	1	2	△1	22
令和６年度	85(19)	2(1)	4(1)	△2	19
令和７年度	87(19)	3	1	2	18
興行場	2(2)	-	-	-	-
百貨店	18	1	1	-	3
店舗	17	-	-	-	5
もっぱら事務所	9(4)	2	-	2	3
その他の事務所	8(2)	-	-	-	4
学校	19(6)	-	-	-	-
旅館	4	-	-	-	2
集会場	3(3)	-	-	-	-
図書館	2(2)	-	-	-	-
博物館	-	-	-	-	-
美術館	-	-	-	-	-
遊技場	5	-	-	-	1

（注）（ ）内は、国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するものの再掲

表3－(4)－イ 建築物管理事業の登録及び立入検査件数等の状況　(単位:件)

業種 / 年度・区分	総数	建築物清掃業	建築物空気環境測定業	建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物飲料水水質検査業	建築物飲料水貯水槽清掃業	建築物排水管清掃業	建築物ねずみ・こん虫等防除業	建築物環境衛生総合管理業
令和５年度	32	4	2	-	2	14	5	2	3
令和６年度	32	4	2	-	2	13	5	2	4
令和７年度	29	4	2	-	2	12	4	2	3
登録	1	-	-	-	-	1	-	-	-
期限満了	3	-	-	-	-	2	1	-	-
登録廃止	1	-	-	-	-	-	-	-	1
立入検査件数	2	-	-	-	1	1	-	-	-

(5)遊泳用プールに関する事業

表3－(5)遊泳用プール施設数及び施設調査件数　(単位:件)

年度	総施設数	営業用	事業用	その他
令和５年度	35(17)	35(17)	-(-)	-(-)
令和６年度	35(17)	35(17)	-(-)	-(-)
令和７年度	30(17)	30(17)	-(-)	-(-)
施設調査件数	14(8)	14(8)	-(-)	-(-)

(注)(　)内は、通年プールの施設数及び施設調査件数の再掲

(6)温泉法関係施設監視指導事業

表3－(6)－ア 温泉掘削許可等の件数及び立入検査件数等の状況 （単位:件）

年 度	掘削許可	動力許可	可燃性天然ガス		利用施設			
			採取許可	確認	施設数	許可	廃止	立入検査件数
令和５年度	1	－	－	－	4	－	－	4
令和６年度	－	－	－	－	4	－	－	4
令和７年度	－	－	－	－	4	－	－	2

表3－(6)－イ 温泉利用施設の状況

No.	源泉名	利用施設数	泉 質
1	アパホテル八千代緑が丘駅前温泉	1	ナトリウム-炭酸水素塩・塩化物冷鉱泉
2	新習志野温泉	1	含よう素-ナトリウム-塩化物強塩泉
3	湯河原温泉	2	ナトリウム・カルシウム-塩化物・硫酸塩温泉

(7)感染症対策

表3－(7)感染症対策調査の状況 （単位:件）

年 度	調 査 数
令和５年度	8
令和６年度	5
令和７年度	10

(8)浄化槽通知受理事業

表3－(8)浄化槽設置に係る通知受理状況(単位:件)

年　　度	設置に係る通知の受理
令和　5　年　度	385
令和　6　年　度	391
令和　7　年　度	259

(9)苦情及び相談事業

表3－(9)苦情及び相談等の状況　(単位:件)

区分 / 種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総　　数	549	515	638
住居内空気環境	1	1	-
水道施設	-	-	-
飲用井戸	40	52	26
衛生害虫	30	37	32
生活衛生関係営業施設	303	285	422
そ　の　他	175	140	158

Ⅷ 検査課の業務概要

検査課は、「千葉県検査業務運営要領」に基づき、習志野及び市川保健所の 2 つの管内検査業務を所掌している。業務内容は、エイズ対策等に係る検査、腸内細菌検査、食品衛生検査、感染症・食中毒等の健康危機管理に係る検査及び尿一般検査等である。

1 臨床及び細菌検査業務

(1)臨床検査

性感染症対策として梅毒検査 556 件、エイズ対策として HIV 抗体検査 563 件、肝炎対策として C 型肝炎ウイルス抗体検査 572 件及び B 型肝炎ウイルス抗原検査 572 件を実施した。

また、原子爆弾被爆者健康診断に係る検査として尿検査を11件実施した。

(2)細菌検査

平常時対策として、給食施設従事者、食品取扱業者及び水道施設従事者等に対する腸内細菌検査を 3，654件実施した。

2 食品衛生検査業務

(1)食品細菌検査

食品機動監視課が管内施設等から収去した食品の検査を 117 検体 629 項目実施した。

(2)乳類規格試験

食品機動監視課が収去した市販の乳及び乳製品の規格試験を 5 検体 16 項目実施した。

3 健康危機管理検査業務

(1)感染症発生に伴う検査

感染症発生に伴う検査を42事案、延べ114件実施した。その結果、腸管出血性大腸菌 O157 5件、腸管出血性大腸菌 O103 1件、腸管出血性大腸菌 O91 1件、腸管出血性大腸菌 O166 1件、腸管出血性大腸菌型不明7件を検出した。

(2)食中毒及び苦情食品等の検査

健康危機管理に係る食中毒及び苦情食品等の検査を 444検体 7,021項目実施した。その結果、チフス菌 1件、サルモネラ属菌 2件、黄色ブドウ球菌41件、ウエルシュ菌6件、カンピロバクター8件、ノロウイルス164件、アデノウイルス 2 件検出した。

4 精度管理事業

(1)内部精度管理

「食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」に基づき、添加回収試験、陰性対照試験及び陽性対照試験等の内部精度管理を実施した。

(2)外部精度管理

一般財団法人食品薬品安全センター及び千葉県衛生研究所が実施する外部精度管理調査に参加した。

1 臨床及び細菌検査業務

(1)臨床検査

表1－(1)臨床検査実施状況

(単位:件)

区分			令和5年度	令和6年度	令和7年度	習志野保健所	市川保健所
血液	梅毒	TP 法	379	484	556	257	299
		STS 法	379	484	556	257	299
	HIV 抗原・抗体		379	488	563	262	301
	HCV 抗体		389	504	572	262	310
	HBs 抗原		390	504	572	263	309
尿	糖		48	34	11	-	11
	蛋白		48	34	11	-	11
	ウロビリノーゲン		48	34	11	-	11
	潜血		48	34	11	-	11
便	寄生虫	塗抹鏡検	-	-	-	-	-
		ぎょう虫卵	-	-	-	-	-

(2)細菌検査

表1－(2)平常時対策としての腸内細菌検査実施状況

(単位:件)

区分			計	給食施設従事者	食品取扱業者	水道施設従事者	その他
令和5年度			3,821	2,355	209	265	992
令和6年度			3,702 (1)	2,297 (1)	335	312	758
令和7年度			3,654 (1)	2,242 (1)	301	375	736
	習志野保健所	赤痢菌・ﾁﾌｽ菌・ﾊﾟﾗﾁﾌｽA菌・ｻﾙﾓﾈﾗ属菌※	945	632	10	2	301
		腸管出血性大腸 O157	1,170	852	17	2	299
		その他の菌	-	-	-	-	-
	市川保健所	赤痢菌・ﾁﾌｽ菌・ﾊﾟﾗﾁﾌｽA菌・ｻﾙﾓﾈﾗ属菌※	710 (1)	323 (1)	111	203	73
		腸管出血性大腸 O157	829	435	163	168	63
		その他の菌	-	-	-	-	-

※サルモネラ属菌は希望者のみに実施

(　)内は陽性数の再掲:陽性時のみ記載

2 食品衛生検査業務

(1)食品細菌検査

表2－(1)食品細菌検査実施状況

(単位:件)

区　　分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	習志野保健所	市川保健所
検　体　数		117	117	117	49	68
項　目　数		647	651	629	248	381
項目内訳	細菌数(生菌数)	117	117	117	49	68
	大腸菌群の有無	117	117	117	49	68
	黄色ブドウ球菌	108	108	108	40	68
	サルモネラ属菌	108	108	108	40	68
	腸炎ビブリオ	-	-	-	-	-
	腸炎ビブリオ最確数	-	-	-	-	-
	カンピロバクター	90	93	71	30	41
	E.coli の有無	-	-	-	-	-
	E.coli の最確数	-	-	-	-	-
	腸管出血性大腸菌 O157	107	108	108	40	68
	腸管出血性大腸菌 O26	-	-	-	-	-
	腸管出血性大腸菌 O111	-	-	-	-	-
	腸管出血性大腸菌 O103	-	-	-	-	-
	腸管出血性大腸菌 O121	-	-	-	-	-
	腸管出血性大腸菌 O145	-	-	-	-	-
	糞便系大腸菌群	-	-	-	-	-

(2)乳類規格試験

表2－(2)乳類規格試験実施状況

(単位:件)

区　　分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	習志野保健所	市川保健所
検　体　数		5	5	5	5	-
項　目　数		26	22	16	16	-
項目内訳	細菌数(生菌数)	5	5	2	2	-
	大腸菌群の有無	5	5	2	2	-
	比重	4	3	3	3	-
	酸度	4	3	3	3	-
	無脂乳固形分	4	3	3	3	-
	乳脂肪分	4	3	3	3	-

3 健康危機管理検査業務

(1)感染症発生に伴う検査

表3－(1)感染症発生に伴う検査実施状況

(単位:件)

区分		事案数	計	便			その他(便以外)
				経過者・患者	接触者・家族	その他	
令和5年度		26 (11)	113 (23)	66 (16)	46 (7)	－	1
令和6年度		60 (11)	232 (25)	97 (18)	132 (7)	－	3
令和7年度		42 (9)	114 (15)	53 (14)	61 (1)	－	－
習志野保健所	コレラ菌	－	－	－	－	－	－
	赤痢菌	－	－	－	－	－	－
	チフス菌	－	－	－	－	－	－
	パラチフスA菌	－	－	－	－	－	－
	腸管出血性大腸菌O157	11(1)	25(2)	10(1)	15(1)	－	－
	腸管出血性大腸菌O26	1	1	－	1	－	－
	腸管出血性大腸菌O111	2	5	3	2	－	－
	腸管出血性大腸菌O103	5(1)	16(1)	6(1)	10	－	－
	腸管出血性大腸菌O145	1	4	1	3	－	－
	腸管出血性大腸菌O128	1	2	－	2	－	－
	腸管出血性大腸菌O8	1	4	1	3	－	－
	腸管出血性大腸菌O166	1	1	1	－	－	－
	腸管出血性大腸菌型不明	2(2)	9(4)	7(4)	2	－	－
	結核菌:塗抹鏡検	－	－	－	－	－	－
	培養	－	－	－	－	－	－
	新型コロナウイルス	－	－	－	－	－	－
市川保健所	コレラ菌	－	－	－	－	－	－
	赤痢菌	－	－	－	－	－	－
	チフス菌	1	3	－	3	－	－
	パラチフスA菌	－	－	－	－	－	－
	腸管出血性大腸菌O157	6(2)	18(3)	11(3)	7	－	－
	腸管出血性大腸菌O103	1	1	－	1	－	－
	腸管出血性大腸菌O91	1(1)	2(1)	2(1)	－	－	－
	腸管出血性大腸菌O8	1	1	1	－	－	－
	腸管出血性大腸菌O86a	1	4	－	4	－	－
	腸管出血性大腸菌O168	1	2	2	－	－	－
	腸管出血性大腸菌型不明	5(2)	16(4※)	8(4※)	8	－	－
	結核菌:塗抹鏡検	－	－	－	－	－	－
	培養	－	－	－	－	－	－
	新型コロナウイルス	－	－	－	－	－	－

(　)内は陽性数の再掲:陽性時のみ記載　※:腸管出血性大腸菌O166　1件含む

(2)食中毒及び苦情食品等の検査

表3－(2)－ア　食中毒及び苦情食品等の検査実施状況

(単位:件)

区分			計	食品	便	吐物	ふきとり	その他
令和５年度	事案数 87	検体数	459	-	444	-	15	-
		項目数	4,984	-	4,684	-	300	-
令和６年度	事案数 60	検体数	236	-	217	-	19	-
		項目数	2,794	-	2,414	-	380	-
令和７年度	事案数 75	検体数	444	-	400	-	44	-
		項目数	7,021	-	6,141	-	880	-
項目内訳	コレラ菌		322	-	278	-	44	-
	赤痢菌		322	-	278	-	44	-
	チフス菌		322	-	278	-	44	-
	パラチフスＡ菌		322	-	278	-	44	-
	腸炎ビブリオ		322	-	278	-	44	-
	NAGビブリオ		322	-	278	-	44	-
	ビブリオ ミミクス		322	-	278	-	44	-
	ビブリオ フルビアリス		322	-	278	-	44	-
	黄色ブドウ球菌		320	-	276	-	44	-
	サルモネラ属菌		322	-	278	-	44	-
	セレウス菌		322	-	278	-	44	-
	ウエルシュ菌		323	-	279	-	44	-
	カンピロバクター		321	-	277	-	44	-
	エルシニア エンテロコリチカ		321	-	277	-	44	-
	エロモナス フィドロフィア		322	-	278	-	44	-
	エロモナス ソブリア		322	-	278	-	44	-
	プレジオモナス シゲロイデス		322	-	278	-	44	-
	下痢原性大腸菌		321	-	277	-	44	-
	腸管出血性大腸菌 O157		323	-	279	-	44	-
	腸管出血性大腸菌 O26		322	-	278	-	44	-
	ノロウイルス		396	-	396	-	-	-
	ロタウイルス		94	-	94	-	-	-
	アデノウイルス		94	-	94	-	-	-
	大腸菌群		-	-	-	-	-	-
	細菌数(生菌数)		-	-	-	-	-	-
	その他(　　)		-	-	-	-	-	-
検出菌等内訳	チフス菌		1	-	1	-	-	-
	サルモネラ属菌		2	-	2	-	-	-
	黄色ブドウ球菌		41	-	41	-	-	-
	ウエルシュ菌		6	-	6	-	-	-
	カンピロバクター		8	-	8	-	-	-
	ノロウイルス		164	-	164	-	-	-
	アデノウイルス		2	-	2	-	-	-

表3－(2)－イ 食中毒及び苦情食品等の検査実施状況(当年度保健所別・再掲)

(単位:件)

項　　目		習志野保健所	市川保健所
コレラ菌		109	213
赤痢菌		109	213
チフス菌		109	213
パラチフス A 菌		109	213
腸炎ビブリオ		109	213
NAG ビブリオ		109	213
ビブリオ ミミクス		109	213
ビブリオ フルビアリス		109	213
黄色ブドウ球菌		109	211
サルモネラ属菌		109	213
セレウス菌		109	213
ウエルシュ菌		110	213
カンピロバクター		109	212
エルシニア エンテロコリチカ		109	212
エロモナス フィドロフィア		109	213
エロモナス ソブリア		109	213
プレジオモナス シゲロイデス		109	213
下痢原性大腸菌		109	212
腸管出血性大腸菌 O157		110	213
腸管出血性大腸菌 O26		109	213
ノロウイルス		115	281
ロタウイルス		41	53
アデノウイルス		41	53
大腸菌群		-	-
細菌数(生菌数)		-	-
その他(　　)		-	-
合　　計		2,379	4,642
検出菌等内訳	チフス菌	-	1
	サルモネラ属菌	1	1
	黄色ブドウ球菌	12	29
	ウエルシュ菌	5	1
	カンピロバクター	1	7
	ノロウイルス	57	107
	アデノウイルス	-	2

4 精度管理事業

(1)内部精度管理

表4－(1)内部精度管理実施状況

項　　目		実施回数
添加回収試験	細菌数(生菌数)	32
繰り返し試験	細菌数(生菌数)	6
	牛乳理化学	4
陽性対照	大腸菌群の有無	14
	黄色ブドウ球菌	11
	サルモネラ属菌	11
	腸炎ビブリオ	-
	E.coli	1
	腸内細菌科菌群	1
	腸管出血性大腸菌 O157	10
	腸管出血性大腸菌 O26	-
	腸管出血性大腸菌 O111	-
	腸管出血性大腸菌 O103	-
	腸管出血性大腸菌 O121	-
	腸管出血性大腸菌 O145	-

(2)外部精度管理

表4－(2)外部精度管理実施状況

外部精度管理調査機関	調査項目
一般財団法人食品薬品安全センター	大腸菌群 一般細菌数 黄色ブドウ球菌 E.coli サルモネラ属菌 腸内細菌科菌群
千葉県衛生研究所	腸内細菌の菌種同定 （EHEC/サルモネラ属菌） ノロウイルス(リアルタイム PCR 法)

Ⅸ 食品機動監視課の業務概要

食品機動監視課は習志野及び市川保健所の2つの管内を所掌している。

飲食に起因する事故を未然に防止するため、千葉県食品衛生監視指導計画に基づき、大量調理を行う集団給食施設、大規模又は広域流通する食品の製造施設、調理製造場を有する大型スーパー等に対して監視指導を実施するとともに、食品等の収去検査を実施し不良食品の排除に努めた。

また、食品衛生法改正に伴い原則として全ての食品等事業者が実施することとなった「HACCPに沿った衛生管理」について指導、助言を行うとともに、食品等事業者を対象として衛生講習会を実施し、食品衛生知識の向上を図った。

1 食品衛生監視事業

(1)監視指導実施状況(表1－(1)－ア～ウ)

「旧食品衛生法」要許可298件、「改正食品衛生法」要許可273件、届出164件の監視指導を実施した。

(2)収去等試験検査状況(表 1-(2)-ア)

食品を 228検体収去し、1,338 項目の細菌及び理化学検査を実施した。

(3)違反食品等処理状況(表 1-(3))

違反食品等の処理件数は 0 件であった。

(4)衛生教育実施状況(表 1-(4))

給食従事者等を対象とした衛生講習会を 5 回実施した。

1　食品衛生監視事業

(1)　監視指導実施状況

表１-(1)-ア　旧食品衛生法に基づく許可を要する食品営業施設・監視等の状況

区分＼保健所	習志野保健所												市川					
	施設数					監視件数						違反件数	施設数					
業種	卸売市場	大規模小売店舗	給食施設	監視課の所掌（左記を除く）	計	卸売市場	大規模小売店舗	給食施設	監視課の所掌（左記を除く）	生活衛生課の所掌（健康生活支援課）	計		卸売市場	大規模小売店舗	給食施設	監視課の所掌（左記を除く）	計	
令和５年度	－	329	50	294	673	－	135	29	100	112	376	－	－	462	59	363	884	
令和６年度	－	212	42	204	458	－	60	17	69	55	201	－	－	271	45	244	560	
令和７年度	－	95	18	19	132	－	51	20	50	27	148	－	－	57	18	34	109	
飲食店営業　一般食堂・レストラン等	－	－	18	－	18	－	－	20	－	6	26	－	－	－	18	19	37	
飲食店営業　仕出し屋・弁当屋	－	19	－	2	21	－	10	－	8	－	18	－	－	15	－	2	17	
飲食店営業　旅館	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4	4	
飲食店営業　その他	－	23	－	－	23	－	11	－	－	1	12	－	－	11	－	1	12	
飲食店営業　小計		42	18	2	62	－	21	20	8	7	56	－	－	26	18	26	70	
菓子（パンを含む）製造業	－	21	－	1	22	－	11	－	8	1	20	－	－	10	－	2	12	
乳処理業	－	－	－	1	1	－	－	－	3	－	3	－	－	－	－	－	－	
特別牛乳搾取処理業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
乳製品製造業	－	－	－	2	2	－	－	－	3	1	4	－	－	－	－	1	1	
集乳業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
魚介類販売業	－	15	－	－	15	－	9	－	－	－	9	－	－	10	－	－	10	
魚介類競り売営業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
魚肉練り製品製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
食品の冷凍又は冷蔵業	－	－	－	1	1	－	－	－	2	1	3	－	－	－	－	1	1	
缶詰又は瓶詰食品製造業	－	－	－	1	1	－	－	－	2	－	2	－	－	－	－	－	－	
喫茶店営業	－	－	－	－	－	－	2	－	－	9	11	－	－	－	－	－	－	
あん類製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	
アイスクリーム類製造業	－	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
乳類販売業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	6	6	－	－	2	－	－	2	
食肉処理業	－	－	－	1	1	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	1	1	
食肉販売業	－	16	－	1	17	－	8	－	2	－	10	－	－	9	－	2	11	
食肉製品製造業	－	－	－	1	1	－	－	－	2	1	3	－	－	－	－	－	－	
乳酸菌飲料製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	
食用油脂製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
ﾏｰｶﾞﾘﾝ又はｼｮｰﾄﾆﾝｸﾞ製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
みそ製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
しょうゆ製造業	－	－	－	1	1	－	－	－	2	－	2	－	－	－	－	－	－	
ソース類製造業	－	－	－	2	2	－	－	－	5	－	5	－	－	－	－	1	1	
酒類製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
豆腐製造業	－	－	－	1	1	－	－	－	2	－	2	－	－	－	－	－	－	
納豆製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
麺類製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
そうざい製造業	－	－	－	2	2	－	－	－	4	1	5	－	－	－	－	－	－	
添加物製造業	－	－	－	1	1	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	
食品の放射線照射業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
清涼飲料水製造業	－	－	－	1	1	－	－	－	3	－	3	－	－	－	－	－	－	
氷雪製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
氷雪販売業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	

（単位：件）

保健所							合計												
監視件数						違反件数	施設数	監視件数			違反件数	指導票交付件数	処分件数						口頭説諭
卸売市場	大規模小売店舗	給食施設	監視課の所掌（左記を除く）	生活衛生課の所掌（健康生活支援課）	計		監視課の所掌	監視課の所掌	生活衛生課の所掌（健康生活支援課）	計			許可取消	営業禁止命令	営業停止命令	改善命令	物品廃棄命令	その他	
－	88	33	84	260	465	－	1,557	469	372	841	－	－	－	－	－	－	－	－	8
－	60	27	45	99	231	－	1,018	278	154	432	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	40	13	32	65	150	－	241	206	92	298	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	1	13	17	15	46	－	55	51	21	72	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	10	－	2	1	13	－	38	30	1	31	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	6	－	6	－	4	6	－	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	5	－	2	8	15	－	35	18	9	27	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	16	13	27	24	80	－	132	105	31	136	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	9	－	1	3	13	－	34	29	4	33	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	1	3	－	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	2	－	2	－	3	5	1	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	7	－	－	3	10	－	25	16	3	19	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	1	2	3	－	2	3	3	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	1	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	1	－	－	4	5	－	－	3	13	16	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	1	－	－	12	13	－	2	1	18	19	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	2	2	－	2	1	2	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	6	－	1	1	8	－	28	17	1	18	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	1	1	－	1	2	2	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	1	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	3	5	－	5	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	1	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	1	1	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	11	11	－	2	4	12	16	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	1	1	－	1	3	1	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

表１-(1)-イ　改正食品衛生法に基づく許可を要する食品営業施設・監視等の状況

保健所	習志野保健所																		違反件数
区分 / 業種	施設数									監視件数									
	地方公設市場	大規模食品製造施設	大規模飲食店	集団給食施設	指定成分等含有食品製造加工施設	HACCPに基づく衛生管理実施施設	監視課の所掌（左記を除く）	計		地方公設市場	大規模食品製造施設	大規模飲食店	集団給食施設	指定成分等含有食品製造加工施設	HACCPに基づく衛生管理実施施設	監視課の所掌（左記を除く）	生活衛生課の所掌（健康生活支援課を除く）	計	
令和５年度	－	16	1	13	－	11	89	130		－	19	2	17	－	5	37	12	92	－
令和６年度	－	28	1	13	－	15	111	168		－	44	2	12	－	1	51	24	134	－
令和７年度	－	37	1	16	－	9	132	195		－	47	2	8	－	10	35	21	123	－
飲食店営業	－	1	1	16	－	1	67	86		－	－	2	8	－	－	18	12	40	－
調理の機能を有する自動販売機	－	－	－	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	－	－	1	1	－
食肉販売業	－	1	－	－	－	－	21	22		－	－	－	－	－	－	4	1	5	－
魚介類販売業	－	－	－	－	－	－	22	22		－	－	－	－	－	－	5	－	5	－
魚介類競り売り営業	－	－	－	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
集乳業	－	－	－	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
乳処理業	－	1	－	－	－	－	－	1		－	2	－	－	－	－	－	－	2	－
特別牛乳搾取処理業	－	－	－	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
食肉処理業	－	3	－	－	－	－	－	3		－	1	－	－	－	－	－	－	1	－
食品の放射線照射業	－	－	－	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
菓子製造業	－	5	－	－	－	2	17	24		－	5	－	－	－	1	5	1	12	－
アイスクリーム類製造業	－	－	－	－	－	1	－	1		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
乳製品製造業	－	－	－	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	－	－	2	2	－
清涼飲料水製造業	－	2	－	－	－	－	－	2		－	3	－	－	－	－	－	－	3	－
食肉製品製造業	－	1	－	－	－	1	－	2		－	－	－	－	－	2	－	1	3	－
水産製品製造業	－	1	－	－	－	－	－	1		－	2	－	－	－	－	－	－	2	－
氷雪製造業	－	2	－	－	－	－	－	2		－	4	－	－	－	－	－	－	4	－
液卵製造業	－	1	－	－	－	－	－	1		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
食用油脂製造業	－	－	－	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
みそ又はしょうゆ製造業	－	1	－	－	－	－	－	1		－	3	－	－	－	－	－	－	3	－
酒類製造業	－	－	－	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
豆腐製造業	－	－	－	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
納豆製造業	－	－	－	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
麺類製造業	－	1	－	－	－	－	－	1		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
そうざい製造業	－	2	－	－	－	1	4	7		－	5	－	－	－	1	3	1	10	－
複合型そうざい製造業	－	6	－	－	－	3	－	9		－	12	－	－	－	6	－	－	18	－
冷凍食品製造業	－	1	－	－	－	－	－	1		－	2	－	－	－	－	－	－	2	－
複合型冷凍食品製造業	－	－	－	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漬物製造業	－	－	－	－	－	－	1	1		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
密封包装食品製造業	－	3	－	－	－	－	－	3		－	4	－	－	－	－	－	－	4	－
食品の小分け業	－	3	－	－	－	－	－	3		－	3	－	－	－	－	－	1	4	－
添加物製造業	－	2	－	－	－	－	－	2		－	1	－	－	－	－	－	1	2	－

市川保健所

施設数								監視件数								違反件数	
地方公設市場	大規模食品製造施設	大規模飲食店	集団給食施設	指定成分等含有食品製造施設	HACCPに基づく衛生管理実施施設	監視課の所掌（左記を除く）	計	地方公設市場	大規模食品製造施設	大規模飲食店	集団給食施設	指定成分等含有食品製造施設	HACCPに基づく衛生管理実施施設	監視課の所掌（左記を除く）	生活衛生課の所掌（健康生活支援課）	計	
－	9	35	22	－	1	90	157	－	9	9	17	－	－	19	22	76	－
－	9	44	25	－	1	114	193	－	5	43	21	－	－	27	44	140	－
－	22	36	49	－	5	152	264	－	16	36	23	－	1	23	51	150	－
－	－	36	49	－	－	78	163	－	－	36	23	－	－	14	31	104	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4	4	－
－	－	－	－	－	－	25	25	－	－	－	－	－	－	4	－	4	－
－	－	－	－	－	－	24	24	－	－	－	－	－	－	2	－	2	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	4	－	－	－	－	15	19	－	7	－	－	－	－	1	7	15	－
－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	2	2	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	1	－	－	－	－	－	1	－	2	－	－	－	－	－	－	2	－
－	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	1	－	－	－	2	－	3	－	1	－	－	－	1	－	－	2	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	10	－	－	－	－	6	16	－	4	－	－	－	－	1	7	12	－
－	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	3	3	－	－	－	－	－	－	1	－	1	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	2	－	－	－	－	－	2	－	2	－	－	－	－	－	－	2	－
－	－	－	－	－	3	－	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（単位：件）

区分 / 業種	合計												
	施設数	監視件数			違反件数	指導票交付件数	処分件数						口頭説諭
	監視課の所掌	監視課の所掌	生活衛生課の所掌（健康生活支援課）	計			許可取消	営業禁止命令	営業停止命令	改善命令	物品廃棄命令	その他	
令和5年度	287	134	34	168	−	−	−	−	−	−	−	−	5
令和6年度	361	206	68	274	−	−	−	−	−	−	−	−	6
令和7年度	459	201	72	273	−	−	−	−	−	−	−	−	−
飲食店営業	249	101	43	144	−	−	−	−	−	−	−	−	−
調理の機能を有する自動販売機	−	−	5	5	−	−	−	−	−	−	−	−	−
食肉販売業	47	8	1	9	−	−	−	−	−	−	−	−	−
魚介類販売業	46	7	−	7	−	−	−	−	−	−	−	−	−
魚介類競り売り営業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
集乳業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
乳処理業	1	2	−	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−
特別牛乳搾取処理業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
食肉処理業	4	1	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−
食品の放射線照射業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
菓子製造業	43	19	8	27	−	−	−	−	−	−	−	−	−
アイスクリーム類製造業	2	−	2	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−
乳製品製造業	−	−	2	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−
清涼飲料水製造業	3	5	−	5	−	−	−	−	−	−	−	−	−
食肉製品製造業	3	2	1	3	−	−	−	−	−	−	−	−	−
水産製品製造業	4	4	−	4	−	−	−	−	−	−	−	−	−
氷雪製造業	2	4	−	4	−	−	−	−	−	−	−	−	−
液卵製造業	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
食用油脂製造業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
みそ又はしょうゆ製造業	1	3	−	3	−	−	−	−	−	−	−	−	−
酒類製造業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
豆腐製造業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
納豆製造業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
麺類製造業	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
そうざい製造業	23	14	8	22	−	−	−	−	−	−	−	−	−
複合型そうざい製造業	10	18	−	18	−	−	−	−	−	−	−	−	−
冷凍食品製造業	1	2	−	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−
複合型冷凍食品製造業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
漬物製造業	4	1	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−
密封包装食品製造業	3	4	−	4	−	−	−	−	−	−	−	−	−
食品の小分け業	5	5	1	6	−	−	−	−	−	−	−	−	−
添加物製造業	5	1	1	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−

表１－（１）－ウ　改正食品衛生法に基づく届出を要する食品営業施設の状況　（単位：件）

区分＼保健所		習志野保健所			市川保健所			合計								
業種		施設数	監視件数	違反件数	施設数	監視件数	違反件数	施設数	監視件数	違反数	指導票交付件数	処分件数 営業禁止命令	営業停止命令	物品廃棄命令	その他	口頭説諭
令和５年度		1,796	160	－	2,799	79	－	4,595	239	－	－	－	－	－	－	－
令和６年度		2,105	126	－	2,996	124	－	5,101	250	－	－	－	－	－	－	－
令和７年度		2,002	112	－	3,052	52	－	5,054	164	－	－	－	－	－	－	－
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	42	3	－	22	－	－	64	3	－	－	－	－	－	－	－
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	54	7	－	36	－	－	90	7	－	－	－	－	－	－	－
	乳類販売業	268	20	－	247	13	－	515	33	－	－	－	－	－	－	－
	氷雪販売業	9	－	－	－	－	－	9	－	－	－	－	－	－	－	－
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	307	22	－	319	7	－	626	29	－	－	－	－	－	－	－
販売業	弁当販売業	20	1	－	50	－	－	70	1	－	－	－	－	－	－	－
	野菜果物販売業	66	1	－	85	－	－	151	1	－	－	－	－	－	－	－
	米穀類販売業	28	1	－	26	－	－	54	1	－	－	－	－	－	－	－
	通信販売・訪問販売による販売業	12	－	－	6	－	－	18	－	－	－	－	－	－	－	－
	コンビニエンスストア	227	－	－	312	－	－	539	－	－	－	－	－	－	－	－
	百貨店、総合スーパー	149	34	－	139	17	－	288	51	－	－	－	－	－	－	－
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）	191	6	－	319	－	－	510	6	－	－	－	－	－	－	－
	その他の食料・飲料販売業	362	6	－	1,019	7	－	1,381	13	－	－	－	－	－	－	－
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	－	－	－	2	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－
	いわゆる健康食品の製造・加工業	1	1	－	1	－	－	2	1	－	－	－	－	－	－	－
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	44	－	－	52	－	－	96	－	－	－	－	－	－	－	－
	農産保存食料品製造・加工業	8	－	－	7	－	－	15	－	－	－	－	－	－	－	－
	調味料製造・加工業	8	1	－	7	－	－	15	1	－	－	－	－	－	－	－
	糖類製造・加工業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製穀・製粉業	1	1	－	3	－	－	4	1	－	－	－	－	－	－	－
	製茶業	3	－	－	－	－	－	3	－	－	－	－	－	－	－	－
	海藻製造・加工業	1	－	－	3	－	－	4	－	－	－	－	－	－	－	－
	卵選別包装業	2	－	－	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他の食料品製造・加工業	22	3	－	43	－	－	65	3	－	－	－	－	－	－	－
上記以外のもの	行商	3	－	－	23	－	－	26	－	－	－	－	－	－	－	－
	集団給食施設	135	3	－	293	6	－	428	9	－	－	－	－	－	－	－
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	15	－	－	8	－	－	23	－	－	－	－	－	－	－	－
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	3	－	－	6	－	－	9	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	21	2	－	24	2	－	45	4	－	－	－	－	－	－	－

(2)　収去試験結果の概要

表１－（2）　食品等の収去試験の状況　　（単位：件）

保健所		習志野保健所			市川保健所			不適理由					
区分 / 収去品目		検査数		違反検体数	検査数		違反検体数	細菌	大腸菌群	異物	添加物使用基準	法定外添加物	その他
		検査検体数	検査項目数		検査検体数	検査項目数							
令和5年度		107	1,042	－	101	600	－	－	－	－	－	－	－
令和6年度		116	646	－	109	1,240	－	－	－	－	－	－	－
令和7年度		122	649	－	106	689	－	－	－	－	－	－	－
魚介類		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	3	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	4	8	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	3	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	生食用冷凍魚介類	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	小計	10	20	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く）		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）		6	70	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
乳製品		2	4	－	3	13	－	－	－	－	－	－	－
乳類加工品（アイスクリーム類を除きマーガリンを含む）		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
アイスクリーム類・氷菓		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）		－	－	－	2	10	－	－	－	－	－	－	－
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）		7	29	－	2	6	－	－	－	－	－	－	－
菓子類		16	66	－	26	160	－	－	－	－	－	－	－
清涼飲料水		6	60	－	2	94	－	－	－	－	－	－	－
酒精飲料		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
氷雪		2	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
水		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
缶詰・びん詰食品		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の食品		66	364	－	71	406	－	－	－	－	－	－	－
添加物	化学的合成品及びその製剤	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他の添加物	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
器具及び容器包装		4	20	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
おもちゃ		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
乳		3	12	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(3)違反食品等処理状況

表1－(3)違反食品等処理状況　(単位:件)

保健所		習志野保健所		市川保健所		合計		処置					在庫なし	備考
区分 / 条項		県内産	県外産	県内産	県外産	県内産	県外産	廃棄	再生転用	適正改善	返品回収	その他		
令和 5 年度		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和 6 年度		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和 7 年度		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
第6条	1号 腐敗･変敗	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2号 有毒･有害	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	3号 病原微生物	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	4号 不潔･異物	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	小計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
第12条 販売等		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
第13条2項 基準･規格		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
第13条3項 農薬等		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
第19条2項 表示		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
食品表示法第5条		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(4)衛生教育実施状況

表1－(4)衛生教育実施状況　(単位:件)

対象者	習志野保健所		市川保健所		計	
	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数
消費者	－	－	－	－	－	－
食品等事業者	3	490	2	635	5	1,125

X　監査指導課の業務概要

平成 16 年 4 月組織改正により、県内 5 か所（習志野、松戸、印旛、山武及び君津）の健康福祉センターに監査指導課が設置され、社会福祉法人及び社会福祉施設等（以下、「社会福祉法人等」という。）の指導監査等業務を実施している。

1　指導監査等業務の概要

（1）社会福祉事業を経営する社会福祉法人の運営管理及び会計管理についての指導監査
（2）社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、保育所等の児童福祉施設、幼保連携型認定こども園、障害者支援施設及び女性自立支援施設等）の運営管理、入居者等の処遇及び会計管理についての指導監査
（3）認可外保育施設の立入調査及び有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）の立入検査
（4）介護保険施設等の運営指導及び指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所等の運営指導

2　監査指導課の所管区域

（1）習志野健康福祉センター管内（習志野市、八千代市、鎌ケ谷市）
（2）市川健康福祉センター管内（市川市、浦安市）
（3）政令市保健所及び中核市保健所管内（千葉市、船橋市）

千葉市及び船橋市については、以下の社会福祉法人等に対する指導監査を当センターが担当している。（それ以外は千葉市、船橋市がそれぞれ所管）

＜社会福祉法人＞

①他都道府県にも施設を有し、かつ主たる事務所が千葉市にある社会福祉法人に対する指導監査
②船橋市以外にも施設を有し、かつ主たる事務所が船橋市にある社会福祉法人に対する指導監査

＜社会福祉施設等＞

③千葉市に所在する施設のうち千葉県が設置する児童自立支援施設に対する指導監査
④船橋市に所在する施設のうち船橋市が設置する老人福祉施設に対する指導監査
⑤船橋市に所在する児童福祉施設（保育所を除く）に対する指導監査（令和7年度まで）

3　指導監査等の実施状況等

（1）指導監査等の実施状況

社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査は、社会福祉法等の関係法令及び県の「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱」等に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、計画的に実施している。

令和 7 年度の監査等の実施数は 890 か所となっている、主に認可保育所、介護保険施設等によるものである。

（2）主な指摘事項

令和 7 年度の主な指摘事項は以下のとおりである。

・運営に関する事項としては、各種委員会・研修及び訓練の未実施、自己評価及び外部評価の未実施、保育従事者の配置不足、災害防止対策が不十分等である。

・会計管理としては、経理規程に基づかない不適切な会計処理、委託費の経理における不適切な処理等である。

表1 社会福祉法人等の指導監査実施状況

種別	区分		令和７年度 法人・施設数 A	計画数 B	計画率(%) B／A	実施数 D	うち、実地監査・指導	実施率(%) D／B
社会福祉法人等	社会福祉法人(1+2+3)		34	13	38.2	13	13	100.0
	1 社会福祉協議会		0	0	-	0	0	-
	2 施設を経営するもの		34	13	38.2	13	13	100.0
	内訳	第一種経営	19	8	42.1	8	8	100.0
	内訳	第二種経営	15	5	33.3	5	5	100.0
	3 施設を経営しないもの		0	0	-	0	0	-
	市町村児童福祉行政(保育関係)		5	5	100.0	5	5	100.0
	計		39	18	46.2	18	18	100.0
社会福祉施設等	社会福祉施設(第一種)	1 救護施設	0	0	-	0	0	-
		2 老人福祉施設	83	22	26.5	22	22	100.0
		3 児童福祉施設	7	6	85.7	7	7	116.7
		内訳 障害児入所施設	2	1	50.0	2	2	200.0
		内訳 児童自立支援施設	1	1	100.0	1	1	100.0
		内訳 乳児院	1	1	100.0	1	1	100.0
		内訳 児童養護施設	2	2	100.0	2	2	100.0
		内訳 母子生活支援施設	1	1	100.0	1	1	100.0
		内訳 児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設)	0	0	-	0	0	-
		4 女性自立支援施設	0	0	-	0	0	-
		5 障害者支援施設	4	4	100.0	4	4	100.0
	6 保育所		261	128	49.0	159	99	124.2
	7 幼保連携型認定こども園		17	7	41.2	7	1	100.0
	8 認可外保育施設		88	41	46.6	48	38	117.1
	9 有料老人ホーム		132	29	22.0	32	32	110.3
	うちｻｰﾋﾞｽ付高齢者向け住宅		38	11	28.9	11	11	100.0
	10 介護保険施設等		1,218	262	21.5	288	288	109.9
	11 指定障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所		809	165	20.4	184	184	111.5
	12 指定障害児通所支援事業所		467	89	19.1	94	94	105.6
	13 指定児童発達支援センター		12	7	58.3	8	8	114.3
	14 指定一般相談支援事業所		40	11	27.5	19	19	172.7
	計		3,138	771	24.6	872	796	113.1
合計			3,177	789	24.8	890	814	112.8

※第一種経営とは、主として第一種社会福祉事業を経営するもの。
※第二種経営とは、主として第二種社会福祉事業を経営するもの。
※実施数と「うち、実地監査・指導」との差は、「書面監査・指導」である。

XI 資料編

1 市町村保健センター

（令和8年3月31日現在）

施設の名称	郵便番号	所在地	電話番号
谷津ヘルスステーション	275-0026	習志野市谷津5丁目16番33号	－
秋津ヘルスステーション	275-0025	習志野市秋津3丁目4番1号	－
津田沼・鷺沼ヘルスステーション	275-0014	習志野市鷺沼2丁目1番1号	047(453)2967
屋敷ヘルスステーション	275-0004	習志野市屋敷4丁目6番6号	－
東習志野ヘルスステーション	275-0001	習志野市東習志野2丁目10番3号	－
八千代市保健センター	276-0042	八千代市ゆりのき台2丁目10	047(483)4646
鎌ケ谷市総合福祉保健センター	273-0195	鎌ケ谷市新鎌ケ谷2丁目6番1号	047(445)1141

※谷津ヘルスステーション、秋津ヘルスステーション、屋敷ヘルスステーション及び東習志野ヘルスステーションにつきましては、市職員が常駐していないため電話番号を削除いたしました。

2 表彰関係一覧表

表彰区分	氏名・名称	業種等	表彰年月日	大会名等
厚生労働大臣表彰（優良施設）	ロック製菓株式会社 八千代工場	菓子製造業	令和7年10月16日	令和7年度 食品衛生事業功労者 厚生労働大臣表彰
千葉県知事表彰（優良施設）	株式会社パル・ミート 習志野事業所	食肉処理業	令和7年11月7日	令和7年度 千葉県食品衛生大会
習志野保健所長表彰（食品衛生功労者）	中国料理 赤尾飯店	飲食店営業	令和8年1月14日	令和7年度習志野保健所管内 食品衛生協会・調理師会表彰式
厚生労働大臣表彰（公衆衛生事業功労者）	松田　清香	獣医師	令和8年2月24日	令和7年度 公衆衛生事業功労者表彰式
公衆衛生事業功労者	杉戸　一寿	医師	令和8年2月24日	令和7年度 公衆衛生事業功労者表彰式
公衆衛生事業功労者	藍　扶二子	保健師	令和8年2月24日	令和7年度 公衆衛生事業功労者表彰式

《千葉県習志野保健所（健康福祉センター）案内》

所在地　〒275－0012　習志野市本大久保5丁目7番14号
電話　047－475－5151（代）
FAX　047－475－5122
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ　https://www.pref.chiba.lg.jp/kf-narashino/
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　nara-soumu5@mz.pref.chiba.lg.jp

交　通　・京成電鉄「京成大久保」駅下車　徒歩10分
・JR「津田沼」駅南口下車、京成バス「幕張本郷」駅乗車、「保健所」下車　徒歩1分
・JR、京成電鉄「幕張本郷」駅下車、京成バス「津田沼駅」行きに乗車、「保健所」下車徒歩1分

《案内図》

